

# 長崎県地域防災計画（基本計画編）

令和5年度（第2回）修正（案）

令和6年2月

長崎県防災会議

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	多様な視点の明確化に伴う修正（県防災企画課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
2	<p>第1編 総則 第1章 序説 第3節 計画の基本理念</p> <p>防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあつて、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。</p> <p><u>また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立が必要である。</u></p> <p>防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。（以下略）</p>	<p>第1編 総則 第1章 序説 第3節 計画の基本理念</p> <p>防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあつて、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。</p> <p><u>また、性別や年齢、国籍、障害の有無などに関わらず、地域における生活者の一人ひとりが持つ多様な視点を取り入れることが必要である。</u></p> <p>防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。（以下略）</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	統計値、期間の変更など（長崎地方気象台）											
ページ	現行計画					改正計画						
10	<b>第1編 序説</b> <b>第2章 長崎県の概況</b> <b>第2節 長崎県の風水害</b>					<b>第1編 序説</b> <b>第2章 長崎県の概況</b> <b>第2節 長崎県の風水害</b>						
	<b>2 長崎県内気象官署の気象観測記録</b> (6) 日最大1時間降水量の極値・順位値 (単位: mm)					<b>2 長崎県内気象官署の気象観測記録</b> (6) 日最大1時間降水量の極値・順位値 (単位: mm)						
		1位	2位	3位	4位	5位		1位	2位	3位	4位	5位
	長崎 1897/4~ <a href="#">2023/03</a>	127.5 1982/7/23	102.0 1981/9/25	87.8 1923/9/5	87.0 2020/9/12	86.2 1927/8/27	長崎 1897/4~ <a href="#">2023/10</a>	127.5 1982/7/23	102.0 1981/9/25	87.8 1923/9/5	87.0 2020/9/12	86.2 1927/8/27
	福江 1962/5~ <a href="#">2023/03</a>	113.5 1967/7/9	93.5 1989/9/12	89.0 2005/9/10	88.0 2020/9/7	86.7 1965/11/19	福江 1962/5~ <a href="#">2023/10</a>	113.5 1967/7/9	93.5 1989/9/12	89.0 2005/9/10	88.0 2020/9/7	86.7 1965/11/19
	厳原 1904/1~ <a href="#">2023/03</a>	116.0 2003/7/23	111.8 1915/11/25	98.0 1980/7/25	96.3 1967/7/5	95.8 1954/7/16	厳原 1904/1~ <a href="#">2023/10</a>	116.0 2003/7/23	111.8 1915/11/25	98.0 1980/7/25	96.3 1967/7/5	95.8 1954/7/16
	佐世保 1946/11~ <a href="#">2023/03</a>	125.1 1967/7/9	104.5 2001/6/23	102.4 1956/8/27	90.0 1948/9/11	87.0 2001/9/5	佐世保 1946/11~ <a href="#">2023/103</a>	125.1 1967/7/9	104.5 2001/6/23	102.4 1956/8/27	90.0 1948/9/11	87.0 2001/9/5
	平戸 1940/1~ <a href="#">2023/03</a>	125.5 1999/9/2	114.5 2011/8/23	108.0 1989/7/28	104.0 1982/7/23	90.0 1959/7/15	平戸 1940/1~ <a href="#">2023/10</a>	125.5 1999/9/2	114.5 2011/8/23	108.0 1989/7/28	104.0 1982/7/23	90.0 1959/7/15
	(7) 日降水量の極値・順位値 (単位: mm)					(7) 日降水量の極値・順位値 (単位: mm)						
		1位	2位	3位	4位	5位		1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1878/7~ <a href="#">2023/03</a>	448.0 1982/7/23	385.4 1928/6/28	345.4 1882/4/11	344.5 1945/9/3	344.0 1989/7/28	長崎 1878/7~ <a href="#">2023/10</a>	448.0 1982/7/23	385.4 1928/6/28	345.4 1882/4/11	344.5 1945/9/3	344.0 1989/7/28	
福江 1962/5~ <a href="#">2023/03</a>	432.5 2005/9/10	326.0 1985/6/28	310.5 1974/5/18	294.0 2019/7/20	290.5 2011/11/18	福江 1962/5~ <a href="#">2023/10</a>	432.5 2005/9/10	326.0 1985/6/28	310.5 1974/5/18	294.0 2019/7/20	290.5 2011/11/18	

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(基本計画編)」修正案(新旧対照)

厳原 1886/9~ <a href="#">2023/03</a>	392.5 1916/9/24	344.0 1985/6/23	328.5 1972/8/20	305.5 1972/7/11	290.6 1928/9/18
佐世保 1946/11~ <a href="#">2023/03</a>	371.8 1957/7/25	344.4 1955/4/15	322.5 1990/7/2	301.5 1989/7/28	274.0 2020/6/25
平戸 1940/1~ <a href="#">2023/03</a>	406.9 1959/7/13	365.5 2011/8/23	359.5 1953/6/25	<a href="#">329.5</a> <a href="#">1980/8/29</a>	<a href="#">315.5</a> <a href="#">1949/8/17</a>

厳原 1886/9~ <a href="#">2023/10</a>	392.5 1916/9/24	344.0 1985/6/23	328.5 1972/8/20	305.5 1972/7/11	290.6 1928/9/18
佐世保 1946/11~ <a href="#">2023/10</a>	371.8 1957/7/25	344.4 1955/4/15	322.5 1990/7/2	301.5 1989/7/28	274.0 2020/6/25
平戸 1940/1~ <a href="#">2023/10</a>	406.9 1959/7/13	365.5 2011/8/23	359.5 1953/6/25	<a href="#">335.5</a> <a href="#">2023/9/15</a>	<a href="#">329.5</a> <a href="#">1980/8/29</a>

(8) 月降水量の多い方からの極値・順位値 (単位: mm)

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1878/7~ <a href="#">2023/03</a>	1178.5 1982/7	985.4 1885/6	973.4 1922/9	939.4 1928/6	935.0 2021/8
福江 1962/5~ <a href="#">2023/03</a>	961.5 2021/8	872.5 1987/7	711.5 1972/6	702.5 2019/9	696.5 2019/7
厳原 1888/1~ <a href="#">2023/03</a>	1152.0 1891/7	1101.0 1985/6	1014.0 2020/7	992.0 1993/8	915.5 1899/8
佐世保 1946/11~ <a href="#">2023/03</a>	1154.9 1957/7	1058.0 1953/6	989.5 2021/8	836.5 2020/7	807.1 1962/7
平戸 1940/1~ <a href="#">2023/03</a>	1183.7 1953/6	1126.0 1945/9	1075.0 2021/8	1028.1 1957/7	1008.5 2020/7

(8) 月降水量の多い方からの極値・順位値 (単位: mm)

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1878/7~ <a href="#">2023/10</a>	1178.5 1982/7	985.4 1885/6	973.4 1922/9	939.4 1928/6	935.0 2021/8
福江 1962/5~ <a href="#">2023/10</a>	961.5 2021/8	872.5 1987/7	711.5 1972/6	702.5 2019/9	696.5 2019/7
厳原 1888/1~ <a href="#">2023/10</a>	1152.0 1891/7	1101.0 1985/6	1014.0 2020/7	992.0 1993/8	915.5 1899/8
佐世保 1946/11~ <a href="#">2023/10</a>	1154.9 1957/7	1058.0 1953/6	989.5 2021/8	836.5 2020/7	807.1 1962/7
平戸 1940/1~ <a href="#">2023/10</a>	1183.7 1953/6	1126.0 1945/9	1075.0 2021/8	1028.1 1957/7	1008.5 2020/7

(9) 月降水量の少ない方からの極値・順位値 (単位: mm)

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1878/7~ <a href="#">2023/03</a>	1.8 1967/9	3.5 1997/10	4.5 1998/12	5.1 1929/10	5.5 1994/7
福江 1962/5~ <a href="#">2023/03</a>	3.5 1971/11	4.5 2007/11	5.0 2003/10	6.5 1984/10	7.5 1997/10

(9) 月降水量の少ない方からの極値・順位値 (単位: mm)

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1878/7~ <a href="#">2023/10</a>	1.8 1967/9	3.5 1997/10	4.5 1998/12	5.1 1929/10	5.5 1994/7
福江 1962/5~ <a href="#">2023/10</a>	3.5 1971/11	4.5 2007/11	5.0 2003/10	6.5 1984/10	7.5 1997/10

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(基本計画編)」修正案(新旧対照)

巖原 1886/9~ 2023/03	0.0 2011/1	0.0 2007/11	0.5 1976/1	2.0 1987/12	2.1 1918/1
佐世保 1946/11~ 2023/03	0.5 2003/10	2.0 1998/12	6.0 2021/10	10.5 1974/8	10.5 1971/11
平戸 1940/1~ 2023/03	3.0 2007/11	4.0 2003/10	4.5 1978/7	9.5 1998/12	10.0 1997/10

巖原 1886/9~ 2023/10	0.0 2011/1	0.0 2007/11	0.5 1976/1	2.0 1987/12	2.1 1918/1
佐世保 1946/11~ 2023/10	0.5 2003/10	2.0 1998/12	6.0 2021/10	10.5 1974/8	10.5 1971/11
平戸 1940/1~ 2023/10	3.0 2007/11	4.0 2003/10	4.5 1978/7	9.5 1998/12	10.0 1997/10

(10) 日最大風速の極値・順位値及びその風向 (単位:m/s及び16方位)

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1878/7~ 2023/03	43.5 南南東 1900/8/24	35.0 西北西 1942/8/27	33.8 東南東 1927/9/13	33.5 南西 1919/8/16	32.4 南南東 1930/7/18
福江 1962/5~ 2023/03	31.3 南 1987/8/31	26.9 南南西 1991/7/29	26.6 南 1978/9/15	26.5 南 1987/8/30	26.0 北北西 2006/9/17
巖原 1886/9~ 2023/03	31.4 南東 2020/9/7	29.4 南南東 2020/9/3	28.1 南南東 2022/9/6	28.1 南東 2020/9/2	27.1 南南東 2004/8/19
佐世保 1946/11~ 2023/03	29.8 北 1951/10/14	29.2 北 1951/10/15	26.3 南南東 2020/9/7	26.1 北 1950/9/13	25.7 北 1949/6/21
平戸 1940/1~ 2023/03	36.8 北西 1942/8/27	32.4 南南東 1956/9/10	31.1 南南東 1959/9/17	29.0 北北東 1951/10/14	27.5 北北東 1945/10/10

(10) 日最大風速の極値・順位値及びその風向 (単位:m/s及び16方位)

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1878/7~ 2023/10	43.5 南南東 1900/8/24	35.0 西北西 1942/8/27	33.8 東南東 1927/9/13	33.5 南西 1919/8/16	32.4 南南東 1930/7/18
福江 1962/5~ 2023/10	31.3 南 1987/8/31	26.9 南南西 1991/7/29	26.6 南 1978/9/15	26.5 南 1987/8/30	26.0 北北西 2006/9/17
巖原 1886/9~ 2023/10	31.4 南東 2020/9/7	29.4 南南東 2020/9/3	28.1 南南東 2022/9/6	28.1 南東 2020/9/2	27.1 南南東 2004/8/19
佐世保 1946/11~ 2023/10	29.8 北 1951/10/14	29.2 北 1951/10/15	26.3 南南東 2020/9/7	26.1 北 1950/9/13	25.7 北 1949/6/21
平戸 1940/1~ 2023/10	36.8 北西 1942/8/27	32.4 南南東 1956/9/10	31.1 南南東 1959/9/17	29.0 北北東 1951/10/14	27.5 北北東 1945/10/10

(11) 日最大瞬間風速の極値・順位値及びその風向 (単位:m/s及び16方位)

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1951/9~ 2023/03	54.3 南西 1991/9/27	43.5 東南東 2006/9/17	41.9 南西 2004/9/7	41.5 南西 1957/12/12	39.1 南東 1993/8/10

(11) 日最大瞬間風速の極値・順位値及びその風向 (単位:m/s及び16方位)

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1951/9~ 2023/10	54.3 南西 1991/9/27	43.5 東南東 2006/9/17	41.9 南西 2004/9/7	41.5 南西 1957/12/12	39.1 南東 1993/8/10

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

福江 1962/5～ <a href="#">2023/03</a>	55.6 南	54.1 南	53.4 北	49.5 南	47.5 北北西	福江 1962/5～ <a href="#">2023/10</a>	55.6 南	54.1 南	53.4 北	49.5 南	47.5 北北西
1987/8/31	1987/8/30	2006/9/17	1991/7/29	1991/9/27	1991/9/27	1987/8/31	1987/8/30	2006/9/17	1991/7/29	1991/9/27	1991/9/27
巖原 1918/10～ <a href="#">2023/03</a>	52.1 南東	48.7 南南東	47.2 南南西	46.5 南南東	46.2 南南東	巖原 1918/10～ <a href="#">2023/10</a>	52.1 南東	48.7 南南東	47.2 南南西	46.5 南南東	46.2 南南東
1987/8/31	2004/8/19	1968/8/16	2003/9/12	2020/9/3	2020/9/3	1987/8/31	2004/8/19	1968/8/16	2003/9/12	2020/9/3	2020/9/3
佐世保 1951/3～ <a href="#">2023/03</a>	49.3 北	43.5 北東	42.1 西	41.6 東南東	41.4 北北西	佐世保 1951/3～ <a href="#">2023/10</a>	49.3 北	43.5 北東	42.1 西	41.6 東南東	41.4 北北西
2004/10/20	2006/9/17	1991/9/27	2020/9/7	2004/8/30	2004/8/30	2004/10/20	2006/9/17	1991/9/27	2020/9/7	2004/8/30	2004/8/30
平戸 1940/1～ <a href="#">2023/03</a>	53.2 南	49.5 北西	47.0 北西	44.3 南南東	42.8 南東	平戸 1940/1～ <a href="#">2023/10</a>	53.2 南	49.5 北西	47.0 北西	44.3 南南東	42.8 南東
1987/8/31	1991/9/27	1942/8/27	1993/8/10	2020/9/7	2020/9/7	1987/8/31	1991/9/27	1942/8/27	1993/8/10	2020/9/7	2020/9/7

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	所掌事務の追記に伴う修正（長崎財務事務所）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
37	<p>第1編 序説</p> <p>第4章 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 所掌事務又は業務</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>福岡財務支局（長崎財務事務所）</p> <p>(1) 地方公共団体に対する災害融資</p> <p>(2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示</p> <p>(3) 公共事業等被災施設の査定の立会</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第1編 序説</p> <p>第4章 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 所掌事務又は業務</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>福岡財務支局（長崎財務事務所）</p> <p>(1) 地方公共団体に対する災害融資</p> <p>(2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示</p> <p>(3) 公共事業等被災施設の査定の立会</p> <p><u>(4) 国有財産の無償貸付等の措置</u></p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	災害備蓄物資保管場所の変更に伴う修正（県福祉保健課）																							
ページ	現行計画			修正計画(案)																				
61	<p>第3章 災害備蓄物資及び災害対策基金等の確保 第1節 災害備蓄物資並びに資器材の確保計画</p> <p>2 食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品、医薬品等の確保 (1) 食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品等 災害に係る食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品等の救助物資については、被災者に対して給与又は貸与できるよう、備蓄しておくものとする。 なお、備蓄品目や備蓄量、備蓄場所等については、「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」（H26. 3. 31 策定）に基づき定めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="273 786 1173 1106"> <thead> <tr> <th>備蓄場所</th> <th>住所・連絡先</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><a href="#">長崎港小ヶ倉柳ターミナルビル</a></td> <td><a href="#">長崎市小ヶ倉町3丁目76-107</a> (長崎県福祉保健課 TEL 095-895-2410)</td> <td>白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ほか、ブルーシート、標識ロープ</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			備蓄場所	住所・連絡先	内 容	<a href="#">長崎港小ヶ倉柳ターミナルビル</a>	<a href="#">長崎市小ヶ倉町3丁目76-107</a> (長崎県福祉保健課 TEL 095-895-2410)	白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ほか、ブルーシート、標識ロープ	(略)	(略)	(略)	<p>第3章 災害備蓄物資及び災害対策基金等の確保 第1節 災害備蓄物資並びに資器材の確保計画</p> <p>2 食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品、医薬品等の確保 (1) 食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品等 災害に係る食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品等の救助物資については、被災者に対して給与又は貸与できるよう、備蓄しておくものとする。 なお、備蓄品目や備蓄量、備蓄場所等については、「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」（H26. 3. 31 策定）に基づき定めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1205 777 2105 1096"> <thead> <tr> <th>備蓄場所</th> <th>住所・連絡先</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><a href="#">長崎県災害備蓄倉庫</a></td> <td><a href="#">西彼杵郡長与町高田郷2238番59</a> (長崎県福祉保健課 TEL 095-895-2410)</td> <td>白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ほか、ブルーシート、標識ロープ</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			備蓄場所	住所・連絡先	内 容	<a href="#">長崎県災害備蓄倉庫</a>	<a href="#">西彼杵郡長与町高田郷2238番59</a> (長崎県福祉保健課 TEL 095-895-2410)	白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ほか、ブルーシート、標識ロープ	(略)	(略)	(略)
備蓄場所	住所・連絡先	内 容																						
<a href="#">長崎港小ヶ倉柳ターミナルビル</a>	<a href="#">長崎市小ヶ倉町3丁目76-107</a> (長崎県福祉保健課 TEL 095-895-2410)	白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ほか、ブルーシート、標識ロープ																						
(略)	(略)	(略)																						
備蓄場所	住所・連絡先	内 容																						
<a href="#">長崎県災害備蓄倉庫</a>	<a href="#">西彼杵郡長与町高田郷2238番59</a> (長崎県福祉保健課 TEL 095-895-2410)	白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ほか、ブルーシート、標識ロープ																						
(略)	(略)	(略)																						

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	組織改正に伴う修正（県都市政策課）	
ページ	現行計画	修正計画
65	<p><b>第4章 県土保全対策計画</b>                      (漁港漁場課：農村整備課：森林整備室：<a href="#">都市政策課</a>：港湾課：河川課：                      砂防課：建築課：盛土対策室)</p>	<p><b>第4章 県土保全対策計画</b>                      (漁港漁場課：農村整備課：森林整備室：<a href="#">(削除)</a>：港湾課：河川課：                      砂防課：建築課：盛土対策室)</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	整備等の進捗に伴う修正（県河川課）						
ページ	現行計画			修正計画(案)			
67	<b>第2編 災害予防計画</b> <b>第4章 県土保全対策計画</b> 1 略 2 治水事業 (1) 略 (2) 略 (3) 略 令和3年度末の河川改修率			<b>第2編 災害予防計画</b> <b>第4章 県土保全対策計画</b> 1 略 2 治水事業 (1) 略 (2) 略 (3) 略 令和4年度末の河川改修率			
	区分	水系数	河川数	延長	要改修延長	改修済延長	改修率
	一級河川	1	35	136.2km	83.1km	<u>47.5km</u>	<u>57.2%</u>
	二級河川	210	241	1026.1	770.4	<u>439.9</u>	57.1
	計	211	376	1162.3	853.5	<u>487.4</u>	57.1
	※一級河川の「要改修延長」「改修済延長」「改修率」は指定区間の数値						
	区分	水系数	河川数	延長	要改修延長	改修済延長	改修率
	一級河川	1	35	136.2km	83.1km	<u>47.6km</u>	<u>57.3%</u>
	二級河川	210	241	1026.1	770.4	<u>440.1</u>	57.1
	計	211	376	1162.3	853.5	<u>487.7</u>	57.1
	※一級河川の「要改修延長」「改修済延長」「改修率」は指定区間の数値						

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画の見直しに伴う修正（県防災企画課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
71	<p>第2編 災害予防計画 第4章 県土保全対策計画 (漁港漁場課：農村整備課：森林整備室：都市政策課：港湾課：河川課：砂防課 ：建築課：盛土対策室：<u>(追加)</u>)</p> <p>10 <u>(追加)</u></p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 県土保全対策計画 (漁港漁場課：農村整備課：森林整備室：都市政策課：港湾課：河川課：砂防課 ：建築課：盛土対策室：<u>防災企画課</u>)</p> <p><u>10 所有者不明土地の利用の円滑化のための制度を活用した防災対策の推進</u></p> <p><u>地方公共団体は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p>

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(基本計画編)」修正案(新旧対照)

改正理由 (機関)	国土交通省通知による修正(県砂防課)	
ページ	現行計画	修正計画(案)
73	<p>第2編 災害予防計画 第5章 形態別災害予防対策 第1節 災害危険区域の設定</p> <p>2 危険区域の設定 (6) <u>土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等及び危険区域等の指定とソフト対策</u> 本県は急峻な地形により急傾斜地域が多く、そのため土砂災害の危険度も<u>高く、土砂災害危険箇所数では全国の上位に位置している。</u> <u>更に、</u>土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を進め、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備とともに著しい土砂災害が発生するおそれがある区域には一定の開発の制限と建築物の構造規制も行っている。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 形態別災害予防対策 第1節 災害危険区域の設定</p> <p>2 危険区域の設定 (6) <u>(削除)</u> 土砂災害警戒区域等及び危険区域等の指定とソフト対策 本県は急峻な地形により急傾斜地域が多く、そのため土砂災害の危険度<u>が高い状況にある。</u> <u>そのため、</u>土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を進め、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備とともに著しい土砂災害が発生するおそれがある区域には一定の開発の制限と建築物の構造規制も行っている。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	道路整備の進捗等による管理延長の変更に伴う修正（県道路建設課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
89	<p>第2編 災害予防計画 第5章 形態別災害予防対策 第6節 道路災害予防計画</p> <p>1 道路整備事業 (1) 道路の現況 本県の道路現況は、令和4年4月1日時点で高規格幹線道路2路線88km、一般国道17路線948km、主要地方道53路線826km、一般県道120路線862km、市町道34,500路線15,390kmが供用中である。</p> <p>西日本高速道路（株）により、長崎自動車道47km、西九州自動車道25km、国道34号の長崎バイパス15kmが管理されており、すべて有料道路である。西九州自動車道16km及び国道34号、35号、57号、205号の4路線160kmについては国土交通省が管理しており、国道202号を始めとする他の一般国道13路線760km及び県道173路線1,686kmを長崎県が管理している。さらに、長崎県道路公社が管理する有料道路の4路線15kmが供用中である。市町道は各々の市町が管理している。</p> <p>また、国土交通省管理の国道については、全線改良舗装済みであり、県管理の国道は改良率97%、舗装率99%、主要地方道は改良率83%、舗装率96%、一般県道は改良率75%、舗装率95%、市町道は改良率52%、舗装率92%となっている。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 形態別災害予防対策 第6節 道路災害予防計画</p> <p>1 道路整備事業 (1) 道路の現況 本県の道路現況は、令和5年4月1日時点で高規格幹線道路2路線88km、一般国道17路線948km、主要地方道53路線825km、一般県道120路線873km、市町道34,588路線15,403kmが供用中である。</p> <p>西日本高速道路（株）により、長崎自動車道47km、西九州自動車道25km、国道34号の長崎バイパス15kmが管理されており、すべて有料道路である。西九州自動車道16km及び国道34号、35号、57号、205号の4路線160kmについては国土交通省が管理しており、国道202号を始めとする他の一般国道13路線760km及び県道173路線1,696kmを長崎県が管理している。さらに、長崎県道路公社が管理する有料道路の4路線15kmが供用中である。市町道は各々の市町が管理している。</p> <p>また、国土交通省管理の国道については、全線改良舗装済みであり、県管理の国道は改良率97%、舗装率99%、主要地方道は改良率83%、舗装率96%、一般県道は改良率75%、舗装率95%、市町道は改良率52%、舗装率92%となっている。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	関係課の追記に伴う修正（県観光振興課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
92	第2編 第6章 生活福祉に係る災害予防計画 （県民生活環境課：福祉保健課：医療政策課：長寿社会課：障害福祉課 ：原爆被爆者援護課：こども未来課：こども家庭課：国際課： <a href="#">追加</a> ）	（県民生活環境課：福祉保健課：医療政策課：長寿社会課：障害福祉課 ：原爆被爆者援護課：こども未来課：こども家庭課：国際課： <a href="#">観光振興課</a> ）

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画を踏まえた修正（県男女参画・女性活躍推進室）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
92	<p><b>第2編 災害予防計画</b>  <b>第6章 生活福祉に係る災害予防計画</b>            （県民生活環境課：福祉保健課：医療政策課：長寿社会課：障害福祉課：原爆被爆種援護課：こども未来課：こども家庭課：国際課：<u>追加</u>）</p> <p>1 市町民生部局の防災体制の整備            （1）市町民生部局は、避難所及び応急仮設住宅の管理運営から災害を契機に新たに要配慮者となる者に対する保健福祉のサービスの提供等に至るまで、非常災害に際しては膨大な業務量进行处理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。</p> <p>① 災害時の業務増を踏まえた十分なシミュレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行う。</p> <p>② 高齢者、障害者等要配慮者へ適切に対応するため福祉事務所等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備する。</p> <p>③ 必要に応じ、災害時における市町民生行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町間災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立する。</p> <p>④ 市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b>  <b>第6章 生活福祉に係る災害予防計画</b>            （県民生活環境課：福祉保健課：医療政策課：長寿社会課：障害福祉課：原爆被爆種援護課：こども未来課：こども家庭課：国際課：<u>男女参画・女性活躍推進室</u>）</p> <p>1 市町民生部局の防災体制の整備            （1）市町民生部局は、避難所及び応急仮設住宅の管理運営から災害を契機に新たに要配慮者となる者に対する保健福祉のサービスの提供等に至るまで、非常災害に際しては膨大な業務量进行处理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。</p> <p>① 災害時の業務増を踏まえた十分なシミュレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行う。</p> <p>② 高齢者、障害者等要配慮者へ適切に対応するため福祉事務所等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備する。</p> <p>③ 必要に応じ、災害時における市町民生行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町間災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立する。</p> <p>④ 市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p><u>⑤ 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</u></p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画の修正に伴う修正（県福祉保健課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
93	<p>3 地域における避難行動要支援者対策の強化</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画と支援体制の整備</p> <p>①避難行動要支援者名簿の作成及び更新</p> <p>市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、～（略）～名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする（追加）。</p> <p>②個別避難計画の作成</p> <p>市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、～（略）～個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする（追加）。</p> <p>④事前の個別避難計画の外部提供</p> <p>市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、（追加）多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>3 地域における避難行動要支援者対策の強化</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画と支援体制の整備</p> <p>①避難行動要支援者名簿の作成及び更新</p> <p>市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、～（略）～名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>②個別避難計画の作成</p> <p>市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、～（略）～個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> <u>県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p> <p>④事前の個別避難計画の外部提供</p> <p>市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	統計値、期間の変更などに伴う修正（長崎地方気象台）			
ページ	現行計画		修正計画(案)	
111	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画</p> <p>1 警戒レベルを用いた防災情報の提供 (略)</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供<u>する</u>。</p> <p>2 特別警報・警報・注意報 (略)</p> <p>「特別警報」が、都道府県内の市町村ごと（*）に現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。</p> <p>特別警報・警報・注意報の種類と概要</p>		<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画</p> <p>1 警戒レベルを用いた防災情報の提供 (略)</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供<u>される</u>。</p> <p>2 特別警報・警報・注意報 (略)</p> <p>「特別警報」が、都道府県内の市町村ごと（*）に現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。</p> <p>特別警報・警報・注意報の種類と概要</p>	
112	特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報・警報・注意報の種類	概要
	大雨特別警報	(略) 災害が発生又は切迫している状況で <u>あり</u> 、命の危険が <u>迫っているため</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雨特別警報	(略) 災害が発生又は切迫している状況で <u>(削除)</u> 、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	高潮特別警報	(略)	高潮特別警報	(略)

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

	危険な場所からの避難が必要（追加）とされる警戒レベル4に相当。		危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
大雨警報	（略） 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要（追加）とされる警戒レベル3に相当。	大雨警報	（略） 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から（削除）避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要（追加）とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	（削除）上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から（削除）避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
高潮警報	（略） 危険な場所からの避難が必要（追加）とされる警戒レベル4に相当。	高潮警報	（略） 危険な場所から（削除）避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	（略） 高齢者等は危険な場所からの避難が必要（追加）とされる警戒レベル3に相当。	高潮注意報	（略） 高齢者等が危険な場所から（削除）避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
融雪注意報	（略） 具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。	融雪注意報	（略） 具体的には、浸水害、土砂災害等（削除）が発生するおそれがあるときに発表される。

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(基本計画編)」修正案(新旧対照)

改正理由 (機関)	統計値、期間の変更など(長崎地方気象台)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ページ	現行計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
115	<p><b>警報・注意報発表基準一覧表</b> (福岡管区気象台管内) <span style="float: right;">令和4年11月24日現在</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">発表官署</th> <th colspan="10">長崎地方気象台</th> </tr> <tr> <th colspan="10">長崎県</th> </tr> <tr> <th colspan="4">南部</th> <th colspan="3">北部</th> <th colspan="2">志岐・対馬</th> <th>五島</th> </tr> <tr> <th>府県予報区</th> <th colspan="4"></th> <th colspan="3"></th> <th colspan="2"></th> <th></th> </tr> <tr> <th>一次細分区域</th> <th colspan="4"></th> <th colspan="3"></th> <th colspan="2"></th> <th></th> </tr> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>島原半島</th> <th>長崎地区</th> <th>諫早・大村地区</th> <th>西彼杵半島</th> <th>平戸・松浦地区</th> <th>佐世保・東彼地区</th> <th>志岐</th> <th>上対馬</th> <th>下対馬</th> <th>上五島</th> <th>下五島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="10">区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="10">区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td>暴風(平均風速)</td> <td>陸上 20m/s*1 外海 20m/s 有明海 20m/s</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s</td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 20m/s</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暴風雪(平均風速)</td> <td>陸上 20m/s*1 外海 20m/s 有明海 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う</td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="10">平地 12時間降雪の深さ10cm、山地 12時間降雪の深さ20cm <span style="float: right;">12時間降雪の深さ10cm</span></td> </tr> <tr> <td>波浪(有義波高)</td> <td>外海 6.0m 有明海 2.5m</td> <td>外海 6.0m 大村湾 2.5m</td> <td>外海 6.0m 有明海 2.5m 大村湾 2.5m</td> <td>外海 6.0m 大村湾 2.5m</td> <td>6.0m</td> <td>外海 6.0m 大村湾 2.5m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6.0m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="10">区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="10">区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="10">区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td>強風(平均風速)</td> <td>陸上 10m/s*2 外海 10m/s 有明海 10m/s</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s</td> <td></td> <td></td> <td>陸上 12m/s 海上 12m/s</td> <td></td> </tr> <tr> <td>風雪(平均風速)</td> <td>陸上 10m/s*2 外海 10m/s 有明海 10m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う</td> <td></td> <td></td> <td>陸上 12m/s 海上 12m/s 雪を伴う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="10">平地 12時間降雪の深さ3cm、山地 12時間降雪の深さ5cm <span style="float: right;">12時間降雪の深さ3cm</span></td> </tr> <tr> <td>波浪(有義波高)</td> <td>外海 2.5m 有明海 1.5m</td> <td>外海 2.5m 大村湾 1.5m</td> <td>外海 2.5m 有明海 1.5m 大村湾 1.5m</td> <td>外海 2.5m 大村湾 1.5m</td> <td>2.5m</td> <td>外海 2.5m 大村湾 1.5m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.5m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="10">区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="10">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td>報</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td>濃霧(視程)</td> <td>陸上 100m 外海 500m 有明海 500m</td> <td>陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m</td> <td>陸上 100m 外海 500m 有明海 500m 大村湾 500m</td> <td>陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m</td> <td>陸上 100m 外海 500m 海上 500m</td> <td>陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m</td> <td>陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m</td> <td></td> <td></td> <td>陸上 100m 海上 500m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="10">①最小湿度45%で、実効湿度65% ②実効湿度60% <span style="float: right;">最小湿度40%で、実効湿度60%</span> <span style="float: right;">最小湿度50%で、実効湿度65%</span></td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="10">積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="5">夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続く予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下</td> <td colspan="3">上</td> <td colspan="2">夏期: 平年より平均気温が5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続く予想される場合 冬期: 最低気温が-4℃以下</td> <td colspan="1">夏期: 平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続く予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="5">11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下</td> <td colspan="3">11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下</td> <td colspan="3">11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下</td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪</td> <td colspan="10">大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃~2℃湿度90%以上</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報(1時間雨量)</td> <td colspan="10">110mm</td> </tr> </tbody> </table>											発表官署	長崎地方気象台										長崎県										南部				北部			志岐・対馬		五島	府県予報区											一次細分区域											市町村等をまとめた地域	島原半島	長崎地区	諫早・大村地区	西彼杵半島	平戸・松浦地区	佐世保・東彼地区	志岐	上対馬	下対馬	上五島	下五島	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合										洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合										警報											暴風(平均風速)	陸上 20m/s*1 外海 20m/s 有明海 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s			陸上 20m/s 海上 20m/s		暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s*1 外海 20m/s 有明海 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う			陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う		大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm、山地 12時間降雪の深さ20cm <span style="float: right;">12時間降雪の深さ10cm</span>										波浪(有義波高)	外海 6.0m 有明海 2.5m	外海 6.0m 大村湾 2.5m	外海 6.0m 有明海 2.5m 大村湾 2.5m	外海 6.0m 大村湾 2.5m	6.0m	外海 6.0m 大村湾 2.5m				6.0m		高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合										大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合										洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合										注意報											強風(平均風速)	陸上 10m/s*2 外海 10m/s 有明海 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s			陸上 12m/s 海上 12m/s		風雪(平均風速)	陸上 10m/s*2 外海 10m/s 有明海 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う			陸上 12m/s 海上 12m/s 雪を伴う		大雪	平地 12時間降雪の深さ3cm、山地 12時間降雪の深さ5cm <span style="float: right;">12時間降雪の深さ3cm</span>										波浪(有義波高)	外海 2.5m 有明海 1.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m	外海 2.5m 有明海 1.5m 大村湾 1.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m	2.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m				2.5m		高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合										雷	落雷等により被害が予想される場合										融雪											報											濃霧(視程)	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 海上 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m			陸上 100m 海上 500m		乾燥	①最小湿度45%で、実効湿度65% ②実効湿度60% <span style="float: right;">最小湿度40%で、実効湿度60%</span> <span style="float: right;">最小湿度50%で、実効湿度65%</span>										なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上										低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続く予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下					上			夏期: 平年より平均気温が5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続く予想される場合 冬期: 最低気温が-4℃以下		夏期: 平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続く予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下	霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下					11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下			11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下			着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃~2℃湿度90%以上										記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	110mm									
発表官署	長崎地方気象台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	長崎県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	南部				北部			志岐・対馬		五島																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
府県予報区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
一次細分区域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
市町村等をまとめた地域	島原半島	長崎地区	諫早・大村地区	西彼杵半島	平戸・松浦地区	佐世保・東彼地区	志岐	上対馬	下対馬	上五島	下五島																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
警報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
暴風(平均風速)	陸上 20m/s*1 外海 20m/s 有明海 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s			陸上 20m/s 海上 20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s*1 外海 20m/s 有明海 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う			陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm、山地 12時間降雪の深さ20cm <span style="float: right;">12時間降雪の深さ10cm</span>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
波浪(有義波高)	外海 6.0m 有明海 2.5m	外海 6.0m 大村湾 2.5m	外海 6.0m 有明海 2.5m 大村湾 2.5m	外海 6.0m 大村湾 2.5m	6.0m	外海 6.0m 大村湾 2.5m				6.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
注意報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
強風(平均風速)	陸上 10m/s*2 外海 10m/s 有明海 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s			陸上 12m/s 海上 12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
風雪(平均風速)	陸上 10m/s*2 外海 10m/s 有明海 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う			陸上 12m/s 海上 12m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
大雪	平地 12時間降雪の深さ3cm、山地 12時間降雪の深さ5cm <span style="float: right;">12時間降雪の深さ3cm</span>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
波浪(有義波高)	外海 2.5m 有明海 1.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m	外海 2.5m 有明海 1.5m 大村湾 1.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m	2.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m				2.5m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
融雪																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
濃霧(視程)	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 海上 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m			陸上 100m 海上 500m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
乾燥	①最小湿度45%で、実効湿度65% ②実効湿度60% <span style="float: right;">最小湿度40%で、実効湿度60%</span> <span style="float: right;">最小湿度50%で、実効湿度65%</span>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続く予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下					上			夏期: 平年より平均気温が5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続く予想される場合 冬期: 最低気温が-4℃以下		夏期: 平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続く予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下					11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下			11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃~2℃湿度90%以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	110mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>*1 雲仙岳特別地域気象観測所の観測値は、25m/sを目安とする。 *2 雲仙岳特別地域気象観測所の観測値は、17m/sを目安とする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(基本計画編)」修正案(新旧対照)

改正理由(機関) 統計値、期間の変更などに伴う修正(長崎地方気象台)

ページ

修正計画(案)

115

警報・注意報発表基準一覧表

(福岡管区気象台管内)

令和5年6月8日現在

発表警報	長崎地方気象台																						
	長崎県					五島																	
府県予報区	南部					北部																	
一次区分区域	島原半島		長崎地区		諫早・大村地区		西彼半島		平戸・松浦地区		佐世保・東彼地区		壱岐		対馬		下対馬		上五島		下五島		
市町村等をまとめた地域	島原半島		長崎地区		諫早・大村地区		西彼半島		平戸・松浦地区		佐世保・東彼地区		壱岐		対馬		下対馬		上五島		下五島		
大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合																						
洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合																						
暴風(平均風速)	陸上 20m/s <sup>*1</sup> 外海 20m/s 有明海 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s											陸上 20m/s 海上 20m/s					
暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s <sup>*1</sup> 外海 20m/s 有明海 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う											陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う					
大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm、山地 12時間降雪の深さ20cm																						
波浪(有義波高)	外海 6.0m 有明海 2.5m	外海 6.0m 大村湾 2.5m	外海 6.0m 有明海 2.5m 大村湾 2.5m	外海 6.0m 有明海 2.5m 大村湾 2.5m	外海 6.0m 大村湾 2.5m	6.0m	外海 6.0m 大村湾 2.5m													6.0m			
高潮	区域内の市町村で別表6の基準に到達することが予想される場合																						
大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合																						
洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合																						
強風(平均風速)	陸上 10m/s <sup>*2</sup> 外海 10m/s 有明海 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s											陸上 12m/s 海上 12m/s					
風雪(平均風速)	陸上 10m/s <sup>*2</sup> 外海 10m/s 有明海 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う											陸上 12m/s 海上 12m/s 雪を伴う					
大雪	平地 12時間降雪の深さ3cm、山地 12時間降雪の深さ5cm																						
波浪(有義波高)	外海 2.5m 有明海 1.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m	外海 2.5m 有明海 1.5m 大村湾 1.5m	外海 2.5m 有明海 1.5m 大村湾 1.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m	2.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m													2.5m			
高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合																						
雪	降雪率により被害が予想される場合																						
霜																							
濃霧(視程)	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 海上 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m											陸上 100m 海上 500m					
乾燥	①最小湿度45%で、実効湿度65% ②実効湿度60%										最小湿度40%で、実効湿度60%					最小湿度50%で、実効湿度65%							
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の晴天 2 低気圧等による降雪 3 降雪の深さ30cm以上																						
低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が9日続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下										夏期: 平年より平均気温が5℃以上低い日が9日続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合 冬期: 最低気温が-4℃以下					夏期: 平年より平均気温が6℃以上低い日が9日続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下							
霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晚霜 最低気温4℃以下										11月20日までの早霜、3月20日以降の晚霜 最低気温4℃以下					11月30日までの早霜、3月15日以降の晚霜 最低気温4℃以下							
著氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃~2℃ 湿度90%以上																						
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	110mm																						

\*1 豊仙台特別地域気象観測所の観測値は、25m/sを目安とする。  
\*2 豊仙台特別地域気象観測所の観測値は、17m/sを目安とする。

※ 補足資料に拡大しています。

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	統計値、期間の変更など（長崎地方気象台）					
ページ	現行計画			改正計画		
117	別表1 大雨警報・注意報発表基準 <a href="#">令和4年11月24日現在</a>			別表1 大雨警報・注意報発表基準 <a href="#">令和5年6月8日現在</a>		
	市町村等を まとめた地域	市町村等	大雨警報		大雨注意報	
			表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	島原半島	島原市	25	203	15	119
		雲仙市	20	194	13	114
		南島原市	22	178	12	105
	長崎地区	長崎市	29	164	19	96
		長与町	29	181	19	106
		時津町	29	167	18	98
	諫早・大村地区	諫早市	21	188	13	110
		大村市	28	176	18	103
	西彼杵半島	西海市(江島、平島を除)	<a href="#">27</a>	201	<a href="#">16</a>	118
	平戸・松浦地区	平戸市	27	170	13	100
		松浦市	23	207	13	122
	佐世保・東彼地区	佐世保市(宇佐地区を除)	23	155	15	91
		東彼杵町	22	205	15	120
		川棚町	22	208	17	122
		波佐見町	21	213	14	125
	市町村等を まとめた地域	市町村等	大雨警報		大雨注意報	
			表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	島原半島	島原市	25	203	15	119
		雲仙市	20	194	13	114
		南島原市	22	178	12	105
	長崎地区	長崎市	29	164	19	96
		長与町	29	181	19	106
		時津町	29	167	18	98
	諫早・大村地区	諫早市	21	188	13	110
		大村市	28	176	18	103
	西彼杵半島	西海市(江島、平島を除)	<a href="#">30</a>	201	<a href="#">20</a>	118
	平戸・松浦地区	平戸市	27	170	13	100
		松浦市	23	207	13	122
	佐世保・東彼地区	佐世保市(宇佐地区を除)	23	155	15	91
		東彼杵町	22	205	15	120
		川棚町	22	208	17	122
		波佐見町	21	213	14	125

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(基本計画編)」修正案(新旧対照)

	佐々町	22	209	15	123
老岐	老岐市	25	168	15	99
上対馬	上対馬	19	197	10	116
下対馬	下対馬	14	179	9	105
上五島	佐世保市(宇久地域)	27	183	16	107
	西海市(江島・平島)	27	192	16	113
	小値賀町	27	187	16	110
	新上五島町	27	187	13	110
下五島	五島市	30	196	<a href="#">19</a>	115

	佐々町	22	209	15	123
老岐	老岐市	25	168	15	99
上対馬	上対馬	19	197	10	116
下対馬	下対馬	14	179	9	105
上五島	佐世保市(宇久地域)	27	183	16	107
	西海市(江島・平島)	27	192	16	113
	小値賀町	27	187	16	110
	新上五島町	27	187	13	110
下五島	五島市	30	196	<a href="#">20</a>	115

別表2 洪水警報発表基準

[令和4年5月26日現在](#)

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準
島原半島	島原市	<a href="#">湯川</a> 流域11.8、 <a href="#">西川</a> 流域9.2、 <a href="#">大井川</a> 流域5.7、 <a href="#">水無川</a> 流域11.9	—	—
	雲仙市	<a href="#">湯田川</a> 流域6.6、 <a href="#">山田川</a> 流域9.4、 <a href="#">西郷川</a> 流域9.4、 <a href="#">神代川</a> 流域10.5、 <a href="#">多比良川</a> 流域3.1、 <a href="#">土黒川</a> 流域12.1、 <a href="#">千々石川</a> 流域18.2、 <a href="#">堀川</a> 流域9.6	多比良川流域 (0, 3.1)	—
	南島原市	<a href="#">深川</a> 流域11.1、 <a href="#">有家川</a> 流域15.2、 <a href="#">大井川</a> 流域5.1、 <a href="#">有馬川</a> 流域9.7、 <a href="#">堀川</a> 流域10.5	—	—
長崎地区	長崎市	<a href="#">戸根川</a> 流域9.8、 <a href="#">神浦川</a> 流域14.4、 <a href="#">出津川</a> 流域8.3、 <a href="#">浦上川</a> 流域18.5、 <a href="#">中島川</a> 流域13.7、 <a href="#">鹿尾川</a> 流域12.8、 <a href="#">大川</a> 流域9.8、 <a href="#">八郎川</a> 流域17.1、 <a href="#">大井川</a> 流域7.5	—	—
	長与町	<a href="#">長与川</a> 流域15.1	—	—
	時津町	<a href="#">時津川</a> 流域7.4	—	—

別表2 洪水警報発表基準

[令和5年6月8日現在](#)

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準
島原半島	島原市	<a href="#">湯川</a> 流域11.6、 <a href="#">西川</a> 流域9.2、 <a href="#">大井川</a> 流域5.7、 <a href="#">水無川</a> 流域11.8	—	—
	雲仙市	<a href="#">湯田川</a> 流域7.7、 <a href="#">山田川</a> 流域8.5、 <a href="#">西郷川</a> 流域9.3、 <a href="#">神代川</a> 流域10.4、 <a href="#">多比良川</a> 流域3.1、 <a href="#">土黒川</a> 流域11.9、 <a href="#">千々石川</a> 流域18、 <a href="#">堀川</a> 流域9.4	多比良川流域 (0, 3.1)	—
	南島原市	<a href="#">深川</a> 流域11、 <a href="#">有家川</a> 流域15.1、 <a href="#">大井川</a> 流域5.1、 <a href="#">有馬川</a> 流域9.7、 <a href="#">堀川</a> 流域10.4	—	—
長崎地区	長崎市	<a href="#">戸根川</a> 流域11、 <a href="#">神浦川</a> 流域15.3、 <a href="#">出津川</a> 流域8.4、 <a href="#">浦上川</a> 流域18.3、 <a href="#">中島川</a> 流域13.7、 <a href="#">鹿尾川</a> 流域13.1、 <a href="#">大川</a> 流域10.7、 <a href="#">八郎川</a> 流域17.1、 <a href="#">大井川</a> 流域7.5	—	—
	長与町	<a href="#">長与川</a> 流域15.2	—	—
	時津町	<a href="#">時津川</a> 流域7.4	—	—

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(基本計画編)」修正案(新旧対照)

117	諫早・大村地区	諫早市	長田川流域=10.5, 福田川流域=7.3, 長里川流域=10.3, 境川流域=12.5, <u>小江川流域=10.5</u> , <u>仁反田川流域=5.1</u> , 東大川流域=15.5, 喜々津川流域=12.2, <u>江ノ浦川流域=12.3</u> , 半造川流域=17.3	福田川流域 = (12, 5.2), 仁反田川流域 = (16, 3.2), <u>東大川流域 = (12, 13.9)</u> , <u>江ノ浦川流域 = (12, 11)</u> , 本明川流域 = (18, 11.3) <u>半造川流域 = (12, 13.2)</u>	本明川 [裏山]	諫早・大村地区	諫早市	長田川流域=10.5, 福田川流域=7.3, 長里川流域=10.3, 境川流域=12.5, <u>小江川流域=10.6</u> , <u>仁反田川流域=5</u> , 東大川流域=15.5, 喜々津川流域=12.2, <u>江ノ浦川流域=12.2</u> , 半造川流域=17.3	福田川流域 = (12, 5.2), 仁反田川流域 = (16, 3.2), <u>東大川流域 = (10, 13.9)</u> , <u>江ノ浦川流域 = (10, 10.9)</u> , 本明川流域 = (18, 11.3) <u>半造川流域 = (10, 13.2)</u>	本明川 [裏山]
		大村市	<u>郡川流域=18.1</u> , <u>大上戸川流域=9.1</u> , <u>内田川流域=6.1</u> , <u>鈴田川流域=10.8</u>	(自効) —	大村市		<u>郡川流域=18.8</u> , <u>大上戸川流域=10.1</u> , <u>内田川流域=6.6</u> , <u>鈴田川流域=8.7</u>	大上戸川流域 = (14.9) 鈴田川流域 = (14.7, 8)	—	
	西彼杵半島	西海市(江島・平島を除く)	大明寺川流域=12.4, <u>木場川流域=8.5</u> , <u>多良川流域=9.9</u> , <u>雪浦川流域=20</u>	—	—	西彼杵半島	西海市(江島・平島を除く)	大明寺川流域=12.4, <u>木場川流域=8.8</u> , <u>多良川流域=10</u> , <u>雪浦川流域=20.4</u>	—	—
	平戸・松浦地区	平戸市	釜田川流域=8.3, 中津良川流域=8.8, 神曾根川流域=11, 鏡川流域=6.4	—	—	平戸・松浦地区	平戸市	釜田川流域=8.3, 中津良川流域=8.8, 神曾根川流域=11, 鏡川流域=6.4	—	—
		松浦市	今留川流域=9.2, 調川流域=8.7, 志左川流域=16.6, 竜引川流域=11.3	<u>志左川流域 = (12, 14.9)</u>	—		松浦市	今留川流域=9.3, 調川流域=8.7, 志左川流域=16.6, <u>竜引川流域=11.2</u>	<u>志左川流域 = (10, 14.9)</u>	—
	佐世保・東彼地区	佐世保市(宇久地域を除く)	<u>江迎川流域=16.3</u> , <u>鹿野川流域=11.3</u> , 佐々川流域=21.3, <u>相浦川流域=22.6</u> , 佐世保川流域=10.4, 日守川流域=11.5, <u>小森川流域=13.4</u> , <u>金田川流域=8.4</u> , <u>宮本川流域=9.5</u> , <u>小川内川流域=8.4</u> , <u>牟田川流域=7.3</u> , <u>早岐川流域=8.4</u>	—	—	佐世保・東彼地区	佐世保市(宇久地域を除く)	<u>江迎川流域=16.5</u> , <u>鹿野川流域=11.6</u> , 佐々川流域=21.3, <u>相浦川流域=23.7</u> , 佐世保川流域=11, 日守川流域=12.2, <u>小森川流域=14.5</u> , <u>金田川流域=9.2</u> , <u>宮本川流域=10.4</u> , <u>小川内川流域=8.7</u> , <u>牟田川流域=7.4</u> , <u>早岐川流域=8.9</u>	—	—
	壱岐	東彼杵町	<u>彼杵川流域=12.8</u> , <u>千綱川流域=11.4</u>	—	—	壱岐	東彼杵町	<u>彼杵川流域=13.3</u> , <u>千綱川流域=12.1</u>	—	—
		川棚町	<u>川棚川流域=21.1</u>	—	—		川棚町	<u>川棚川流域=22.7</u>	—	—
		波佐見町	<u>川棚川流域=14</u>	—	—		波佐見町	<u>川棚川流域=15</u>	—	—
		佐々町	佐々川流域=24.9, 木場川流域=10	—	—		佐々町	佐々川流域=24.9, <u>木場川流域=10.2</u>	—	—
	壱岐	壱岐市	<u>幡鉾川流域=17.4</u> , 永田川流域=6.6, <u>谷江川流域=15.2</u>	(自効) —	—	壱岐	壱岐市	<u>幡鉾川流域=16.7</u> , 永田川流域=6.5, <u>谷江川流域=15.1</u>	—	—
	上対馬	上対馬	舟志川流域=12.2, <u>三根川流域=14.2</u> , <u>仁田川流域=12.4</u> , 佐護川流域=19.7, <u>飼羽川流域=12.6</u>	佐護川流域 = (8, 19.7) (自効) —	—	上対馬	舟志川流域=12.6, <u>三根川流域=14.6</u> , <u>仁田川流域=16</u> , 佐護川流域=19.7, <u>飼羽川流域=14.1</u>	佐護川流域 = (8, 19.7) <u>飼羽川流域 = (8, 12.6)</u>	—	
	下対馬	下対馬	<u>仁位川流域=10.4</u> , <u>久根川流域=6.6</u> , 瀬川流域=12.8, <u>久根川流域=8.6</u> , <u>佐須川流域=16.7</u> , 加志川流域=7.7, <u>巖原村川流域=3.5</u>	<u>け知川流域 = (11, 6.5)</u> , <u>瀬川流域 = (11, 11.5)</u> , 巖原本川流域 = (15, 2.9), <u>加志川流域=(11, 6.9)</u>	—	下対馬	<u>仁位川流域=10.8</u> , <u>久根川流域=6.9</u> , 瀬川流域=12.8, <u>久根川流域=8.7</u> , <u>佐須川流域=16.7</u> , 加志川流域=7.7, <u>巖原村川流域=3.2</u>	<u>け知川流域 = (7, 6.5)</u> , (自効) —	—	
	上五島	佐世保市(宇久地域)	—	—	—	上五島	佐世保市(宇久地域)	—	—	—
		西海市(江島・平島)	—	—	—		西海市(江島・平島)	—	—	—

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(基本計画編)」修正案(新旧対照)

	小値賀町		—	—
	新上五島町	<a href="#">釣道</a>   流域=9.5 佐野原   流域=10.4	—	—
下五島	五島市	<a href="#">一の川</a>   流域=13.8, <a href="#">鰐</a>   流域=13.2, 中須   流域=11.1, <a href="#">福江</a>   流域=14.1	—	—

	小値賀町		—	—
	新上五島町	<a href="#">釣道</a>   流域=9.8 佐野原   流域=10.4	—	—
下五島	五島市	<a href="#">一の川</a>   流域=14.3, <a href="#">鰐</a>   流域=13.7, 中須   流域=11.4, <a href="#">福江</a>   流域=14.5	—	—

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

別表3 洪水注意報発表基準 令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
島原半島	島原市	<a href="#">湯川</a>   流域=9.4, <a href="#">西川</a>   流域=7.3, <a href="#">大月</a>   流域=4.5 <a href="#">水無</a>   流域=9.5	—	—
	雲仙市	<a href="#">湯田</a>   流域=6.2, <a href="#">山田</a>   流域=7.5, <a href="#">西郷</a>   流域=7.5, <a href="#">神代</a>   流域=8.4, <a href="#">多比良</a>   流域=2.4, <a href="#">土黒</a>   流域=9.6, <a href="#">千々石</a>   流域=14.5, <a href="#">境</a>   流域=7.6	<a href="#">湯田川</a>   流域= (6, 5.2), <a href="#">多比良</a>   流域= (10, 2.4)	—
	南島原市	<a href="#">深川</a>   流域=8.8, <a href="#">有家</a>   流域=12.1, <a href="#">大月</a>   流域=4, <a href="#">有馬</a>   流域=7.7, <a href="#">堀</a>   流域=8.4	<a href="#">大月</a>   流域= (10, 4) <a href="#">有馬</a>   流域= (10, 7.7)	—
長崎地区	長崎市	<a href="#">戸根</a>   流域=7.8, <a href="#">神前</a>   流域=11.5, <a href="#">出津</a>   流域=6.4, <a href="#">浦上</a>   流域=14.8, 中島   流域=10.9, <a href="#">鹿尾</a>   流域=10.2, <a href="#">大</a>   流域=7.8, <a href="#">八郎</a>   流域=13.6, <a href="#">大井手</a>   流域=6	<a href="#">浦上川</a>   流域= (9, 14.8) <a href="#">鹿尾川</a>   流域= (15, 8.2)	—
	長与町	<a href="#">長与</a>   流域=12	—	—
	時津町	<a href="#">時津</a>   流域=6.9	—	—
諫早・大村地区	諫早市	<a href="#">長田</a>   流域=8.4, <a href="#">福田</a>   流域=5.8, <a href="#">長里</a>   流域=8.2, <a href="#">境</a>   流域=9.1, <a href="#">小江</a>   流域=8.4, <a href="#">仁反田</a>   流域=4, <a href="#">東大</a>   流域=12.4, <a href="#">喜々津</a>   流域=9.7, <a href="#">江ノ浦</a>   流域=9.8, 半造川   流域=13.8	<a href="#">長田川</a>   流域= (8, 7.3), <a href="#">福田川</a>   流域= (8, 4.7), <a href="#">境川</a>   流域= (13, 7.3), <a href="#">仁反田川</a>   流域= (8, 2.9), <a href="#">東大川</a>   流域= (8, 12.4), <a href="#">江ノ浦川</a>   流域= (8, 9.8), <a href="#">本明川</a>   流域= (13, 10.2), <a href="#">半造川</a>   流域= (8, 11.9)	本明川[裏山]
	大村市	<a href="#">郡</a>   流域=14.4, <a href="#">大上</a>   流域=7.2, <a href="#">内田</a>   流域=4.8, <a href="#">鈴田</a>   流域=8.6	(自由)	—

別表3 洪水注意報発表基準 令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
島原半島	島原市	<a href="#">湯川</a>   流域=9.2, <a href="#">西川</a>   流域=7.3, <a href="#">大月</a>   流域=4.6 <a href="#">水無</a>   流域=9.4	—	—
	雲仙市	<a href="#">湯田</a>   流域=5.6, <a href="#">山田</a>   流域=6.8, <a href="#">西郷</a>   流域=7.4, <a href="#">神代</a>   流域=8.3, <a href="#">多比良</a>   流域=2.5, <a href="#">土黒</a>   流域=9.5, <a href="#">千々石</a>   流域=14.4, <a href="#">境</a>   流域=7.5	<a href="#">湯田川</a>   流域= (6, 5.6), <a href="#">多比良</a>   流域= (10, 2.4)	—
	南島原市	<a href="#">深川</a>   流域=8.8, <a href="#">有家</a>   流域=12, <a href="#">大月</a>   流域=4.1, <a href="#">有馬</a>   流域=7.7, <a href="#">堀</a>   流域=8.3	<a href="#">大月</a>   流域= (10, 4) <a href="#">有馬</a>   流域= (6, 6.9)	—
長崎地区	長崎市	<a href="#">戸根</a>   流域=8.8, <a href="#">神前</a>   流域=12.2, <a href="#">出津</a>   流域=6.7, <a href="#">浦上</a>   流域=14.6, 中島   流域=10.9, <a href="#">鹿尾</a>   流域=10.4, <a href="#">大</a>   流域=8.5, <a href="#">八郎</a>   流域=13.6, <a href="#">大井手</a>   流域=6	<a href="#">浦上川</a>   流域= (9, 14.6) <a href="#">鹿尾川</a>   流域= (15, 8.2)	—
	長与町	<a href="#">長与</a>   流域=12.1	—	—
	時津町	<a href="#">時津</a>   流域=5.9	—	—
諫早・大村地区	諫早市	<a href="#">長田</a>   流域=8.4, <a href="#">福田</a>   流域=5.8, <a href="#">長里</a>   流域=8.2, <a href="#">境</a>   流域=8.9, <a href="#">小江</a>   流域=8.4, <a href="#">仁反田</a>   流域=4, <a href="#">東大</a>   流域=12.4, <a href="#">喜々津</a>   流域=9.7, <a href="#">江ノ浦</a>   流域=9.7, 半造川   流域=13.8	<a href="#">長田川</a>   流域= (8, 7.3), <a href="#">福田川</a>   流域= (8, 4.7), <a href="#">境川</a>   流域= (10, 7.1), <a href="#">仁反田川</a>   流域= (8, 2.9), <a href="#">東大川</a>   流域= (6, 12.4), <a href="#">江ノ浦川</a>   流域= (8, 9.7), <a href="#">本明川</a>   流域= (6, 10.2), <a href="#">半造川</a>   流域= (8, 11.9)	本明川[裏山]
	大村市	<a href="#">郡</a>   流域=15, <a href="#">大上</a>   流域=8, <a href="#">内田</a>   流域=6.2, <a href="#">鈴田</a>   流域=6.9	<a href="#">大上川</a>   流域= (9, 8) <a href="#">鈴田川</a>   流域= (14, 5.5)	—
西彼杵半島	西海市(江島・平島を除く)	<a href="#">大明寺</a>   流域=9.9, <a href="#">木場</a>   流域=7, <a href="#">多比良</a>   流域=8, <a href="#">雪前</a>   流域=16.3	—	—

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(基本計画編)」修正案(新旧対照)

西彼杵半島	西海市(江島・平島を除く)	大明寺川流域9.9, 木場川流域6.8, 多良川流域7.9, 雪崩川流域16	—	—				
	平戸・松浦地区	平戸市	釜田川流域6.6, 中津良川流域7, 神倉川流域8.8, 鏡川流域5.1	釜田川流域=(6, 6.6)	—			
		松浦市	今留川流域7.3, 調川流域6.9, 志佐川流域13.2, 竜巻川流域9	志佐川流域=(12, 13.2)	—			
	佐世保・東彼地区	佐世保市(宇久地域を除く)	江迎川流域9.1, 鹿野川流域9, 佐々川流域17, 相浦川流域18, 佐世保川流域8.3, 日守川流域9.2, 小森川流域10.7, 金田川流域6.7, 宮本川流域7.6, 小川内川流域6.7, 牟田川流域5.8, 早岐川流域6.7	江迎川流域=(7, 9.1)	—			
		東彼杵町	彼杵川流域10.2, 千瀬川流域9.1	—	—			
		川棚町	川棚川流域16.8	—	—			
		波佐見町	川棚川流域11.2	—	—			
		佐々町	佐々川流域19.9, 木場川流域8	—	—			
	老岐	老岐市	幡巻川流域13.9, 永田川流域5.2, 谷川川流域9.1	—	—			
	上対馬	上対馬	舟志川流域9.7, 三根川流域11.3, 仁田川流域9.9, 佐藤川流域12.2, 飼羽川流域10	仁田川流域=(5, 6.7), 佐藤川流域=(7, 11)	—			
	下対馬	下対馬	仁田川流域8.3, けち川流域5.2, 久根川流域6.8, 佐須川流域13.3, 巖原本川流域2.4, 加志川流域6.1, 瀬川流域10.2	けち川流域=(11, 5.2), 佐須川流域=(11, 11.5), 巖原本川流域=(11, 1.9), 加志川流域=(11, 6.1), 瀬川流域=(11, 8.2), 久根川流域=(7, 6.8)	—			
	上五島	佐世保市(宇久地域)		—	—			
		西海市(江島・平島)		—	—			
		小値賀町		—	—			
		新上五島町	釣道川流域7.6, 佐野川流域7.8	釣道川流域=(6, 7.5)	—			
	下五島	五島市	一の川流域11, 鱒川流域10.5, 中須川流域8.8, 樋川流域11.2	(追加)	—			

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

平戸・松浦地区	平戸市	釜田川流域6.6, 中津良川流域7, 神倉川流域8.8, 鏡川流域5.1	釜田川流域=(6, 6.6)	—				
	松浦市	今留川流域7.4, 調川流域6.9, 志佐川流域13.2, 竜巻川流域8.9	志佐川流域=(10, 13.2)	—				
佐世保・東彼地区	佐世保市(宇久地域を除く)	江迎川流域9.1, 鹿野川流域9.2, 佐々川流域17, 相浦川流域18.9, 佐世保川流域8.8, 日守川流域9.7, 小森川流域11.6, 金田川流域7.3, 宮本川流域8.3, 小川内川流域6.9, 牟田川流域5.9, 早岐川流域7.1	江迎川流域=(7, 9.1)	—				
	東彼杵町	彼杵川流域10.6, 千瀬川流域9.6	—	—				
	川棚町	川棚川流域18.1	—	—				
	波佐見町	川棚川流域12	—	—				
	佐々町	佐々川流域19.9, 木場川流域8.1	—	—				
老岐	老岐市	幡巻川流域13.3, 永田川流域5.2, 谷川川流域12	—	—				
上対馬	上対馬	舟志川流域10, 三根川流域11.6, 仁田川流域12.8, 佐藤川流域12.1, 飼羽川流域11.2	仁田川流域=(5, 8.2), 佐藤川流域=(7, 11), 飼羽川流域=(5, 11.2)	—				
下対馬	下対馬	仁田川流域8.6, けち川流域5.5, 久根川流域6.9, 佐須川流域13.3, 巖原本川流域2.5, 加志川流域6.1, 瀬川流域10.2	けち川流域=(5, 5.2), (削除), 巖原本川流域=(11, 1.6), 加志川流域=(5, 6.1), 瀬川流域=(5, 10.2), 久根川流域=(5, 6.9)	—				
上五島	佐世保市(宇久地域)		—	—				
	西海市(江島・平島)		—	—				
	小値賀町		—	—				
	新上五島町	釣道川流域7.8, 佐野川流域8.3	釣道川流域=(6, 7.5)	—				
下五島	五島市	一の川流域11.4, 鱒川流域10.9, 中須川流域9.1, 樋川流域11.6	一の川流域=(13, 11.2)	—				

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	統計値、期間の変更などに伴う修正（長崎地方気象台）																	
ページ	現行計画	修正計画(案)																
121	<p><b>3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 キキクル等の種類と概要</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="275 427 459 738">土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分 布)</td> <td data-bbox="459 427 1173 738">(略) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要と</u>される警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から<u>避難が必要と</u>される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等<u>は</u>危険な場所から<u>避難が必要と</u>される警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 738 459 898">浸水キキクル (大雨警報 (浸水害)の 危険度分布)</td> <td data-bbox="459 738 1173 898">(略) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要と</u>される警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 898 459 1209">洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)</td> <td data-bbox="459 898 1173 1209">(略) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要と</u>される警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から<u>避難が必要と</u>される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等<u>は</u>危険な場所から<u>避難が必要と</u>される警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 1209 459 1409">流域雨量指数 の予測値</td> <td data-bbox="459 1209 1173 1409"><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）</u>の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（<u>追加</u>）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。（<u>追加</u>）6時間先までの<u>雨量分布</u>の予測（<u>追加</u>）降水</td> </tr> </table>	土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分 布)	(略) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに <u>安全確保が必要と</u> される警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から <u>避難が必要と</u> される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等 <u>は</u> 危険な場所から <u>避難が必要と</u> される警戒レベル3に相当。	浸水キキクル (大雨警報 (浸水害)の 危険度分布)	(略) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに <u>安全確保が必要と</u> される警戒レベル5に相当。	洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	(略) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに <u>安全確保が必要と</u> される警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から <u>避難が必要と</u> される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等 <u>は</u> 危険な場所から <u>避難が必要と</u> される警戒レベル3に相当。	流域雨量指数 の予測値	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）</u> の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（ <u>追加</u> ）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。（ <u>追加</u> ）6時間先までの <u>雨量分布</u> の予測（ <u>追加</u> ）降水	<p><b>3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 キキクル等の種類と概要</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1205 427 1388 738">土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分 布)</td> <td data-bbox="1388 427 2107 738">(略) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要があると</u>される警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から<u>避難する必要があると</u>される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等<u>が</u>危険な場所から<u>避難する必要があると</u>される警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 738 1388 898">浸水キキクル (大雨警報 (浸水害)の 危険度分布)</td> <td data-bbox="1388 738 2107 898">(略) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要があると</u>される警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 898 1388 1209">洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)</td> <td data-bbox="1388 898 2107 1209">(略) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要があると</u>される警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から<u>避難する必要があると</u>される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等<u>が</u>危険な場所から<u>避難する必要があると</u>される警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1209 1388 1409">流域雨量指数 の予測値</td> <td data-bbox="1388 1209 2107 1409"><u>各河川</u>の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（<u>大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度</u>）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。<u>流域内における雨量分布の実況と</u>6時間先までの予測</td> </tr> </table>	土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分 布)	(略) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要があると</u> される警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から <u>避難する必要があると</u> される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等 <u>が</u> 危険な場所から <u>避難する必要があると</u> される警戒レベル3に相当。	浸水キキクル (大雨警報 (浸水害)の 危険度分布)	(略) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要があると</u> される警戒レベル5に相当。	洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	(略) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要があると</u> される警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から <u>避難する必要があると</u> される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等 <u>が</u> 危険な場所から <u>避難する必要があると</u> される警戒レベル3に相当。	流域雨量指数 の予測値	<u>各河川</u> の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（ <u>大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度</u> ）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 <u>流域内における雨量分布の実況と</u> 6時間先までの予測
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分 布)	(略) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに <u>安全確保が必要と</u> される警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から <u>避難が必要と</u> される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等 <u>は</u> 危険な場所から <u>避難が必要と</u> される警戒レベル3に相当。																	
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害)の 危険度分布)	(略) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに <u>安全確保が必要と</u> される警戒レベル5に相当。																	
洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	(略) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに <u>安全確保が必要と</u> される警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から <u>避難が必要と</u> される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等 <u>は</u> 危険な場所から <u>避難が必要と</u> される警戒レベル3に相当。																	
流域雨量指数 の予測値	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）</u> の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（ <u>追加</u> ）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。（ <u>追加</u> ）6時間先までの <u>雨量分布</u> の予測（ <u>追加</u> ）降水																	
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分 布)	(略) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要があると</u> される警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から <u>避難する必要があると</u> される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等 <u>が</u> 危険な場所から <u>避難する必要があると</u> される警戒レベル3に相当。																	
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害)の 危険度分布)	(略) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要があると</u> される警戒レベル5に相当。																	
洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	(略) ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要があると</u> される警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から <u>避難する必要があると</u> される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等 <u>が</u> 危険な場所から <u>避難する必要があると</u> される警戒レベル3に相当。																	
流域雨量指数 の予測値	<u>各河川</u> の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（ <u>大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度</u> ）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 <u>流域内における雨量分布の実況と</u> 6時間先までの予測																	

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

	短時間予報等) を用いて常時 10 分ごとに更新している。				
1 2 3	<p>5 早期注意情報（警報級の可能性） （略） 大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>6 長崎県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って<u>注意を喚起する</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 「<u>雨を要因とする</u>特別警報が発表されたときには、<u>その後速やかに</u>、その内容を補足する<u>ため</u>「記録的な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が<u>（追加）</u>発表される。」 「大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、<u>線状の</u>降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が<u>府県気象情報として</u>発表される。</p>	<p>(<u>解析雨量及び</u>降水短時間予報等) を用いて常時 10 分ごとに更新している。</p> <p>5 早期注意情報（警報級の可能性） （略） 大雨、<u>高潮</u>に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>6 長崎県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って<u>注意・警戒を呼びかけられる</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 「<u>大雨</u>特別警報が発表されたときには、<u>（削除）</u>その内容を補足する<u>（削除）</u>「記録的な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が<u>速やかに</u>発表される。」  「大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が<u>（削除）</u>発表される。」</p>	1 2 4	<p>8 土砂災害警戒情報 （略） <u>市町村内</u>で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>9 記録的短時間大雨情報 （略） この情報が発表されたときは、土砂災害及び、<u>低地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>	<p>8 土砂災害警戒情報 （略） <u>市町村内</u>で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>9 記録的短時間大雨情報 （略） この情報が発表されたときは、土砂災害及び、<u>低い土地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	組織改正等に伴う修正（長崎地方気象台）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
126	<p style="text-align: center;">気象警報等の伝達系統図</p> <p style="text-align: center;">注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。  注2）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。  注3）気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほかに防災情報提供システム等を通じて、各関係機関へ提供。  注4）携帯電話事業者による緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。</p>	<p style="text-align: center;">気象警報等の伝達系統図</p> <p style="text-align: center;">注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条 第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。  注2）二重線の経路は、気象業務法 第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達 経路。  注3）気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほかに気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ 提供。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	安否不明者に係る公表基準の策定による修正（県防災企画課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
150	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画 (防災企画課)</p> <p>6 安否不明者の氏名等公表について<u>の検討</u> 災害発生時に、安否不明者等の氏名等の公表が<u>救助活動の円滑化、効率化に役立つ場合があることから、氏名公表の可否、判断基準、手続き等について、国が策定した指針をもとに、市町や関係機関とともに、検討を進める。</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画 (防災企画課)</p> <p>6 安否不明者の氏名等公表について 災害発生時に、安否不明者等の氏名等の公表が<u>搜索活動・人命救助に資することから、原則として氏名等を公表する。但し、住民基本台帳の閲覧制限等がある場合には、非公表とする。</u></p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	組織改正に伴う修正（県感染症対策室）								
ページ	現行計画				修正計画(案)				
156	別表1 災害報告事務の状況一覧（報告者 市町長）				別表1 災害報告事務の状況一覧（報告者 市町長）				
県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
医療政策課	保健所	防疫	被害状況報告	※注1	医療政策課	保健所	<a href="#">医療</a>	被害状況報告	<a href="#">(削除)</a>
<a href="#">//</a>	//	//	防疫活動報告書	//	<a href="#">感染症対策室</a>	//	<a href="#">防疫</a>	防疫活動報告書	<a href="#">※注1</a>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	組織改正に伴う修正（県都市政策課）										
ページ	現行計画					修正計画					
156	第2章 通信及び情報収集伝達計画					第2章 通信及び情報収集伝達計画					
	第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画					第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画					
	別表1 災害報告事務の状況一覧（報告者 市町長）					別表1 災害報告事務の状況一覧（報告者 市町長）					
区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等	区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
	<a href="#">道路維持課</a>	〃	都市施設	都市施設被害 報告 (都市公園)	国土交通省通達		<a href="#">都市政策課</a>	〃	都市施設	都市施設被害 報告 (都市公園)	国土交通省通達

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	(調整中)	
ページ	現行計画	修正計画(案)
1634	<p>第3編 災害応急対策計画 第4章 公安警備計画 第2節 災害に備えての措置</p> <p>4 交通の確保に関する体制及び施設の整備 (略) (3) 緊急通行車両の事前届出制度の周知 県警察は、災害が発生し、又は、発生する恐れがある場合において、都道府県公安委員会が実施する交通規制の際に、通行可能な緊急通行車両にかかる<a href="#">届出制度</a>の周知を図る。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第4章 公安警備計画 第2節 災害に備えての計画</p> <p>4 交通の確保に関する体制及び施設の整備 (略) (3) 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付制度の周知 県警察は、災害が発生し、又は、発生する恐れがある場合において、都道府県公安委員会が実施する交通規制の際に、通行可能な緊急通行車両にかかる<a href="#">災害発生前における標章及び確認証明書の交付制度</a>の周知を図る。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	災害対策基本法改正に伴う修正（警察本部警備課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
167	<p>第3節 災害発生時における措置</p> <p>6 二次災害の防止</p> <p>県警察は、二次災害の危険箇所等を把握するため、各警察署ごとに調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施するものとする。</p> <p>また、把握した二次災害危険箇所等については、市及び町の災害対策本部等に連絡し、<u>避難勧告等</u>の発令を促すものとする。</p> <p>さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確立するものとする。</p>	<p>第3節 災害発生時における措置</p> <p>6 二次災害の防止</p> <p>県警察は、二次災害の危険箇所等を把握するため、各警察署ごとに調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施するものとする。</p> <p>また、把握した二次災害危険箇所等については、市及び町の災害対策本部等に連絡し、<u>避難指示等</u>の発令を促すものとする。</p> <p>さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確立するものとする。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	SNSの発達に伴う、情報伝達活動内容の修正（警察本部地域部地域課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
169	<p><b>第4章 公安警備計画</b>  <b>第3節 災害発生時における措置</b>            9 被災者等への情報伝達活動            (3) 多様な手段による情報伝達            県警察は、地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配付場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、生活安全ニュース、ミニ広報紙、<a href="#">交番速報等を活用し</a>、あるいは、自主防災組織等を通じるなどあらゆる方法を活用して伝達するものとする。</p>	<p>第4章 公安警備計画            第3節 災害発生時における措置            9 被災者等への情報伝達活動            (3) 多様な手段による情報伝達            県警察は、地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配付場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、生活安全ニュース、ミニ広報紙、<a href="#">交番速報、SNS等を活用し</a>、あるいは、自主防災組織等を通じるなどあらゆる方法を活用して伝達するものとする。</p>
171	<p><b>第5章 都市災害応急対策計画</b>            。            (道路維持課：水環境対策課)</p>	<p><b>第5章 都市災害応急対策計画</b>            (都市政策課：水環境対策課)</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	長崎県水防計画の見直しに係る修正（河川課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
173 ～	<p>第3篇 災害応急対策計画 第6章 <u>水防計画</u> (削除)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第6章 <u>水防計画</u> 第1節 <u>総則</u> <u>(河川課)</u></p> <p>1 <u>目的</u> この計画は水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項の規定に基づき、長崎県における水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定し、洪水、内水（水防法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p> <p>2 <u>水防協議会</u> 水防法第8条第1項の規定により、長崎県水防協議会を設置し、県の水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議する。</p> <p>3 <u>水防の責任等</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p><u>県の責任</u></p> <p>長崎県内における水防体制の確立及び組織強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保する責任を有する。（水防法第3条の6）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p><u>水防管理団体（市町）の責任</u></p> <p>水防管理団体たる市町は、水防計画に基づき、各々その管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。（水防法第3条）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><u>気象庁の責任</u></p> </div>

		<p><u>気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めるときは、その状況を水防本部長に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（水防法第10条）</u></p> <p><b>放送局、NTT、その他の通信報道機関の責任</b></p> <p><u>水防上、緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。</u></p> <p><b>ダム管理者の責任</b></p> <p><u>河川法第52条の規定に基づく河川管理者の指示に従うとともに、災害の発生防止又は災害の軽減に積極的に努めなければならない。</u></p> <p><b>溜池管理者の責任</b></p> <p><u>溜池管理者は、当該溜池のある地域の水害が予想されるときは、当該水防管理者の指導下に入るものとする。</u></p> <p><b>居住者等の義務</b></p> <p><u>居住者等は、水害が予想される場合は、進んで水防に協力し、水防管理者又は水防関係団体の長から出動を命じられた場合は、水防に従事しなければならない。（水防法第24条）</u></p> <p><b>4 津波における留意事項</b></p> <p><u>津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。</u></p> <p><u>遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難までの所要時</u></p>
--	--	--

		<p><u>間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。</u>  <u>従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。</u></p> <p>5 <u>安全配慮</u>  <u>洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に配慮して水防活動を実施するものとする。</u>  <u>避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。</u></p> <p><u>（水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>①水防活動時にはライフジャケットを着用する。</u></p> <p><u>②水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。</u></p> <p><u>③水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。</u></p> <p><u>④指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。</u></p> <p><u>⑤水防活動は原則として複数人で行う。</u></p> <p><u>⑥水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。</u></p> <p><u>⑦指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。</u></p> <p><u>⑧指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。</u></p> <p><u>⑨指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。</u></p> <p><u>⑩津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。</u></p> </div>
--	--	--

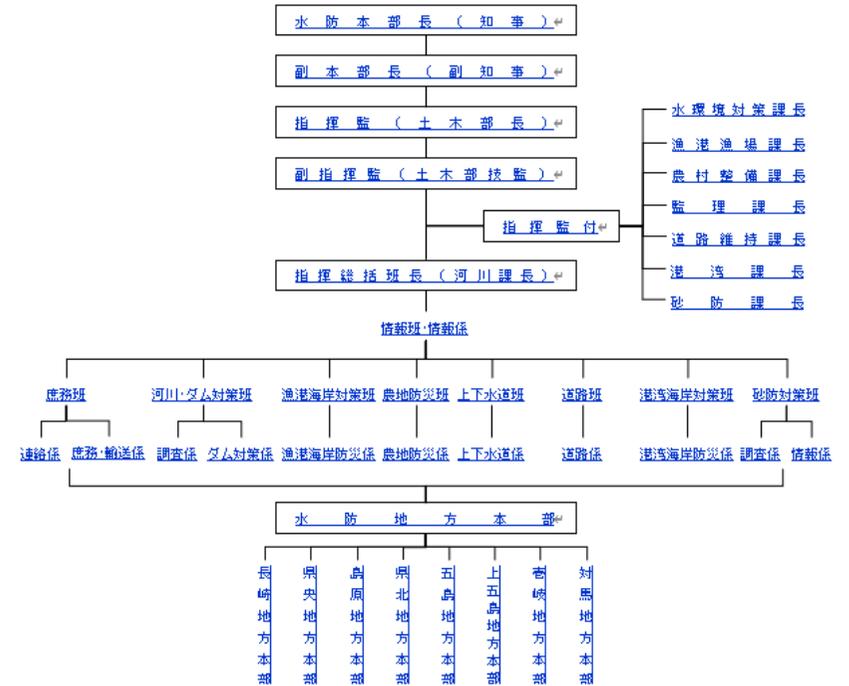
第2節 水防組織

(河川課)

1 県の水防組織（長崎県水防本部）

(1) 組織系統

水防本部は、次の機構により事務を処理する。



(2) 設置基準

設置

長崎地方气象台から、次の注意報・警報が発せられる等重大な災害の発生が予測されるときは、水防本部及び水防地方本部を設置する。

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

・大雨特別警報	・大雨警報	・洪水警報
・津波特別警報（大津波警報）	・津波警報	・津波注意報
・高潮特別警報	・高潮警報	

ただし、水災に関して長崎県災害対策本部が設置された場合は、水防本部の組織は、当該災害対策本部の組織に包括されるものとする。

**解 散**

上記の注意報・警報が解除される等、重大な災害の発生のおそれなくなったときは、水防本部及び水防地方本部を解散する。

(3) 水防本部の構成及び分担事務

班 名 [ 班 長 ]	係 名 [ 係 長 等 ]	係員	業 務
庶務班 [河川課総括(事)課長補佐]	庶務・運送係 [調整班班長]	左記係員	水防本部の庶務・緊急自動車及び水防資材の手配
	連絡係 [管理班班長]		气象台、市町村、その他関係機関との連絡及び広報
情報班 [河川課総括課長補佐]	情報係 [計画調整班班長]		河川、ダム、状況把握及び他班の状況の取りまとめ並びに関係機関との連絡調整
河川・ダム対策班 [河川課総括課長補佐]	調査係 [河川防災班班長]		河川の被災状況把握及び関係機関への通報、報告
	ダム対策係 [ダム班班長]		建設中のダムの状況把握及び関係機関との連絡調整
漁港海岸対策班 [漁港漁場課総括課長補佐]	漁港海岸防災係 [漁港漁村防災班班長]		漁港海岸の状況把握及び関係機関との連絡調整
農地防災班 [農村整備課企画監]	農地防災係 [農地防災班班長]		農業用ダム、溜池、農地海岸の状況把握及び関係機関との連絡調整
上下水道班 [水環境対策課参事]	上下水道係 [生活排水班班長]		上下水道施設の状況把握及び関係

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

<p><u>道路班</u> [道路維持課総括課長補佐]</p>	<p><u>道路係</u> [維持補修班班長] [市町道環境班班長]</p>	<p><u>機関との連絡調整</u></p> <p><u>道路の状況把握及び関係機関との連絡調整</u></p> <p><u>港湾局・水管理・国土保全局海岸の状況把握及び関係機関との連絡調整</u></p> <p><u>砂防の状況把握及び関係機関との連絡調整</u></p> <p><u>砂防の被害状況把握及び関係機関への通報、報告</u></p>	
<p><u>港湾海岸対策班</u> [港湾課総括課長補佐]</p>	<p><u>港湾海岸防災係</u> [工事・防災班班長]</p>		
<p><u>砂防対策班</u> [砂防課総括課長補佐]</p>	<p><u>情報係</u> [砂防計画班班長]</p> <p><u>調査係</u> [保全班班長]</p>		
<p><u>※土石流、地すべり、がけ崩れなど土砂災害の防止対策については、長崎県災害警戒本部の一員として事務の処理を行うこととし、詳細については、土砂災害防止計画に掲載。</u></p>			
<p><u>(水防本部連絡先)</u></p>			
<p><u>所在地： 長崎市尾上町3番1号（県庁河川課内） 電話代表： 095-824-1111</u></p>			
	<p><u>県庁内線</u></p>	<p><u>TEL</u></p>	<p><u>FAX</u></p>
<p><u>河川課</u></p>	<p><u>3081～3086</u></p>	<p><u>(095) 822-0397</u></p>	<p><u>(095) 824-7175</u></p>
<p><u>水環境対策課</u></p>	<p><u>2664～2665</u></p>	<p><u>(095) 895-2664</u></p>	<p><u>(095) 895-2568</u></p>
<p><u>漁港漁場課</u></p>	<p><u>2858</u></p>	<p><u>(095) 895-2858</u></p>	<p><u>(095) 895-2586</u></p>
<p><u>農村整備課</u></p>	<p><u>2961～2969</u></p>	<p><u>(095) 895-2967</u></p>	<p><u>(095) 895-2594</u></p>
<p><u>道路維持課</u></p>	<p><u>5510～5516</u></p>	<p><u>(095) 894-3144</u></p>	<p><u>(095) 820-0683</u></p>
<p><u>港湾課</u></p>	<p><u>3052～3057</u></p>	<p><u>(095) 824-3625</u></p>	<p><u>(095) 821-9246</u></p>
<p><u>砂防課</u></p>	<p><u>3075～3076</u> <u>5564～5567</u></p>	<p><u>(095) 820-4788</u></p>	<p><u>(095) 824-7175</u></p>
<p><u>(4) 水防地方本部の構成及び分担事務</u></p> <p><u>水防地方本部は、水防本部に準じて組織するものとし、地方本部長には、各振興局長又は支所長をもってあてる。</u></p>			

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

（水防地方本部長の業務）

- ① 水防本部、各市町及び関係機関との連絡調整
- ② 重要水防区域（箇所）の状況把握
- ③ 治水及び多目的ダムの管理
- ④ 市町等への指示（水防法第29条、30条）
- ⑤ 水防警報の発令（水防法第16条）

（水防地方本部の名称、位置及び担当区域）

地方本部名	所在地	地方本部長	担当区域
長崎 水防地方本部	長崎市大橋町11-1 TEL: (095) 844-2181 TEL: (095) 844-2181	長崎振興局長	長崎市、西彼杵郡
県央 水防地方本部	諫早市永昌東町25-8 TEL: (0957) 22-0010 TEL: (0957) 22-0010	県央振興局長	諫早市、大村市
島原 水防地方本部	島原市城内1-1205 TEL: (0957) 63-0612 TEL: (0957) 63-0612	島原振興局長	島原市、雲仙市、 南島原市
県北 水防地方本部	佐世保市木場田町3-25 TEL: (0956) 24-1419 TEL: (0956) 24-1419	県北振興局長	佐世保市、平戸市、松浦 市、西海市、東彼杵郡、 北松浦郡
五島 水防地方本部	五島市福江町7-1 TEL: (0959) 72-2734 TEL: (0959) 72-2734	五島振興局長	五島市
上五島 水防地方本部	南松浦郡新上五島町有川郷578-2 TEL: (0959) 42-1141 TEL: (0959) 42-1141	五島振興局長 上五島支所長	新上五島町
壱岐 水防地方本部	壱岐市郷ノ浦町本村触570 TEL: (0920) 47-1111 TEL: (0920) 47-1111	壱岐振興局長	壱岐市
対馬 水防地方本部	対馬市巖原町宮谷224 TEL: (0920) 52-0398 TEL: (0920) 52-0398	対馬振興局長	対馬市

		<p><u>2 市町村の水防組織（水防管理団体）</u>  <u>水防管理者（市町長）は、当該行政区域内の河川・海岸等で水防を必要とするところを常に把握し、十分な水防活動が行われるよう消防機関その他の必要な機関を組織しておくとともに、万一の場合における住民への警報の周知及び避難体制等についての万全を図るものとする。</u></p> <p><u>（1）指定水防管理団体</u>  <u>水防管理団体のうち、水防上、公共の安全に重大な関係のある団体として、知事が指定したものを指定水防管理団体といい、長崎県においては次のとおりである。（水防法第4条）</u></p> <p><u>① 諫早市 ② 大村市 ③ 川棚町 ④ 島原市 ⑤ 松浦市 ⑥ 長崎市</u></p> <p><u>（2）水防計画の策定</u></p> <p><u>指定水防管理団体</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>水防計画を定め、又は変更したときは、県知事に届け出なければならない。（水防法第33条）</u></li> <li>・<u>県知事への届出に際しては、水防計画書2部をその地区を所管する県の地方機関を経由し、県河川課へ提出すること。</u></li> <li>・<u>水防協議会を置く団体にあつては、当該水防協議会に諮り、水防計画を樹立すること。</u></li> <li>・<u>水防協議会を置かずかつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町防災会議を置く市町である指定水防管理団体にあつては当該市町防災会議に諮り、水防計画を樹立すること。</u></li> </ul> <p><u>その他の水防管理団体</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>水防計画（市町防災計画内の水防部分を含む）について変更した場合は、少なくとも出水期までに変更内容について県の地方機関を経由し、県河川課へ</u></li> </ul>
--	--	--

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

水防計画書を2部提出するよう努めること。

・計画に変更がない場合は、その旨文書にて報告することとする。

3 長崎県大規模氾濫減災協議会

知事が組織する長崎県大規模氾濫減災協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第3節 重要水防区域と重要水防箇所

(河川課)

管内の水防区域のうち、特にその現状から、洪水、津波、高潮等が公共上に及ぼす影響のあるものを重要水防区域及び重要水防箇所として設定している。

1 重要水防区域（河川）

区分	管内	管内											計		
		長崎	県央	島原	県北	県北 (田平)	県北 (大瀬戸)	五島	上五島	壱岐	対馬				
河川法上の河川	二級河川 (直轄)	箇所数	32												32箇所
		延長	8,482												8,482 m
	二級河川 (県管理)	箇所数	28	8											36箇所
		延長	103,794	36,792											140,586 m
	二級河川	箇所数	51	31	57	67	25	15	23	9	16	45			339箇所
		延長	192,919	159,350	270,984	381,314	112,258	72,260	130,154	31,468	64,336	216,010			1,631,053 m
	準用河川	箇所数	26	35	7	10		1	1			1			81箇所
		延長	29,590	70,974	26,000	17,478		880	1,540			3,198			149,660 m
	小計	箇所数	77	126	72	77	25	16	24	9	17	45			488箇所
		延長	222,509	342,600	333,776	398,792	112,258	73,140	131,694	31,468	67,534	216,010			1,929,781 m
河川法の適用を受けない河川	箇所数	109		21	31			1	13					175箇所	
	延長	103,160		44,817	34,190			1,100	11,530					194,797 m	
総計	箇所数	186	126	93	108	25	16	25	22	17	45			663箇所	
	延長	325,669	342,600	378,593	432,982	112,258	73,140	132,794	42,998	67,534	216,010			2,124,578 m	

※ 補足資料に拡大しています。

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(基本計画編)」修正案(新旧対照)

2 重要水防区域(海岸)

管内		長崎	県央	島原	県北	県北 (田平)	県北 (太宰府)	五島	上五島	壱岐	対馬	計	
海岸保全区域	国土交通省 土木部-国土保全課 所 管	箇所数	23	10	29	7	12	12	12	15	2	14	136箇所
		延長	19,971	8,418	30,736	4,329	4,210	15,100	6,991	7,215	373	14,475	111,818 m
	国土交通省 港湾局所管	箇所数	9	3	15	10	5	4	17	2	2	19	86箇所
		延長	6,343	4,108	18,663	46,703	4,485	3,054	1,976	441	2,380	17,078	105,231 m
	水産庁 所 管	箇所数	14		7	8	2		6		7	5	49箇所
		延長	12,008		5,169	1,997	420		2,192		2,906	9,142	33,834 m
	農林振興局 所 管	箇所数	11	6	6	11	27	7	5	1	12	15	101箇所
		延長	16,830	4,769	8,055	9,084	23,360	3,342	8,280	1,050	7,290	3,587	85,647 m
	小計	箇所数	57	19	57	36	46	23	40	18	23	53	372箇所
		延長	55,152	17,295	62,623	62,113	32,475	21,496	19,439	8,706	12,949	44,282	336,530 m
	海岸保全区域 以外の海岸	箇所数	6	2			4				1		13箇所
		延長	9,550	2,749			1,380				70		13,749 m
総計	箇所数	63	21	57	36	50	23	40	18	24	53	385箇所	
	延長	64,702	20,044	62,623	62,113	33,855	21,496	19,439	8,706	13,019	44,282	350,279 m	

3 重要水防箇所

管内		長崎	県央	島原	県北	県北 (田平)	県北 (太宰府)	五島	上五島	壱岐	対馬	計
水門等			9	9	11		2			1	2	34箇所
農業用ダム及び老朽溜池		41	81	176	406	213	27	38		60	1	1,043箇所

4 土砂災害警戒区域

管内		長崎	県央	島原	県北	県北 (田平)	県北 (太宰府)	五島	上五島	壱岐	対馬	計
土砂災害警戒区域		1,009	468	200	931	171	133	502	670	35	757	4,876箇所

※ 補足資料に拡大しています。

第4節 予報及び警報

（長崎河川国道事務所：長崎地方气象台：河川課）

1 洪水予報河川における洪水予報

（1）種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。水防法第10条2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報は次のとおりである。

種類	標題	発表基準
洪水注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>
洪水警報	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く)</li> <li>・避難判断水位を超える状況が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</li> </ul>
	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき</li> <li>・3時間先まで氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき</li> </ul>
	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき</li> </ul>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

注1：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、これらによらず洪水予報を発表することができる。

注2：「洪水警報（氾濫発生情報）」は、氾濫が発生したときに、氾濫が発生する毎に発表する。

注3：「洪水警報（氾濫発生情報）」は、氾濫発生中に、氾濫発生地点を含む受け待ち区間の基準地点の水位が氾濫危険水位に達した場合も氾濫危険水位への到達情報として発表する。

注4：「洪水警報（氾濫発生情報）」の解除は、氾濫を原因とする事象に対して安全が確認されたとき発表する。

(2) 国と気象庁が共同で洪水予報を行う河川

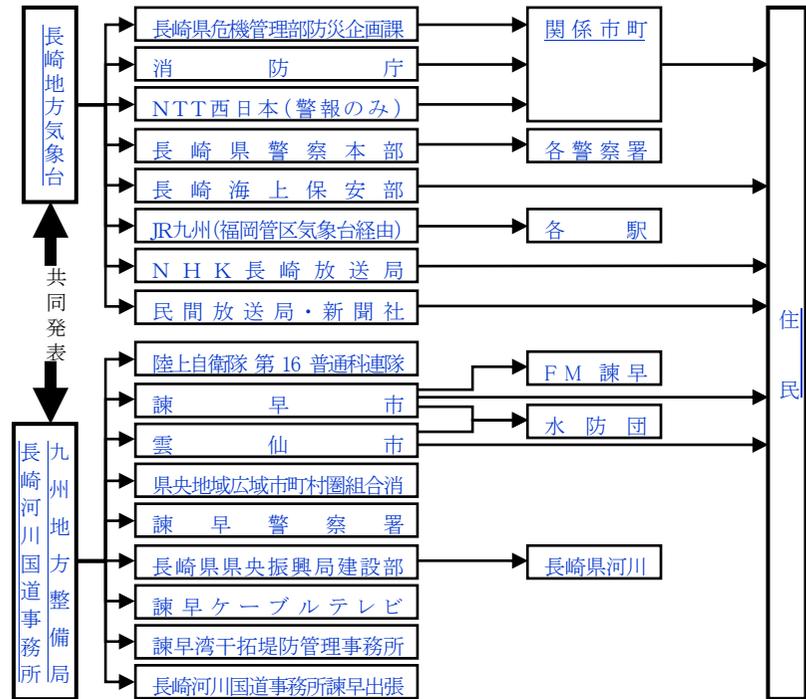
対象河川

河川名	左岸	右岸
本明川 (本明川水系)	諫早市本明名 字高羽突15番の1地先 ～ 海岸まで	諫早市栄田名 字宮の前13番の1地先 ～ 海岸まで

基準となる水位観測所

対象河川	観測所名 (量水標名)	地先名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
本明川	裏山	諫早市天満町	1.70m	2.70 m	3.00 m	3.70 m

伝達経路



2 水位周知河川における水位到達情報の通知

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

市町長の避難指示の発令判断の目安、住民の避難判断の参考として、発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
避難判断水位情報	基準水位観測所の水位が「 <u>避難判断水位</u> 」に到達したとき
氾濫危険水位情報	基準水位観測所の水位が「 <u>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）</u> 」に到達したとき

(2) 国が水位到達情報の通知を行う河川

対象河川

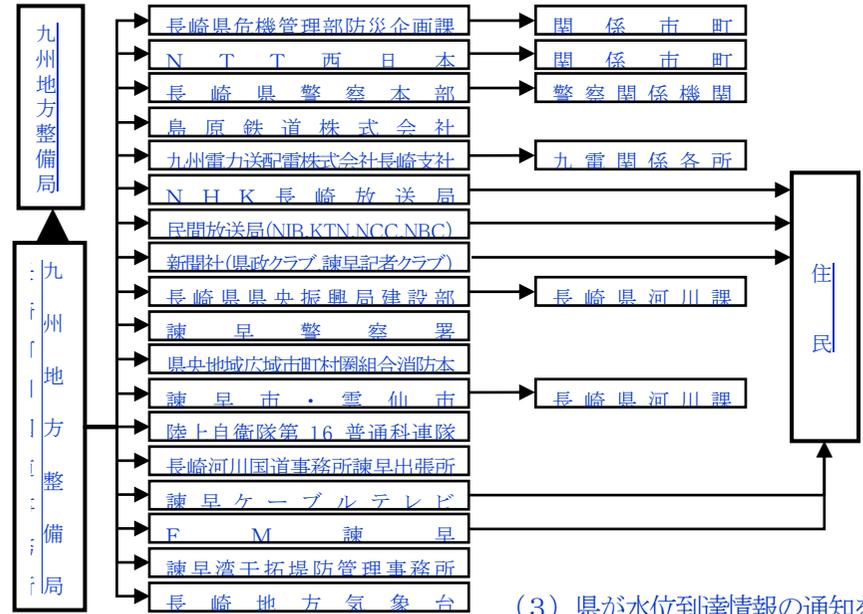
河川名	左岸	右岸
半造川 (本明川水系)	諫早市船越 名字埋津 924番の33 地先	埋津橋下流端 から 〜 幹川合流点
		諫早市小川町 35番地の1地 先 〜 幹川合流点 まで

基準となる水位観測所

対象河川	観測所名 (量水標名)	地先名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
半造川	埋津	諫早市船 越町	2.50m	3.50m	3.60m	4.30m

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

伝達経路



(3) 県が水位到達情報の通知を行う

河川

対象河川

河川名	水位情報周知区域			発表者 (振興局長)	関係 水防団体
	左岸	右岸	距離		
中島川	長崎市本 河内 1丁目 ～ 海岸まで	(同左岸)	3,450m	長崎	長崎市
浦上川	長崎市川 平町 ～ 海岸まで	長崎市 三ツ山 ～ 海岸まで 町	9,257m	長崎	長崎市
八郎川	長崎市船 ～ 海岸まで	(同左岸)	6,415m	長崎	長崎市

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

			石町	で					
長与川	西彼杵郡 長与町本 川内郷	～	海岸ま で		(同左岸)	7,770m	長崎	長与町	
時津川	西彼杵郡 時津町元 村郷	～	海岸ま で		(同左岸)	2,740m	長崎	時津町	
半造川	諫早市栗 面本村名	～	埋津橋 下流端 まで		(同左岸)	1,068m	県央	諫早市	
大上戸 川	大村市上 諏訪町	～	海岸ま で		(同左岸)	3,160m	県央	大村市	
内田川	大村市政 島3丁目	～	海岸ま で	大村市 武留町	～ 海岸まで	1,150m	県央	大村市	
郡川	大村市中 岳町	～	海岸ま で		(同左岸)	9,450m	県央	大村市	
大手川	島原市上 新丁 1丁目	～	海岸ま で	島原市 上新丁 2丁目	～ 海岸まで	1,440m	島原	島原市	
山田川	雲仙市吾 妻町布江	～	海岸ま で		(同左岸)	2,245m	島原	雲仙市	
有家川	南島原市 有家町大 字山川	～	海岸ま で	南島原 市西有 家町大 字里坊	～ 海岸まで	2,400m	島原	南島原市	
相浦川	小川内川 合流点	～	海岸ま で		(同左岸)	6,810m	県北	佐世保市	
富村川	佐世保市 萩坂町	～	海岸ま で	佐世保 市城間 町	～ 海岸まで	3,151m	県北	佐世保市	
早岐川	佐世保市	～	海岸ま		(同左岸)	2,692m	県北	佐世保市	

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

			上原町	で					
	江迎川	佐世保市 江迎町 猪調田川 内頭	～	海岸ま で	(同左岸)	9,451m	県北	佐世保市	
	佐世保川	佐世保市 桜木町	～	海岸ま で	(同左岸)	5,220m	県北	佐世保市	
	小森川	佐世保市 横手町	～	海岸ま で	(同左岸)	9,822m	県北	佐世保市	
	彼杵川	東彼杵郡 東彼杵町 坂本郷	～	海岸ま で	(同左岸)	5,600m	県北	東彼杵町	
	川棚川	山口橋	～	海岸ま で	(同左岸)	19,352m	県北	波佐見町 川棚町	
	佐々川	高峰川合 流点	～	海岸ま で	(同左岸)	8,200m	県北	佐々町	
	鏡川	平戸市鏡 川町	～	海岸ま で	平戸市 石川町	～ 海岸まで	665m	県北	平戸市
	志佐川	松浦市志 佐町池成	～	海岸ま で	松浦市 志佐町 高野	～ 海岸まで	3,250m	県北	松浦市
	雪浦川	西海市大 瀬戸町雪 浦幸物郷	～	海岸ま で	西海市 大瀬戸 町瀬戸 羽出川 郷	～ 海岸まで	5,840m	県北	西海市
	福江川	五島市木 場町	～	海岸ま で	五島市 大円寺 町	～ 海岸まで	2,300m	五島	五島市
	釣道川	南松浦郡 新上五島	～	海岸ま で	(同左岸)	1,400m	五島 上五島	新上五島 町	

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

	町 青方ダム 直下					
永田川	永田ダム 直下	～ で	海岸ま	(同左岸)	1,800m	壱岐 壱岐市
厳原本 川	対馬市厳 原町 宮谷馬場 崎橋	～ で	海岸ま	(同左岸)	1,780m	対馬 対馬市
佐護川	対馬市上 県町 佐護東里 1183	～ で	海岸ま	(同左岸)	5,200m	対馬 対馬市

基準となる水位観測所

対象 河川	観測所名 (量水標 名)	地 先 名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
中島川	古町橋	長崎市麴 屋町	2.00m	2.50m	3.70m	4.30m
浦上川	大橋	長崎市岡 町	2.70m	3.30m	3.80m	4.60m
八郎川	八郎橋	長崎市平 間町	1.50m	2.10m	2.20m	3.10m
長与川	長与駅前	長与町吉 無田郷	1.20m	1.70m	1.70m	2.20m
時津川	丸田橋	時津町元 村郷	1.00m	1.40m	1.50m	1.90m
半造川	埋 津	諫早市船 越町	2.50m	3.50m	3.60m	4.30m
大上戸川	(本堂川	大村市乾	(1.20m)	(1.50m)	-	(2.40m)

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

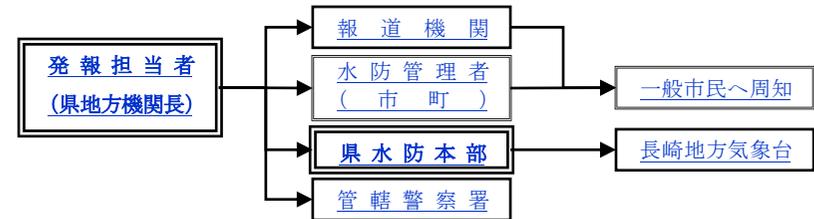
		橋)	馬場町				
		金丸橋	大村市西 三城町	1.80m	2.10m	2.30m	3.00m
内田川	内田川	大村市玖 島三丁目	1.10m	1.50m	1.90m	2.70m	
郡川	鬼橋	大村市鬼 橋町	1.10m	1.30m	3.40m	3.90m	
大手川	大手川	島原市萩 原一丁目	1.60m	2.20m	2.40m	2.80m	
山田川	山田川	雲仙市吾 妻町	1.00m	1.60m	2.20m	2.80m	
有家川	有家川	南島原市 有家町	1.00m	1.60m	1.90m	2.50m	
相浦川	(中里橋)	佐世保市 中里町	(3.10m)	(3.40m)	=	(4.00m)	
	相浦橋	佐世保市 相浦町	2.80m	3.10m	3.50m	4.10m	
宮村川	朝日橋	佐世保市 城間町	2.10m	2.30m	2.30m	2.90m	
早岐川	花高	佐世保市 早苗町	1.00m	1.70m	1.70m	2.10m	
江迎川	高岩橋	佐世保市 江迎町北 平	1.20m	1.80m	1.80m	3.00m	
佐世保川	県北振興 局	佐世保市 木場田町	2.00m	2.30m	2.60m	3.20m	
小森川	小森橋	佐世保市 権常寺町	2.00m	2.60m	3.20m	4.00m	
彼杵川	彼杵大橋	東彼杵町 蔵本郷	1.90m	2.20m	2.30m	2.60m	
川棚川	(倉本橋)	川棚町石	(2.70m)	(3.20m)	=	(4.50m)	

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

			木郷				
	山道橋	川棚町中組郷	1.60m	2.00m	3.80m	4.50m	
	(江川橋)	川棚町中組郷	(2.10m)	(2.60m)	=	(3.60m)	
	波佐見町役場	波佐見町宿郷	4.20m	4.60m	4.70m	5.40m	
佐々川	新佐々橋	佐々町本田原免	3.40m	3.90m	4.80m	5.70m	
鏡川	法音寺橋	平戸市戸石町	0.90m	1.10m	1.10m	1.20m	
志佐川	高野橋	松浦市志佐町	1.80m	2.10m	2.20m	2.50m	
	(鹿爪橋)	松浦市志佐町	(2.40m)	(2.70m)	=	(3.70m)	
雪浦川	奥浦	西海市大瀬戸町瀬戸羽出川郷	3.60m	4.10m	4.40m	4.80m	
福江川	福江川	五島市三尾野	2.00m	2.50m	3.30m	4.70m	
釣道川	釣道川	新上五島町青方郷	0.90m	1.20m	1.40m	1.80m	
永田川	永田川	壱岐市郷ノ浦町	0.20m	0.50m	0.70m	0.80m	
巖原本川	巖原本川	対馬市巖原町	0.50m	0.90m	0.90m	1.30m	
佐護川	佐護川	対馬市上県町	3.10m	3.60m	3.60m	4.00m	

※太字は通知水位/( )は量水標のみ

伝達経路



発表様式

通知内容	様式	備考
避難判断水位情報	※別冊水防計画資料4-4 (様式-9)	水防管理者のみへ発表
氾濫危険水位情報	※別冊水防計画資料4-4 (様式-10)	二

3 水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

①洪水時の河川に関する水防警報発表基準

種類	発表基準	内容
待機	基準量水標において、 「水防団待機水位」に達し、 なお増水の恐れがあるとき。	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告するもの。水

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

			防機関の出動期間が長引くような場合には、 出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動は中止できない。
	準備	基準量水標において、 「水防団待機水位」を超え、 「氾濫注意水位」を突破する 恐れがあるとき。	水防に関する情報連絡、水防器材の整備、 点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動、通 信及び輸送の確保等に努めることとともに、 水防機関に出動の準備をさせる必要がある 旨を警告するもの。
	出動	基準量水標において、 「氾濫注意水位」に達し、 なお増水の恐れがあるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告す るもの。
	警戒	基準量水標において、 すでに「氾濫注意水位」を超え、災 害がおこる恐れがあるとき。	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が 必要である旨を警告するとともに、水防活動 上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状 況を示しその対応策を指示するもの。
	解除	基準量水標において、 「氾濫注意水位」以下に下降し、 再び増水の恐れがないとき。 または水防作業を必要とする河川 状況が解消したと認めるとき。	水防活動を必要とする出水状況が解消した 旨及び当該基準水位観測所名による一連の 水防警報を解除する旨を通告するもの。
	②津波に関する水防警報発表基準		
	種類	発 表 基 準	内 容
	待機	津波警報が発表される等、 必要と認められるとき。	水防団員等水防活動に従事する者の安全 を確保した上で、待機する必要がある旨の 警告をするもの。
	出動	津波警報が解除される等、 水防活動が安全に行える状態で、 かつ必要と認めるとき。	水防団員等水防活動に従事する者が出動 する必要がある旨を警告するもの。
	解除	巡視等により被害が確認されなかつたと き、または応急復旧等が終了したとき等、	水防活動を必要とする状況が解消した旨 を通告するもの。

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

[水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。](#)

(2) 国が水防警報を行う河川

対象河川

河川名	左 岸	右 岸
<a href="#">幹川</a> (本明川水系)	<a href="#">諫早市本明名字高羽突15番地の1地先</a> ～ <a href="#">海岸まで</a>	<a href="#">諫早市栄田名字宮の前139番の1地先</a> ～ <a href="#">海岸まで</a>
<a href="#">半造川</a> (本明川水系)	<a href="#">諫早市船越名字埋津924番の33地先</a> ～ <a href="#">埋津橋下流端から幹川合流点まで</a>	<a href="#">諫早市小川町35番地の1地先</a> ～ <a href="#">埋津橋下流端から幹川合流点まで</a>
<a href="#">福田川</a> (本明川水系)	<a href="#">諫早市福田町2842番の2地先</a> ～ <a href="#">市道宮園橋下流端から幹川合流点まで</a>	<a href="#">諫早市泉町929番地地先</a> ～ <a href="#">市道宮園橋下流端から幹川合流点まで</a>

基準となる水位観測所

対象河川	観測所名 (量水標名)	地 先 名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
<a href="#">本明川</a>	<a href="#">裏山</a>	<a href="#">諫早市天満町</a>	<a href="#">1.70m</a>	<a href="#">2.70 m</a>	<a href="#">3.00 m</a>	<a href="#">3.70 m</a>
<a href="#">半造川</a>	<a href="#">埋津</a>	<a href="#">諫早市船越町</a>	<a href="#">2.50m</a>	<a href="#">3.50m</a>	<a href="#">3.60m</a>	<a href="#">4.30m</a>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

		<p style="text-align: center;"><u>伝達経路</u></p> <pre> graph LR     A["<u>発報担当者</u> (長崎河川国道事務所)"] --&gt; B["<u>受報担当者</u> (県央振興局)"]     B --&gt; C["<u>水防管理者</u> (諫早市長)"]     B --&gt; D["<u>県水防本部</u> (長崎県河川課)"]     C --&gt; E["<u>水防関係機関</u>"]     </pre> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>発報担当者</u></th> <th style="text-align: center;"><u>受報担当者</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> <u>長崎河川国道事務所</u>  <u>流域治水課長</u>  <u>TEL. 095-839-9211</u> </td> <td style="text-align: center;"> <u>県央振興局建設部</u>  <u>TEL. 0957-22-0010</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>(3) 県が水防警報を行う河川</u></p> <p style="text-align: center;"><u>対象河川</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>河川名</u></th> <th style="text-align: center;"><u>左岸</u></th> <th style="text-align: center;"><u>右岸</u></th> <th style="text-align: center;"><u>水位情報発表者</u></th> <th style="text-align: center;"><u>関係水防団体</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>相浦川</u></td> <td style="text-align: center;"><u>小川内合流点</u> ～ <u>海岸まで</u></td> <td style="text-align: center;">(同左岸)</td> <td style="text-align: center;"><u>県北振興局長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>佐世保市</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>川棚川</u></td> <td style="text-align: center;"><u>麻生瀬橋</u> ～ <u>海岸まで</u></td> <td style="text-align: center;">(同左岸)</td> <td style="text-align: center;"><u>県北振興局長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>川棚町</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>大上戸</u></td> <td style="text-align: center;"><u>藤の川</u> ～ <u>海岸まで</u></td> <td style="text-align: center;">(同左岸)</td> <td style="text-align: center;"><u>県央振</u></td> <td style="text-align: center;"><u>大村市</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>発報担当者</u>	<u>受報担当者</u>	<u>長崎河川国道事務所</u> <u>流域治水課長</u> <u>TEL. 095-839-9211</u>	<u>県央振興局建設部</u> <u>TEL. 0957-22-0010</u>	<u>河川名</u>	<u>左岸</u>	<u>右岸</u>	<u>水位情報発表者</u>	<u>関係水防団体</u>	<u>相浦川</u>	<u>小川内合流点</u> ～ <u>海岸まで</u>	(同左岸)	<u>県北振興局長</u>	<u>佐世保市</u>	<u>川棚川</u>	<u>麻生瀬橋</u> ～ <u>海岸まで</u>	(同左岸)	<u>県北振興局長</u>	<u>川棚町</u>	<u>大上戸</u>	<u>藤の川</u> ～ <u>海岸まで</u>	(同左岸)	<u>県央振</u>	<u>大村市</u>
<u>発報担当者</u>	<u>受報担当者</u>																									
<u>長崎河川国道事務所</u> <u>流域治水課長</u> <u>TEL. 095-839-9211</u>	<u>県央振興局建設部</u> <u>TEL. 0957-22-0010</u>																									
<u>河川名</u>	<u>左岸</u>	<u>右岸</u>	<u>水位情報発表者</u>	<u>関係水防団体</u>																						
<u>相浦川</u>	<u>小川内合流点</u> ～ <u>海岸まで</u>	(同左岸)	<u>県北振興局長</u>	<u>佐世保市</u>																						
<u>川棚川</u>	<u>麻生瀬橋</u> ～ <u>海岸まで</u>	(同左岸)	<u>県北振興局長</u>	<u>川棚町</u>																						
<u>大上戸</u>	<u>藤の川</u> ～ <u>海岸まで</u>	(同左岸)	<u>県央振</u>	<u>大村市</u>																						

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

川	合流点	興局長
志佐川	松浦市 志佐町高野 ～ 海岸まで	松浦市 志佐町池成 ～ 海岸まで
		県北振 興局長
		松浦市

基準となる水位観測所

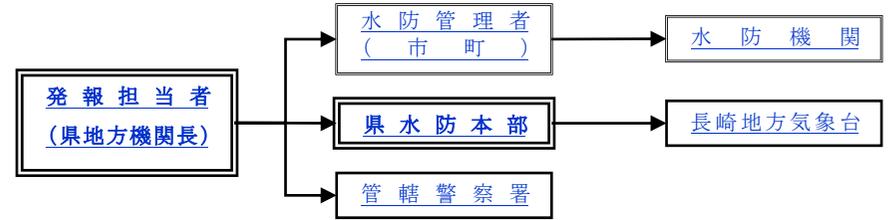
対象河川	観測所名 (量水標名)	地 先 名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
相浦川	(中里橋)	佐世保市中 里町	(3.10m)	(3.40m)	=	(4.00m)
	相浦橋	佐世保市相 浦町	<b>2.80m</b>	<b>3.10m</b>	<b>3.50m</b>	<b>4.10m</b>
川棚川	(倉本橋)	川棚町石木 郷	(2.70m)	(3.20m)	=	(4.50m)
	山道橋	川棚町中組 郷	<b>1.60m</b>	<b>2.00m</b>	<b>3.80m</b>	<b>4.50m</b>
	(江川橋)	川棚町中組 郷	(2.10m)	(2.60m)	=	(3.60m)
	波佐見町役 場	波佐見町宿 郷	<b>4.20m</b>	<b>4.60m</b>	<b>4.70m</b>	<b>5.40m</b>
大上戸川	(本堂川橋)	大村市乾馬 場町	(1.20m)	(1.50m)	=	(2.40m)
	金丸橋	大村市西三 城町	<b>1.80m</b>	<b>2.10m</b>	<b>2.30m</b>	<b>3.00m</b>
志佐川	高野橋	松浦市志佐 町	<b>1.80m</b>	<b>2.10m</b>	<b>2.20m</b>	<b>2.50m</b>
	(鹿爪橋)	松浦市志佐 町	(2.40m)	(2.70m)	=	(3.70m)

※太字は通知水位 / ( ) は量水標のみ

伝達経路

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）



発報様式

発報内容		様式
洪水に関する水防警報	待機	※別冊水防計画資料4-4（様式-1、様式-2）
	準備	※別冊水防計画資料4-4（様式-3）
	出動	※別冊水防計画資料4-4（様式-4）
	警戒	※別冊水防計画資料4-4（様式-5、様式-6）
	解除	※別冊水防計画資料4-4（様式-7）
津波に関する水防警報	※別冊水防計画資料4-4（様式-8）	

第5節 水位・潮位・雨量の観測、通報及び公表

（長崎河川国道事務所：河川課：港湾課）

1 水位観測所・潮位観測所・雨量観測所

長崎県内の各観測所の箇所数は以下のとおりである。

水位			潮位		雨量
水位観測所		危機管理型 水位計	潮位観測所	津波観測点	雨量観測所
警報河川	監視対象河川				
33箇所	65箇所	218局	10箇所	9地点	198箇所

※水位観測所の詳細一覧および各量水標管理者：別冊水防計画書資料5-1

※潮位観測所の詳細一覧および各量水標管理者：別冊水防計画書資料5-2

※雨量観測所の詳細一覧および各量水標管理者：別冊水防計画書資料5-3



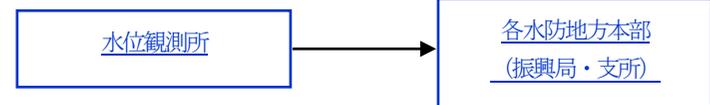
[長崎県河川砂防情報システム \(NAKSS\)](http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/)

<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>

## 2 水位の観測、通報及び公表

### 観測、通報

量水標管理者は、「水防団待機水位（通報水位）」を超えるとき、その水位の状況を関係者に通報するものとする。（法第12条第1項）



### 公 表

通報された水位が「氾濫注意水位（警戒水位）」を超えるときは、水位状況を公表する。（法第12条第2項）

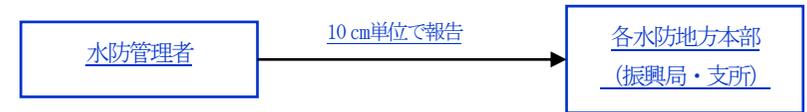
水位の公表については、長崎県河川砂防情報システムにより、インターネットから水位情報を提供する。

## 3 潮位の観測及び通報

報告は、「水位報告」に準ずる。

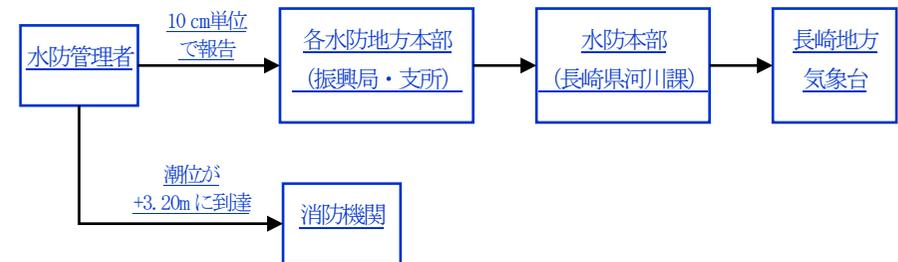
気象情報を高潮の危険が予知されるとき

- ・水防管理者は、その変動を監視し、波浪の最高波高を10 cm単位で水防地方本部に報告するものとする。



有明海満潮時に風速15m～20m以上の風が起こる場合

- ・水防地方本部は、直ちに水防本部に連絡するものとする。また、水防本部は、直ちにこれを長崎地方気象台に通報する。
- ・有明海沿岸において潮位が(+)3.20mに達した場合、水防管理者は、水防地方本部への報告と同時に消防機関をして配置につかせる。

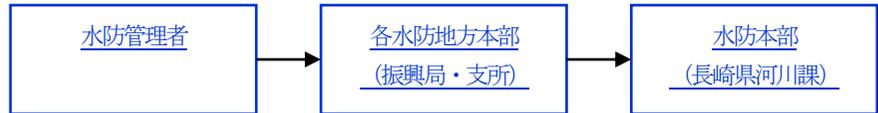


4 雨量の観測及び通報

水防管理者は、水防地方本部から気象情報を受けたとき、又は出水の恐れがあると察知したときは、雨量を観測し、所定の事項を水防地方本部に報告し、水防地方本部は直ちに水防本部に報告するものとする。

（雨量報告要領）

- ①定量観測報告（総雨量が50 mm、75 mm、100 mmになったとき、時間雨量が30 mmに達したとき）
- ②定時観測報告（総雨量が100 mmを越えたとき（30分毎に報告））
- ③終雨報告（天候が回復し、雨が止んだとき）
- ④特に指定されたとき



5 国が行う観測及び通報

(1) 気象高水観測通報要領

九州地方整備局風水害対策本部運営要領第5条第2項の5号に定める気象高水観測通報要領は次のとおりとする。

気象情報通報条件

暴風、大雨、洪水、雷、津波、高潮及び濃霧に関する警報・注意報等が発表された場合には、その警報・注意報等の種別、発表気象官署名、地方名、発表日時を通報する。

水位観測通報条件

以下の場合において通報を行う。  
その他、通報指示があった場合は、停止の指示があるまで通報する。

<u>通報を行う場合</u>	<u>通報時刻</u>
<u>水防団待機水位に達した場合</u>	<u>生起時</u>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

<u>水防団待機水位を下回った場合</u>	<u>生 起 時</u>
<u>氾濫注意水位に達した場合</u>	<u>生 起 時</u>
<u>氾濫注意水位を下回った場合</u>	<u>生 起 時</u>
<u>計画高水位に達した場合</u>	<u>生 起 時</u>
<u>計画高水位を下回った場合</u>	<u>生 起 時</u>
<u>最高水位</u>	<u>生 起 時</u>
<u>津波警報が発表された場合</u>	<u>生 起 時</u>
<u>水位の上昇が急で必要と思われるとき</u>	<u>そ の 都 度</u>

雨量観測通報条件

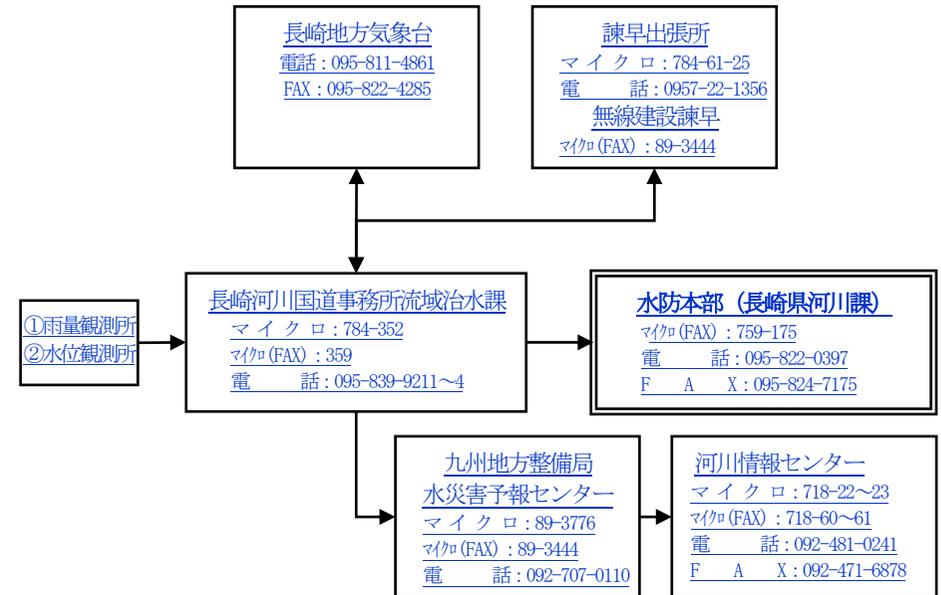
通報指示があった場合には、停止の指示があるまで時間雨量を通報する。  
なお、第一報時には、降り始めの時間と降り始めからの累加雨量を併せて通報する。

(2) 水位および雨量の通報

統一河川情報システムによる雨量及び水位の通報を原則とする。ただし、システムに障害が発生した場合は、下記雨量及び水位通報系統図に従って通報するものとする。

ただし、発報担当者は実情に応じて直接水防管理者に通報することができる。

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(基本計画編)」修正案(新旧対照)



① 雨量観測所一覧表

河川名	観測所名	種別	位置	標高	観測開始年月日	電話応答
				m		
富川	小野	テレメーター	諫早市富川町	238	昭和33年4月25日	095-839-7953
本明川	本野	テレメーター	諫早市上大渡野町	68.9	昭和33年4月25日	
本明川	諫早	テレメーター	諫早市八天町	6.1	昭和35年8月16日	又は
半造川	夫婦木	テレメーター	諫早市小川町	59.6	昭和33年4月25日	095-839-7954
長田川	清水	テレメーター	諫早市福田町	163.7	昭和33年4月25日	

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

② 水位観測所一覧表

河川名	観測所名	種別	位置	零点高	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	既往最高水位	電話応答
				m	m	m	m	m	m	m	
本明川	琴川橋	テレメーター	諫早市上大渡野町	63.890	2.00	3.00			4.60	3.55	095-839-7953 又は 095-839-7954
本明川	裏山	テレメーター	諫早市天満町	7.513	1.70	2.70	3.00	3.70	4.80	4.25	
本明川	不知火	テレメーター	諫早市長田町	-1.363	4.00	4.50			5.20	4.73	
半造川	埋津	テレメーター	諫早市船越町	0.848	2.50	3.50	3.60	4.30	5.00	5.10	
半造川	半造橋	テレメーター	諫早市幸町	-0.023						4.77	

第6節 ダム・水門等の操作

(河川課)

1 ダム・水門等

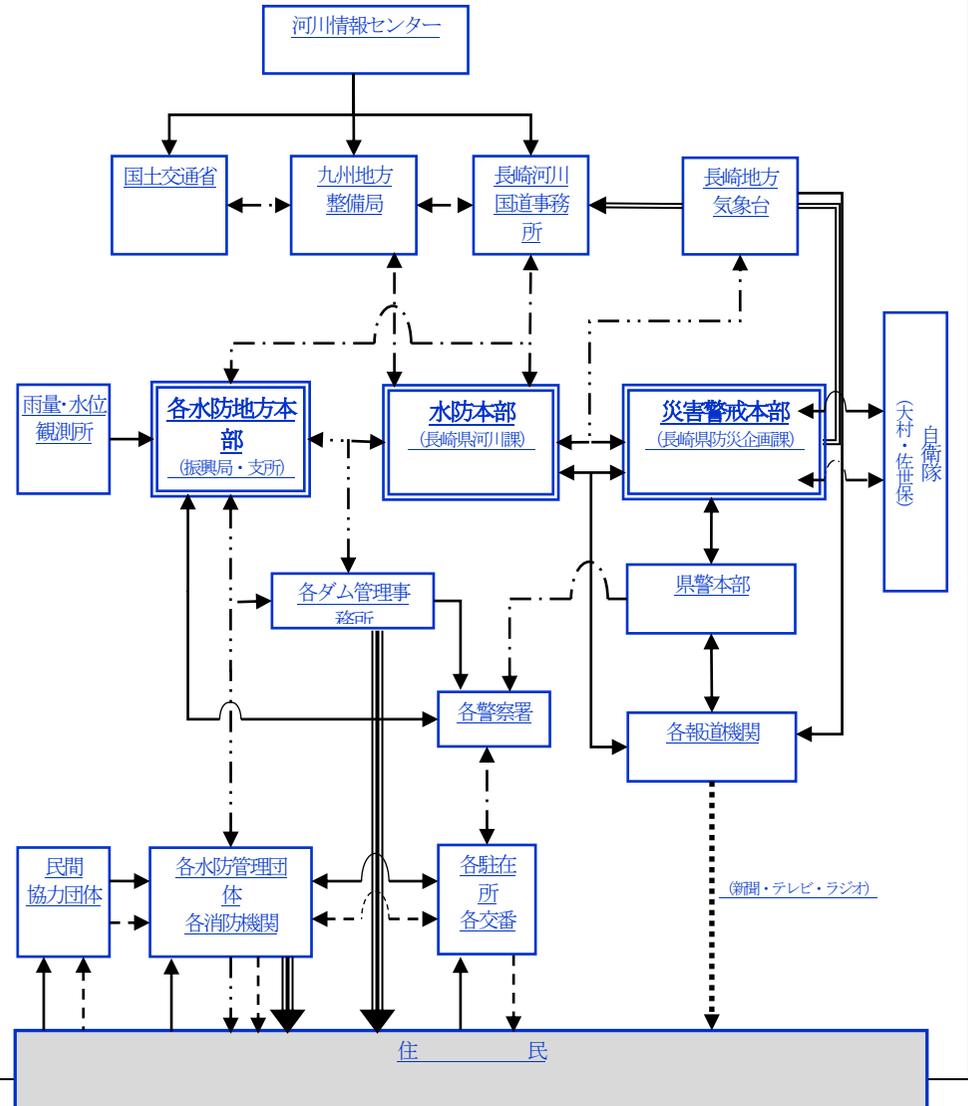
(1) 河川区間のダム・水門（洪水）

- ・ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。
- ・ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のお

		<p><u>それがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 河口部・海岸部の水門・閘門（津波・高潮）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。</u></li> <li><u>・河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。</u></li> </ul> <p><u>2 操作の連絡</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管振興局・支所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。</u></li> <li><u>・「異常洪水時防災操作」はダム操作の状態に関する表現として引き続き使用するが、緊急時に呼びかける際には、ワンフレーズでその意味が受け手に理解されるよう、関係機関への通知等において「緊急放流」を使用する。</u></li> <li><u>・緊急時とは、異常洪水時防災操作に移行する可能性があるとき（実施するときを含む）であり、関係機関への通知・情報提供をはじめ、関係自治体へのホットライン、報道発表・記者会見などの場面を想定している。</u></li> </ul> <p><u>3 連絡系統</u></p> <p><u>連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>※県内の主要なダムおよび連絡系統図：別冊水防計画書資料7</u></p> <p><u>第7節 通信連絡</u> <u>（河川課）</u></p> <p><u>通信連絡の確保は水防の根源である。特に大災害時に発生する有線通信の途絶及び停電時の対策の確立と連絡の迅速性、確実性を期するため、通信施設の有効利用を図るものとする。</u></p>
--	--	---

1 水防伝達系統図

水防本部、水防地方本部、水防管理団体、消防機関との連絡は、次の表によるものとする。



凡 例

---防災行政無線    - - - その他の無線    = 専用回線    - - - NTT回線    = サイレン・警鐘    - - - 伝令    ...新聞・テレビ・ラジオ

2 住民への伝達

防災行政無線

昭和60年度に全県下の市町に導入を完了（電話及びFAX）。  
水防本部設置時には、長崎県災害警戒本部と共同して、全局一斉により、次の情報を各市町・各水防地方本部に送信する。

気象情報（警報・大雨情報等）

随 時

雨量、河川水位情報の住民への提供

県において設置した、雨量計、河川水位計の情報をインターネットから配信する。



長崎県河川砂防情報システム（NAKSS）

<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>

第8節 水防施設及び輸送

(河川課)

1 水防倉庫及び資器材

(1) 水防管理団体の資器材備蓄について

水防管理団体においては、水防倉庫その他の資器材備蓄場を設け、各地域の重要水防区域の延長など、実状に応じ資器材を準備しておくものとする。

(参考：積み土のう工10mに必要な資器材)

種 類	単 位	数 量	備 考
土 の う 袋	袋	140	前3段、後2段
鋼 杭	本	40	長さ1.2m、Φ16mm、1袋当たり2本使用
掛矢 (大型ハンマー)	丁	6	
ス コ ッ プ	丁	4	
モ ッ コ	組	3	

(2) 資器材の確保と補充

水防管理者は、資器材確保のため水防区域近在の資器材業者を登録し、常に手持資器材量の把握に努め、緊急時の補給に備えること。また、器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

(3) 県の水防備蓄資器材

県の水防地方本部は、管内水防管理団体の資器材の備蓄状況を十分把握し、必要に応じて資器材を準備し、各地区の緊急補給に備えておかなければならない。また、県水防資器材の受払については、下表により受払簿を備え、資器材の使用により不足等が生じた場合は、すみやかに水防本部（県河川課）へ連絡すること。

		<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto 10px auto;">様式例</div> <p style="text-align: center; margin: 0;">水 防 資 器 材 受 払 簿</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">水防地方本部名：</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">水防資器材名品名：</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">取扱者</th> <th style="width: 10%;">年月 日</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">受</th> <th style="width: 10%;">払</th> <th style="width: 10%;">残</th> <th style="width: 40%;">受払内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(4) <u>水防倉庫の配置</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;">水防倉庫の配置</td> <td style="padding: 2px;">※別冊水防計画書</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">水防資器材の備蓄状況</td> <td style="padding: 2px;">資料9-1</td> </tr> </table> <p style="margin: 10px 0 0 0;">2 <u>輸送の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>水防地方本部は、緊急時の管轄輸送路（迂回路）の計画を定めて輸送の万全を期すとともに、各水防管理団体にその計画を周知させておくものとする。</u></li> <li>・<u>市町道についても、水防管理者は上記に準じて確保しておくものとする。</u></li> <li>・<u>水防管理団体及び水防地方本部は、輸送に必要な交通手段を確保しておくこと。</u></li> </ul> <p style="margin: 0;">※異常気象時の通行規制区間：別冊水防計画書資料9-2</p>	取扱者	年月 日	単 位	受	払	残	受払内容																																				水防倉庫の配置	※別冊水防計画書	水防資器材の備蓄状況	資料9-1
取扱者	年月 日	単 位	受	払	残	受払内容																																										
水防倉庫の配置	※別冊水防計画書																																															
水防資器材の備蓄状況	資料9-1																																															

第9節 水防活動

(河川課)

1 水防配備

(1) 長崎県水防本部・水防地方本部の非常配備

- ・水防本部は水防に関する警報・注意報等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。
- ・非常配備の発令は、水防本部長が行うものとする。
- ・水防地方本部は、水防本部に準じて配備体制に万全を期すよう努めなければならない。
- ・平常勤務から水防配備体制への移行は、迅速確実に行うよう勤務者を次の要領により配備する。

(水防配備体制の種類)

配備区分	配備の時期	配備人員	体制
第1配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	数名の職員が対応	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第2配備の招集その他の活動ができる体制
第2配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき</li> <li>・水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき</li> </ul>	各班の所属職員の約半数を動員	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制
第3配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚な災害が予想される</li> </ul>	所属職員の全	完全な水防体制

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1171 188 1352 443"></td> <td data-bbox="1352 188 1653 443"> <p>とき又は危険性が大きく第2配備で処理できがたいと認められるとき</p> <p>・水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき</p> </td> <td data-bbox="1653 188 1827 443"> <p>員</p> <p>および応援を求められた部局の職員を動員</p> </td> <td data-bbox="1827 188 2148 443"></td> </tr> </table>		<p>とき又は危険性が大きく第2配備で処理できがたいと認められるとき</p> <p>・水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき</p>	<p>員</p> <p>および応援を求められた部局の職員を動員</p>													
	<p>とき又は危険性が大きく第2配備で処理できがたいと認められるとき</p> <p>・水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき</p>	<p>員</p> <p>および応援を求められた部局の職員を動員</p>																
		<p>※なお、この配備体制は事態に応じて、第1配備体制から直ちに第3配備体制を発令する場合もある。</p>																
		<p>(注：水防上の心得)</p>																
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1171 595 2148 844"> <p>①水防本部員は常に気象状況の変化に注意し、水防配備体制の発令が予想されるときは、退庁後も自動的に出動しなければならない。</p> <p>②第1配備体制発令後は、できる限り不急の外出をさげ、待機しなければならない。</p> <p>③水防勤務者は、責務の重大なるを認識し、勤務場所を離れてはならない。</p> </td> </tr> </table>	<p>①水防本部員は常に気象状況の変化に注意し、水防配備体制の発令が予想されるときは、退庁後も自動的に出動しなければならない。</p> <p>②第1配備体制発令後は、できる限り不急の外出をさげ、待機しなければならない。</p> <p>③水防勤務者は、責務の重大なるを認識し、勤務場所を離れてはならない。</p>															
<p>①水防本部員は常に気象状況の変化に注意し、水防配備体制の発令が予想されるときは、退庁後も自動的に出動しなければならない。</p> <p>②第1配備体制発令後は、できる限り不急の外出をさげ、待機しなければならない。</p> <p>③水防勤務者は、責務の重大なるを認識し、勤務場所を離れてはならない。</p>																		
		<p>(2) 水防管理団体の非常配備</p>																
		<p>各水防管理団体は、水防本部の非常配備に準じて、あらかじめその体制を整備しておくものとし、次により活動を行うものとする。</p>																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 1010 1317 1046">配備区分</th> <th data-bbox="1317 1010 1653 1046">配備基準</th> <th data-bbox="1653 1010 1827 1046">配備人員</th> <th data-bbox="1827 1010 2148 1046">体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 1046 1317 1206">待機</td> <td data-bbox="1317 1046 1653 1206">水防地方本部からの水災に関する警報を防災行政無線、NTT電話その他の手段により受けたとき</td> <td data-bbox="1653 1046 1827 1206">第1段階として計画した人員</td> <td data-bbox="1827 1046 2148 1206">左記人員を招集し、管内の重要水防区域の監視及び警戒配置につかせる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 1206 1317 1366">準備</td> <td data-bbox="1317 1206 1653 1366"> <p>・水防団待機水位（通報水位）に達したとき</p> <p>・その他必要と認めるとき</p> </td> <td data-bbox="1653 1206 1827 1366">第2段階として計画した人員</td> <td data-bbox="1827 1206 2148 1366">左記人員を配置につけるとともに、資器材及び器具の整備、作業員の配備計画に当たり、出動準備を整える。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 1366 1317 1437">出動</td> <td data-bbox="1317 1366 1653 1437">・河川又は溜池の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。</td> <td data-bbox="1653 1366 1827 1437">第3段階として計画</td> <td data-bbox="1827 1366 2148 1437">(水防第1信号、第2信号を逐次発する)</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備基準	配備人員	体制	待機	水防地方本部からの水災に関する警報を防災行政無線、NTT電話その他の手段により受けたとき	第1段階として計画した人員	左記人員を招集し、管内の重要水防区域の監視及び警戒配置につかせる。	準備	<p>・水防団待機水位（通報水位）に達したとき</p> <p>・その他必要と認めるとき</p>	第2段階として計画した人員	左記人員を配置につけるとともに、資器材及び器具の整備、作業員の配備計画に当たり、出動準備を整える。	出動	・河川又は溜池の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。	第3段階として計画	(水防第1信号、第2信号を逐次発する)
配備区分	配備基準	配備人員	体制															
待機	水防地方本部からの水災に関する警報を防災行政無線、NTT電話その他の手段により受けたとき	第1段階として計画した人員	左記人員を招集し、管内の重要水防区域の監視及び警戒配置につかせる。															
準備	<p>・水防団待機水位（通報水位）に達したとき</p> <p>・その他必要と認めるとき</p>	第2段階として計画した人員	左記人員を配置につけるとともに、資器材及び器具の整備、作業員の配備計画に当たり、出動準備を整える。															
出動	・河川又は溜池の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。	第3段階として計画	(水防第1信号、第2信号を逐次発する)															

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

	<p>・潮位が（+）3.2m（特に有明海沿岸）に達し、なお上昇の恐れがあるとき。</p> <p>・台風が長崎県内を通過するとき。</p>	<p>した人員</p>	<p>左記人員を出勤せしめ、警戒配備につかせる。</p> <p>（水防第3信号）</p> <p>居住者を含む全員が出勤して水防活動を行う。</p> <p>（水防第4信号）</p> <p>居住者が退避する。</p>
<p>解除</p>	<p>警報が解除となり、かつ、氾濫注意水位（警戒水位）を下まわり、再度水位上昇の恐れがなくなったとき</p>	<p>二</p>	<p>水防体制を解除し、水防地方本部を通じ水防本部長に報告する。</p>

（注：水防上の心得）

- ①命令なくして部署を離れるなど、勝手な行動をとってはならない。
- ②作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもって護り抜くこと。
- ③夜間など特に言動を慎み、みだりに「溢水」とか「破堤」等の想像による言動を弄してはならない。
- ④命令及び情報の伝達は特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張させないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。
- ⑤津波到達時間、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して自身の危険性が高いと判断した場合は、自身の避難を優先する。

2 巡視及び警戒

(1) 平常時

- ・水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を

		<p><u>求めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。</u></li> <li>・ <u>河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。</u></li> <li>・ <u>水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。</u></li> </ul> <p><u>(2) 出水時</u></p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">洪 水</span></p> <p><u>水防管理者等は、都道府県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防区域(河川)（第3章参照）を中心として巡視するものとする。</u></p> <p><u>また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防地方本部長及び河川等の管理者に連絡し、水防地方本部長は水防本部長に報告するものとする。</u></p> <p><u>ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.5に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇</u></li> <li>② <u>堤防の上端の亀裂又は沈下</u></li> <li>③ <u>川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ</u></li> <li>④ <u>居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ</u></li> <li>⑤ <u>排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締め具合</u></li> <li>⑥ <u>橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状</u></li> </ul>
--	--	---

		<p style="text-align: center;"><b>高 潮</b></p> <p><u>水防管理者等は、都道府県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防区域(海岸)（第3章参照）を中心として巡視するものとする。</u></p> <p><u>また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、水防地方本部長及び海岸等の管理者に連絡し、水防地方本部長は水防本部長に報告するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇</li> <li>②堤防の上端の亀裂又は沈下</li> <li>③海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ</li> <li>④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ</li> <li>⑤排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締めり具合</li> <li>⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状</li> </ul> <p><b>3 水防作業</b></p> <p><u>水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>※水防工法一覧：資料10-1／水防工法の詳細：資料10-2</u></p> <p><u>(水防作業時の注意点)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>①水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。</li> <li>②水位が最大の時、又はその前後に限らず、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多いため、出水のピークを過ぎても警戒を解いてはならない。</li> <li>③水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。</li> <li>④工法を選定するに当たっては、堤防の組成、材料、流速、法面、護岸の状態を考慮して、最も有効で、材料が容易に得やすい工法を施工すること。</li> </ul> </div>
--	--	--

		<p><u>4 避難のための立退き</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>水防本部長又はその命令を受けた水防本部員若しくは水防管理者は、水防法第29条に基づき必要であると認めるときは、ラジオ、信号、あるいは広報網その他の方法により、避難、立退きを指示する。</u></li> <li>・ <u>水防管理者は事前に立退計画を作成し、予定立退先経路等に必要なる措置を講じておくものとする。</u></li> <li>・ <u>水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を水防地方本部長に速やかに報告し、水防地方本部長は水防本部長に報告するものとする。</u></li> </ul> <p><u>5 決壊・漏水等の通報及びその後の措置</u></p> <p style="text-align: center;"><u>通 報</u></p> <p><u>水防法第25条及び第26条に基づき、堤防その他が決壊したときは、水防管理者、又は消防機関の長は、直ちにその旨、所轄警察、住民、水防地方本部及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報するものとする。</u></p> <p><u>また、通報を受けた水防地方本部は、決壊の通報を受けたら直ちに水防本部へ報告するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>措 置</u></p> <p><u>堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。</u></p> <p><u>6 水防配備の解除</u></p> <p><u>(1) 長崎県水防本部の水防配備体制の解除</u></p> <p><u>水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備体制を解除し、これを関係機関に通知するものとする。</u></p> <p><u>(2) 水防管理団体の水防配備体制の解除</u></p>
--	--	--

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

		<p>① <u>水防管理団体の非常配備の解除</u> 水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。</p> <p>② <u>水防団及び消防団の非常配備の解除</u> 水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。 解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。</p>
--	--	---

第10節 水防信号、水防標識等

(河川課)

1 水防信号

長崎県水防信号規則の定めるところにより、次のとおり発する。

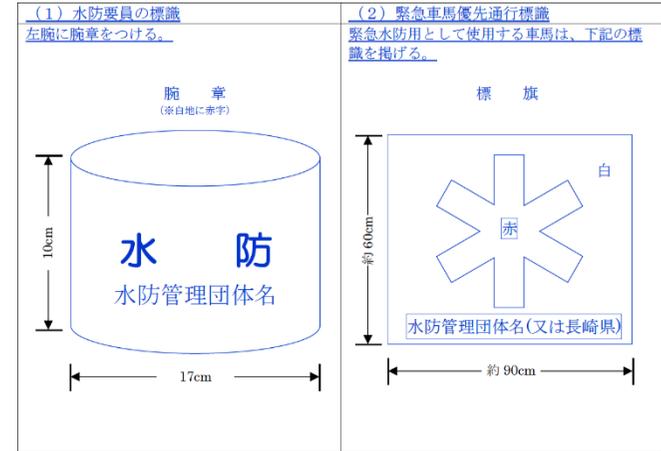
区分	場面	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	水防団及び消防機関の出動を知らせる。	○—○—○—○—○—○—	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	水防管理団体の区域内居住者の出動を知らせる。	○—○—○— ○—○—○—	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

(備考)

- ①警鐘信号及びサイレンとの併用は妨げない。
- ②危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

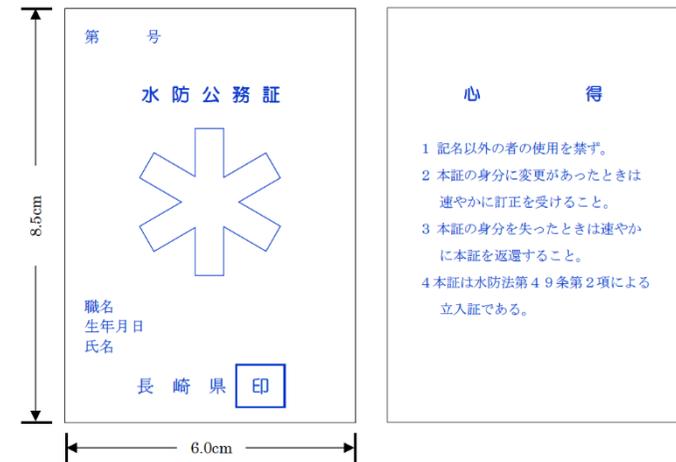
2 水防標識

水防作業の正確、迅速かつ規律正しい行動を規制するため次の標識を定める。



### 3 身分証票

水防法第49条第2項による県職員の身分証票は、次のとおりである。



		<p style="text-align: right;">第11節 協力及び応援 <span style="float: right;">(河川課)</span></p> <p>1 河川管理者の協力及び援助</p> <p>河川管理者（九州地方整備局長及び長崎県知事）は自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。</p> <p><u>(河川管理者の協力が必要な事項)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>①水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供</li><li>②重要水防箇所合同点検の実施</li><li>③水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</li><li>④水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与</li><li>⑤水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣</li><li>⑥水防活動の記録及び広報</li></ul></div>
--	--	---

		<p><u>2 水防管理団体相互の応援及び相互協定</u></p> <p><u>応 援</u></p> <p><u>水防管理者は緊急の必要あるときは、他の水防管理者、市町長、消防団長に対して応援を求めること。（水防法第23条）</u></p> <p><u>応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。</u></p> <p><u>応援のために派遣される者は、所用の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄下に行動する。</u></p> <p><u>相互協定</u></p> <p><u>隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関し、あらかじめ相互協定をしておかなければならない。</u></p> <p><u>3 自衛隊の派遣要請</u></p> <p><u>水防管理者は、水防上、自衛隊の派遣を必要と認めたときは、水防本部長を通じ、自衛隊の派遣を要請するものとする。</u></p> <p><u>要請方法</u></p> <p><u>市町長等が災害派遣の要請をする場合には、次の事項を明示した派遣要請書を知事（河川課）あて提出する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話で行った後、速やかに文書を提出するものとする。</u></p> <p><u>（派遣要請事項）</u></p>
--	--	---

- ①災害の状況及び派遣を要する事由。
- ②派遣を必要とする期間。
- ③派遣を希望する人員、船舶、航空機その他の概数。
- ④派遣を希望する区域及び活動内容。
- ⑤その他参考となる事項。
- ⑥宿泊施設の有無、宿泊場所、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする諸器材の有無、駐車適地の有無等。

第12節 費用負担と公用負担

(河川課)

1 費用負担

(1) 費用負担

水防管理団体は、その管轄区域の水防に要する費用は、各々当該水防管理団体が負担するものとする。(水防法第41条)

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体との間の協議によって決める。

(2) 利益を受ける市町の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町が著しく利

		<p><u>益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとする。（水防法第42条）</u></p> <p><u>負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町とが協議して定めるものとする。</u></p> <p><u>当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。</u></p> <p><u>2 公用負担</u></p> <p><u>(1) 公用負担</u></p> <p><u>水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。（水防法第28条）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>①必要な土地の一時使用</u></p> <p><u>②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用</u></p> <p><u>③車両その他の運搬用機器の使用</u></p> <p><u>④排水用機器の使用</u></p> <p><u>⑤工作物その他の障害物の処分</u></p> </div> <p><u>また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。</u></p> <p><u>(2) 公用負担権限委任証明書</u></p> <p><u>水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、「公用負担権限委任証明書（別冊水防計画書：資料13-1）」を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。</u></p> <p><u>(3) 公用負担の証票</u></p> <p><u>水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、証票（別冊水防計画書：資料13-2）を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。</u></p>
--	--	--

		<p><u>(4) 損失補償</u>  <u>水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。</u></p> <p><u>第13節 水防報告</u> <span style="float: right;"><u>(河川課)</u></span></p> <p><u>水防活動が終結したときは、水防管理者にあつては第1号様式により水防地方本部長に、水防地方本部長にあつては、第2号様式により本部長に報告するものとする。</u>  <u>※第1号様式および第2号様式：別冊水防計画書による。</u></p> <p><u>第14節 水防訓練</u> <span style="float: right;"><u>(河川課)</u></span></p> <p><u>指定水防管理団体は以下の通り水防訓練を行うこと。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px 0;">実施訓練</div> <p><u>水防活動は、暴風雨の最中、しかも夜間に行うことが多いので、次の事項について充分訓練を行うこと。</u></p> <p>①観測            ②通報            ③動員            ④輸送          ⑤工法            ⑥樋門等の開閉操作    ⑦避難、誘導</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px 0;">実施時期</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>水防管理団体は、出水期前までに実施する。</u></li> <li>・ <u>水防地方本部は、水防本部の指示する時期に実施する。</u></li> </ul>
--	--	---

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

修正理由 (機関)	国土交通省通知に伴う修正（県砂防課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
206	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第7章 土砂災害防止計画</b> <b>第1節 総則</b></p> <p>この計画は災害対策基本法第40条及び土砂災害対策推進要綱（昭和63年3月15日）中央防災会 議決定並びに、建設事務次官通達（「総合的な土石流対策の推進について」建設省河砂発第45号 昭和57年8月10日付）林野庁長官通達（「山地災害危険地区等に関する山地災害対策の推進について」30 林野治第1674号平成31年3月14日付）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日公布法律第57号、平成13年4月1日施行：以降 土砂災害防止法）に基づき長崎県地域防災計画の一環として土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する 目的をもって長崎県下の<u>土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所</u>、山腹崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所、地すべり発生危険箇所、土砂災害警戒区域等に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体および住民の活動及び市町地域防災計画策定に際して の指針を示すものである。</p> <p><b>第2節 総合土砂災害対策推進連絡会並びに山地災害対策推進連絡会</b></p> <p>2 設置目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所</u>、土砂災害警戒区域等の資料を関係市町に提供し、市町地域防災計画に組み入れて、地域住民の理解を求める。</li> <li>・<u>危険箇所に順次標識を設置する。</u></li> <li>・危険雨量を定め地域住民に警戒避難の基準の周知徹底を図る。</li> <li>・地域住民への情報、連絡、伝達、警戒、避難体制の整備に関する事項</li> <li>・その他必要な事項についても関係の機関と市町で調整し、<u>危険箇所</u>の対策を推進する。</li> </ul>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第7章 土砂災害防止計画</b> <b>第1節 総則</b></p> <p>この計画は災害対策基本法第40条及び土砂災害対策推進要綱（昭和63年3月15日）中央防災会 議決定並びに、建設事務次官通達（「総合的な土石流対策の推進について」建設省河砂発第45号 昭和57年8月10日付）林野庁長官通達（「山地災害危険地区等に関する山地災害対策の推進について」30 林野治第1674号平成31年3月14日付）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日公布法律第57号、平成13年4月1日施行：以降 土砂災害防止法）に基づき長崎県地域防災計画の一環として土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する 目的をもって長崎県下の<u>(削除)</u>山腹崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所、地すべり発生危険箇所、土砂災害警戒区域等に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体および住民の活動及び市町地域防災計画策定に際して の指針を示すものである。</p> <p><b>第2節 総合土砂災害対策推進連絡会並びに山地災害対策推進連絡会</b></p> <p>2 設置目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>(削除)</u>土砂災害警戒区域等の資料を関係市町に提供し、市町地域防災計画に組み入れて、地域住民の理解を求める。</li> <li>・<u>(削除)</u></li> <li>・危険雨量を定め地域住民に警戒避難の基準の周知徹底を図る。</li> <li>・地域住民への情報、連絡、伝達、警戒、避難体制の整備に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他必要な事項についても関係の機関と市町で調整し、<u>土砂災害警戒区域等</u>の対策を推進する。</li> </ul> </li> </ul>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	関係課の記載の修正（県観光振興課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
210	<p>第3編 災害予防計画                      第7章 土砂災害防止計画                      第4節 土砂災害における警戒避難体制                      （農村整備課：森林整備室：砂防課：<a href="#">観光振興課</a>）</p>	<p>（農村整備課：森林整備室：砂防課：<a href="#">削除</a>）</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	災害対策基本法の改正に伴う修正（県砂防課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
210	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第5節 土砂災害における避難に資する情報</p> <p>1 土砂災害警戒情報 (2) 目的 土砂災害警戒情報は、大雨警報発表後にさらに大雨による土砂災害の発生の危険度が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への<a href="#">避難勧告</a>等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること。また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第5節 土砂災害における避難に資する情報</p> <p>1 土砂災害警戒情報 (2) 目的 土砂災害警戒情報は、大雨警報発表後にさらに大雨による土砂災害の発生の危険度が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への<a href="#">避難指示</a>等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること。また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	災害対策基本法の改正に伴う修正（県砂防課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
217	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第5節 土砂災害における避難に資する情報</p> <p>1 土砂災害警戒情報 (9) 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報の基準の設定は、土壌水分量が一定以上となり、一連の降雨のピーク付 近で、ある一定の範囲で発生する急傾斜地の崩壊や土石流が発生した際のデータ等に基づいて行うこととなっていることから、降雨に関係なく発生する散発的な急傾斜地の崩壊については発表対象とするものではないことに留意する</li> <li>市町長が行う<a href="#">避難勧告</a>等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の 溪流・斜面の状況や気象状況、長崎県河川砂防情報システム（ナックス）の雨量データ及び雨量状況による危険度を示す土砂災害危険度情報（スネーク曲線）の各段階状況（第1 段階～第4段階）も合わせて総合的に判断すること</li> </ul>	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第5節 土砂災害における避難に資する情報</p> <p>1 土砂災害警戒情報 (9) 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報の基準の設定は、土壌水分量が一定以上となり、一連の降雨のピーク付 近で、ある一定の範囲で発生する急傾斜地の崩壊や土石流が発生した際のデータ等に基づいて行うこととなっていることから、降雨に関係なく発生する散発的な急傾斜地の崩壊については発表対象とするものではないことに留意する。</li> <li>市町長が行う<a href="#">避難指示</a>等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の 溪流・斜面の状況や気象状況、長崎県河川砂防情報システム（ナックス）の雨量データ及び雨量状況による危険度を示す土砂災害危険度情報（スネーク曲線）の各段階状況（第1 段階～第4段階）も合わせて総合的に判断すること。</li> </ul>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国土交通省の通知による修正（県砂防課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
223	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第6節 土砂災害における適切な避難計画と周知</p> <p>1 避難計画の対象となる土砂災害危険箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域等</li> <li>・<a href="#">土石流危険溪流</a></li> <li>・<a href="#">急傾斜地崩壊危険箇所</a></li> <li>・山腹崩壊危険箇所</li> <li>・崩壊土砂流出危険箇所</li> <li>・<a href="#">地すべり危険箇所及び地すべり危険地区</a></li> </ul> <p>なお、これらの土砂災害危険箇所等については、その位置等についても市町地域防災基本計画に記載し、危険な地域であることが周知されるよう図るものとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第6節 土砂災害における適切な避難計画と周知</p> <p>1 避難計画の対象となる土砂災害危険箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域等</li> <li>・<a href="#">(削除)</a></li> <li>・<a href="#">(削除)</a></li> <li>・山腹崩壊危険箇所</li> <li>・崩壊土砂流出危険箇所</li> <li>・<a href="#">地すべり危険地区</a></li> </ul> <p>なお、これらの土砂災害危険箇所等については、その位置等についても市町地域防災基本計画に記載し、危険な地域であることが周知されるよう図るものとする。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国土交通省の通知による修正（県砂防課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
228	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第7節 土砂災害における適切な避難場所および避難路の選定、周知</p> <p>1-1 指定緊急避難場所の選定 市町が選定する土砂災害に対する避難場所は、以下の条件を満足していなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>土石流等の土砂災害を受ける恐れのない場所であること。土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定区域のほか長崎県が公表している土石流・地すべり・急傾斜地崩壊の危険箇所およびその被害想定区域が参考となる。</u>土砂災害警戒区域及び、土砂災害特別警戒区域以外の場所であること。</li> <li>・ 洪水氾濫等の水害を受ける恐れのない場所であること。防災関係機関により公表された浸水実績図などが参考となる。</li> </ul> <p>また、市町が選定する避難場所は、以下の条件を満足していることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>土砂災害危険箇所</u>周辺の保全対象人家や要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の住居から、できる限り近距離にあること。</li> <li>・ 土石流危険渓流周辺の要配慮者を含む住民が避難に際し、危険渓流を横断して対岸に渡ることなく到達できる場所であること。</li> <li>・ 収容人員が十分にあること。</li> <li>・ 鉄筋コンクリート等の堅固な構造で、二階建以上が望ましい。</li> </ul>	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第7節 土砂災害における適切な避難場所および避難路の選定、周知</p> <p>1-1 指定緊急避難場所の選定 市町が選定する土砂災害に対する避難場所は、以下の条件を満足していなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>(削除)</u> 土砂災害警戒区域及び、土砂災害特別警戒区域以外の場所であること。</li> <li>・ 洪水氾濫等の水害を受ける恐れのない場所であること。防災関係機関により公表された浸水実績図などが参考となる。</li> </ul> <p>また、市町が選定する避難場所は、以下の条件を満足していることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>土砂災害警戒区域</u>周辺の保全対象人家や要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の住居から、できる限り近距離にあること。</li> <li>・ 土石流危険渓流周辺の要配慮者を含む住民が避難に際し、危険渓流を横断して対岸に渡ることなく到達できる場所であること。</li> <li>・ 収容人員が十分にあること。</li> <li>・ 鉄筋コンクリート等の堅固な構造で、二階建以上が望ましい。</li> </ul>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国土交通省の通知による修正（県砂防課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
230	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第7節 土砂災害における適切な避難場所および避難路の選定、周知</p> <p>2 避難路の選定および周知 2-1 避難路の選定 市町は、避難場所までの避難路を選定するにあたり、下記の事項に留意する。①次の様な危険区域及び危険箇所の通過を避ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊危険区域および急傾斜地崩壊危険箇所（かけ高5m以上、傾斜角度30°以上の傾斜をもつ斜面は、がけ崩れの危険性が高いと言われている）</li> <li>・土石流の発生により災害を受ける恐れのある区域</li> <li>・地すべり危険区域および地すべり危険箇所</li> <li>・土砂災害警戒区域</li> <li>・河川の氾濫等による浸水の想定される区域（防災関係機関により公表された浸水実績図などを参考とする）</li> <li>・高潮等により被害を被る恐れのある区域</li> </ul>	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第7節 土砂災害における適切な避難場所および避難路の選定、周知</p> <p>2 避難路の選定および周知 2-1 避難路の選定 市町は、避難場所までの避難路を選定するにあたり、下記の事項に留意する。①次の様な危険区域及び危険箇所の通過を避ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊危険区域（<u>削除</u>）（かけ高5m以上、傾斜角度30°以上の傾斜をもつ斜面は、がけ崩れの危険性が高いと言われている）</li> <li>・土石流の発生により災害を受ける恐れのある区域</li> <li>・地すべり危険区域（<u>削除</u>）</li> <li>・土砂災害警戒区域</li> <li>・河川の氾濫等による浸水の想定される区域（防災関係機関により公表された浸水実績図などを参考とする）</li> <li>・高潮等により被害を被る恐れのある区域</li> </ul>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国土交通省の通知による修正（県砂防課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
234	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第8節 避難指示等の判断・伝達</p> <p>6 情報の伝達方法 また、発表された土砂災害警戒情報や収集した土石流、がけ崩れ、地すべりに関する現象情報を関係住民等に円滑に伝達出来るようその施設の整備を図るとともに、特に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>など危険区域周辺における雨量情報および防災パトロール等による緊急情報の伝達方法についても配慮する。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第8節 土砂災害における適切な避難場所および避難路の選定、周知</p> <p>6 情報の伝達方法 また、発表された土砂災害警戒情報や収集した土石流、がけ崩れ、地すべりに関する現象情報を関係住民等に円滑に伝達出来るようその施設の整備を図るとともに、特に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 (<u>削除</u>) など危険区域周辺における雨量情報および防災パトロール等による緊急情報の伝達方法についても配慮する。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国土交通省の通知による修正（県砂防課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
235	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第7章 土砂災害防止計画</b>  <b>第9節 防災知識の普及及び防災活動の実施</b></p> <p>1 防災知識の普及</p> <p>1-1 一般住民を対象とした防災知識の普及            市町はおおむね次の媒体等の利用により住民の防災知識の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が発行する広報紙や印刷物（ハザードマップ、チラシ、パンフレット）、インターネット等の利用。なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知。（ハザードマップの作成例を以降に示す）。</li> <li>・市町による講演会、講習会、見学会等の開催。</li> <li>・有線放送の利用。</li> <li>・<u>市町による土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所である旨の現地表示の実施。</u></li> <li>・市町による広報車の巡回。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>2 防災業務に含むする市町防災関係職員に対する周知徹底            市町は、市町防災関係職員を対象として研修等を実施することにより、<u>土石流危険渓流等の危険箇所</u>および避難方法等、市町地域防災計画に記載された内容ならびに土石流等に関する防災知識について周知徹底を計らなければならない。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第7章 土砂災害防止計画</b>  <b>第9節 防災知識の普及及び防災活動の実施</b></p> <p>1 防災知識の普及</p> <p>1-1 一般住民を対象とした防災知識の普及            市町はおおむね次の媒体等の利用により住民の防災知識の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が発行する広報紙や印刷物（ハザードマップ、チラシ、パンフレット）、インターネット等の利用。なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知。（ハザードマップの作成例を以降に示す）。</li> <li>・市町による講演会、講習会、見学会等の開催。</li> <li>・有線放送の利用。</li> <li>・<u>(削除)</u></li> <li>・市町による広報車の巡回。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>2 防災業務に含むする市町防災関係職員に対する周知徹底            市町は、市町防災関係職員を対象として研修等を実施することにより、<u>土砂災害警戒区域等</u>および避難方法等、市町地域防災計画に記載された内容ならびに土石流等に関する防災知識について周知徹底を計らなければならない。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	長崎市防災危機管理室ホームページのページ名及びURLを「災害に備える総合ページ（旧防災ガイドながさき）」に修正したことに伴う修正（長崎市）
ページ	現行計画
238	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第9節 防災知識の普及及び防災活動の実施</p>  <p>The image shows a 'Landslide Hazard Map' for the Matsuyama Village area. It includes a main map with hazard zones, a legend, a scale bar (0-200m), and a north arrow. To the right, there is a list of contact information for various disaster response centers and a table for disaster response centers. Below the table, there are several red-bordered boxes containing important information and instructions regarding the map and disaster response.</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

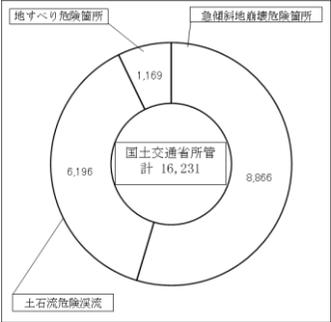
改正理由 (機関)	長崎市防災危機管理室ホームページのページ名及びURLを「災害に備える総合ページ（旧防災ガイドながさき）」に修正したことに伴う修正（長崎市）
ページ	修正計画（案）
238	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第9節 防災知識の普及及び防災活動の実施</p> 

※ 補足資料に一部拡大しています。

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国土交通省の通知、事業進捗による時点修正（県砂防課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
240	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第10節 土砂災害予防計画</p> <p>1 予防計画のあらまし</p> <p>1-4 急傾斜地崩壊対策事業（砂防課） 県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。 急傾斜地の崩壊は、極めて突発的であり、住民及び人家に直接被害を与えるため、対策事業の早期着手と完成が求められている。しかしながら本県の<u>急傾斜地危険箇所</u>は非常に多く、対策事業として県による国庫補助事業と市町による県費補助事業にて実施しているが事業の着手率は、まだ低い水準である。 今後ハード対策の一層の促進を図るとともに<u>危険箇所</u>の周知、警戒体制、避難誘導等のソフト 対策を確立する必要がある。</p> <p>1-6 土砂災害防止法の推進（砂防課） (略) これにより、砂防三法等の既存の事業関連諸制度とあいまって総合的な土砂災害対策を講じていくことが可能となり、令和3年度末までに32,1769箇所の警戒区域指定を実施している。今後は、地形改編による警戒区域等の見直しや、精度を高めた調査を引き続き実施していく。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第10節 土砂災害予防計画</p> <p>1 予防計画のあらまし</p> <p>1-4 急傾斜地崩壊対策事業（砂防課） 県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。 急傾斜地の崩壊は、極めて突発的であり、住民及び人家に直接被害を与えるため、対策事業の早期着手と完成が求められている。しかしながら本県の<u>土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）</u>は非常に多く、対策事業として県による国庫補助事業と市町による県費補助事業にて実施しているが事業の着手率は、まだ低い水準である。 今後ハード対策の一層の促進を図るとともに<u>警戒区域</u>の周知、警戒体制、避難誘導等のソフト 対策を確立する必要がある。</p> <p>1-6 土砂災害防止法の推進（砂防課） (略) これにより、砂防三法等の既存の事業関連諸制度とあいまって総合的な土砂災害対策を講じていくことが可能となり、令和4年度末までに33,140箇所の警戒区域指定を実施している。今後は、地形改編による警戒区域等の見直しや、精度を高めた調査を引き続き実施していく。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国土交通省の通知による修正（県砂防課）																										
ページ	現行計画	修正計画(案)																									
250	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第10節 土砂災害予防計画</p> <p>長崎県における土砂災害危険箇所 長崎県下の<u>土砂災害</u>、山地災害の危険箇所等について以降に示す。</p> <p>国土交通省所管 (箇所)</p> <table border="1" data-bbox="293 659 1155 855"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土石流危険渓流</td> <td>2,785</td> <td>2,129</td> <td>1,282</td> <td>6,196</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td> <td>5,121</td> <td>3,376</td> <td>369</td> <td>8,866</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険箇所</td> <td>1,169</td> <td></td> <td></td> <td>1,169</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,075</td> <td>5,505</td> <td>1,651</td> <td>16,231</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各危険箇所毎の詳細な状況については、別途、危険箇所一覧表、危険箇所図等参照のこと。                  ※上表中、「土石流危険渓流」において、「I」：保全対象人家5戸以上の渓流、「II」：保全対象人家1～4戸の渓流、「III」：保全対象人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流（平成15年公表）。                  上表中、「急傾斜地崩壊危険箇所」において、「I」：保全対象人家5戸以上の箇所、「II」：保全対象人家1～4戸の箇所、「III」：保全対象人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所（平成15年公表）。                  上表中、「地すべり危険箇所」については、今般の発表に含まれないことから、平成11年公表データを掲載した。従って「～」の分類に相当するデータがない。</p> 	種別	I	II	III	計	土石流危険渓流	2,785	2,129	1,282	6,196	急傾斜地崩壊危険箇所	5,121	3,376	369	8,866	地すべり危険箇所	1,169			1,169	計	9,075	5,505	1,651	16,231	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第10節 土砂災害予防計画</p> <p>長崎県における土砂災害危険箇所 長崎県下の <u>削除</u> 山地災害の危険箇所等について以降に示す。</p> <p style="text-align: center;"><u>削除</u></p> <p style="text-align: center;"><u>削除</u></p>
種別	I	II	III	計																							
土石流危険渓流	2,785	2,129	1,282	6,196																							
急傾斜地崩壊危険箇所	5,121	3,376	369	8,866																							
地すべり危険箇所	1,169			1,169																							
計	9,075	5,505	1,651	16,231																							

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(基本計画編)」修正案(新旧対照)

改正理由 (機関)	事業進捗による時点修正(県砂防課)					
ページ	現行計画			修正計画(案)		
254	第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第10節 土砂災害予防計画			第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第10節 土砂災害予防計画		
	R2.3.27	川棚町		8(0)	8(0)	
	R2.3.27	波佐見町		12(0)	12(0)	
	R2.3.31	壱岐市	7(4)	118(106)	125(110)	
	R2.3.31	南島原市	13(10)	31(30)	44(40)	
	R2.6.5	島原市	10(4)	35(35)	45(39)	
	R2.6.5	雲仙市	37(31)	153(151)	190(182)	
	R2.7.3	五島市	79(72)	154(152)	26(0)	259(224)
	R2.7.3	新上五島町	135(124)	361(361)		496(485)
	R2.9.18	長崎市		171(0)	171(0)	
	R2.9.18	長与町		4(0)	4(0)	
	R2.9.18	時津町		8(0)	8(0)	
	R3.3.15	長崎市	3(3)		3(3)	
	R3.3.15(解除)	長崎市	-1(-1)		-1(-1)	
	R3.3.12	対馬市	121(112)	340(338)	461(450)	
	R3.3.26	対馬市	63(63)	191(189)	254(252)	
	R4.1.14	佐世保市		-11(-11)	-11(-11)	
	R4.3.22	対馬市	29(29)	79(79)	108(108)	
	合計		4,827(4,464)	26,147(25,384)	1,202(0)	32,176(29,848)
	※( )は土砂災害特別警戒区域					
	R2.9.18	長与町		4(0)	4(0)	
	R2.9.18	時津町		8(0)	8(0)	
	R3.3.15	長崎市		3(3)	3(3)	
	R3.3.15(解除)	長崎市		-1(-1)	-1(-1)	
	R3.3.12	対馬市	121(112)	340(338)	461(450)	
	R3.3.26	対馬市	63(63)	191(189)	254(252)	
	R4.1.14	佐世保市		-11(-11)	-11(-11)	
	R4.3.22	対馬市	29(29)	79(79)	108(108)	
	R4.7.8	長崎市		-4(-4)	-4(-4)	
	R4.7.22	佐世保市		-4(-4)	-4(-4)	
	R4.7.22(解除)	佐世保市		-4(-4)	-4(-4)	
	R4.7.22(解除)	佐世保市		-1(-1)	-1(-1)	
	R4.9.9	長崎市		-1(-1)	-1(-1)	
	R4.9.9(解除)	長崎市		-1(-1)	-1(-1)	
	R4.10.11(解除)	佐世保市		-2(-2)	-1(-1)	-3(-3)
	R4.10.14	長崎市		50(40)	50(40)	
	R4.12.20	新上五島町		-37(37)	-58(57)	-95(94)
	R5.3.3	壱岐市		425(425)	425(425)	
	R5.3.28	西海市		-14(14)	380(379)	394(393)
	合計		4,876(4,512)	27,062(26,287)	1,202(0)	33,140(30,799)
	※( )は土砂災害特別警戒区域					

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	日勤体制の救急隊を配置による増台などに伴う修正（関係消防本部）																																																	
ページ	現行計画	修正計画(案)																																																
259	<p>第3編 災害応急対策計画 第8章 消防活動計画</p> <p>8 救急業務 都市化現象の進展は、いきおい社会環境の複雑・多様化を招き、都市災害、交通事故は増加傾向にある。これ等負傷者の救助をはじめ市民生活に密着した不安要素を除去するため、市町消防機関は常日頃から組織、資器材、施設の充実強化に努め救急業務の完璧を期するものとする。</p> <p>県下消防本部の救急自動車整備状況は次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="273 778 1173 1262"> <thead> <tr> <th>消防本部</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市消防局</td> <td><u>18</u></td> </tr> <tr> <td>佐世保市消防局</td> <td><u>20</u></td> </tr> <tr> <td>平戸市消防本部</td> <td><u>6</u></td> </tr> <tr> <td>松浦市消防本部</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>対馬市消防本部</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>壱岐市消防本部</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>五島市消防本部</td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td>新上五島町消防本部</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>県央地域広域市町村圏組合消防本部</td> <td><u>13</u></td> </tr> <tr> <td>島原地域広域市町村圏組合消防本部</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>94</td> </tr> </tbody> </table>	消防本部	台数	長崎市消防局	<u>18</u>	佐世保市消防局	<u>20</u>	平戸市消防本部	<u>6</u>	松浦市消防本部	5	対馬市消防本部	8	壱岐市消防本部	4	五島市消防本部	<u>7</u>	新上五島町消防本部	5	県央地域広域市町村圏組合消防本部	<u>13</u>	島原地域広域市町村圏組合消防本部	8		94	<p>第3編 災害応急対策計画 第8章 消防活動計画</p> <p>8 救急業務 都市化現象の進展は、いきおい社会環境の複雑・多様化を招き、都市災害、交通事故は増加傾向にある。これ等負傷者の救助をはじめ市民生活に密着した不安要素を除去するため、市町消防機関は常日頃から組織、資器材、施設の充実強化に努め救急業務の完璧を期するものとする。</p> <p>県下消防本部の救急自動車整備状況は次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1207 778 2105 1262"> <thead> <tr> <th>消防本部</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市消防局</td> <td><u>19</u></td> </tr> <tr> <td>佐世保市消防局</td> <td><u>21</u></td> </tr> <tr> <td>平戸市消防本部</td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td>松浦市消防本部</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>対馬市消防本部</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>壱岐市消防本部</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>五島市消防本部</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>新上五島町消防本部</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>県央地域広域市町村圏組合消防本部</td> <td><u>14</u></td> </tr> <tr> <td>島原地域広域市町村圏組合消防本部</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>98</u></td> </tr> </tbody> </table>	消防本部	台数	長崎市消防局	<u>19</u>	佐世保市消防局	<u>21</u>	平戸市消防本部	<u>7</u>	松浦市消防本部	5	対馬市消防本部	8	壱岐市消防本部	4	五島市消防本部	7	新上五島町消防本部	5	県央地域広域市町村圏組合消防本部	<u>14</u>	島原地域広域市町村圏組合消防本部	8		<u>98</u>
	消防本部	台数																																																
	長崎市消防局	<u>18</u>																																																
	佐世保市消防局	<u>20</u>																																																
	平戸市消防本部	<u>6</u>																																																
	松浦市消防本部	5																																																
	対馬市消防本部	8																																																
	壱岐市消防本部	4																																																
	五島市消防本部	<u>7</u>																																																
	新上五島町消防本部	5																																																
	県央地域広域市町村圏組合消防本部	<u>13</u>																																																
	島原地域広域市町村圏組合消防本部	8																																																
		94																																																
	消防本部	台数																																																
長崎市消防局	<u>19</u>																																																	
佐世保市消防局	<u>21</u>																																																	
平戸市消防本部	<u>7</u>																																																	
松浦市消防本部	5																																																	
対馬市消防本部	8																																																	
壱岐市消防本部	4																																																	
五島市消防本部	7																																																	
新上五島町消防本部	5																																																	
県央地域広域市町村圏組合消防本部	<u>14</u>																																																	
島原地域広域市町村圏組合消防本部	8																																																	
	<u>98</u>																																																	

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画の修正に伴う修正（県福祉保健課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
273	<p>第10章 救助計画 第2節 避難計画 1.1 避難場所及び避難所 (7) 避難所の運営管理等 ア 市町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、～（略）～被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>(追加)</u>。</p>	<p>第10章 救助計画 第2節 避難計画 1.1 避難場所及び避難所 (7) 避難所の運営管理等 ア 市町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、～（略）～被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p>
275	<p>第10章 救助計画 第2節 避難計画 1.2 福祉避難所の指定等  (略)  (3) 市町は、福祉避難所の指定にあたっては、～（略）～可能な限り確保されていること等に留意する。<u>(追加)</u>。</p>	<p>第10章 救助計画 第2節 避難計画 1.2 福祉避難所の指定等  (略)  (3) 市町は、福祉避難所の指定にあたっては、～（略）～可能な限り確保されていること等に留意する。<u>また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	避難所開設・運営における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト（令和2年6月：長崎県）の改定に伴う修正（県感染症対策室）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
274	<p><b>第2節 避難計画</b>            (防災企画課：福祉保健課：医療政策課：<u>追加</u>：観光振興課：男女参画・女性活躍推進室：教育庁：県警察本部：海上保安部)</p> <p>(8) 避難所における感染症対策            市町は、避難所においては衛生状態を保ち、感染症の発生、拡大を抑えることに努め、その対応については「<u>避難所開設・運営における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト（令和2年6月：長崎県）</u>」に基づくものとする。</p>	<p><b>第2節 避難計画</b>            (防災企画課：福祉保健課：医療政策課：<u>感染症対策室</u>：観光振興課：男女参画・女性活躍推進室：教育庁：県警察本部：海上保安部)</p> <p>(8) 避難所における感染症対策            市町は、避難所においては衛生状態を保ち、感染症の発生、拡大を抑えることに努め、(修正検討中) その対応については「<u>避難所開設・運営における感染症対策チェックリスト（令和6年2月：長崎県）</u>」に基づくものとする。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画を踏まえた修正（県男女参画・女性活躍推進室）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
274	<p>第3編 災害応急対策計画 第10章 救助計画 第2節 避難計画</p> <p>11 避難場所及び避難所 (7) 避難所の運営管理等 ア～エ (略)</p> <p>オ 市町は、<a href="#">指定避難所</a>等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第10章 救助計画 第2節 避難計画</p> <p>11 避難場所及び避難所 (7) 避難所の運営管理等 ア～エ (略)</p> <p>オ 市町は、<a href="#">避難所</a>等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）等の一部改正に伴う修正（県福祉保健課）。	
ページ	現行計画	修正計画
276	<p>第3編 災害応急対策計画 第10章 救助計画 第2節 避難計画</p> <p>13 救助法による避難所の設置 (略) イ 国庫負担限度額 避難所設置費 1人1日当たり <u>330円以内</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第10章 救助計画 第2節 避難計画</p> <p>13 救助法による避難所の設置 (略) イ 国庫負担限度額 避難所設置費 1人1日当たり <u>340円以内</u></p>
281	<p>第4節 死体捜索及び収容埋葬計画</p> <p>4 救助法による実施基準 (略) イ 死体の処理 (イ) 死体の一時保存 ○既存の建物が利用できない場合—1体当たり <u>5,400円以内</u> ウ 死体の埋葬 (ア) 大人（満12才以上） 1体当たり <u>213,300円以内</u> (イ) 小人（満12才未満） 1体当たり <u>170,900円以内</u></p>	<p>第4節 死体捜索及び収容埋葬計画</p> <p>4 救助法による実施基準 (略) イ 死体の処理 (ロ) 死体の一時保存 ○既存の建物が利用できない場合—1体当たり <u>5,500円以内</u> ウ 死体の埋葬 (ア) 大人（満12才以上） 1体当たり <u>219,100円以内</u> (イ) 小人（満12才未満） 1体当たり <u>175,200円以内</u></p>
282 283	<p>第5節 食料供給計画</p> <p>1 災害におけるり災者および災害応急対策要員等に供給する食糧 (略) (4) 災害救助法による食糧供給</p>	<p>第5節 食料供給計画</p> <p>1 災害におけるり災者および災害応急対策要員等に供給する食糧 (略) (4) 災害救助法による食糧供給</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
	<p>(略)</p> <p>エ 食品の給与のための費用</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 国庫負担限度額</p> <p>1人1日当り <u>1,180円以内</u>とする。</p>	<p>(略)</p> <p>エ 食品の給与のための費用</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 国庫負担限度額</p> <p>1人1日当り <u>1,230円以内</u>とする。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	能登半島地震をふまえた、航空機等の輸送に係る消防庁からの助言に伴う修正（県防災企画課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
277	<p>第3編 災害応急対策計画 第10章 救助計画 第3節 救出計画</p> <p>3 救出の方法 (1)～(3) 略 (追加)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第10章 救助計画 第3節 救出計画</p> <p>3 救出の方法 (1)～(3) 略 (4) 県は、緊急輸送手段として、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県の防災ヘリコプターを活用するとともに、ヘリコプターを有する関係機関に派遣の要請を行う。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	農林水産省組織再編（令和3年7月1日）に伴う修正等（これまで修正依頼分の未反映等）（九州農政局長崎県拠点）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
285	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（第4章I第11抜粋）                      （平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）                      （最終改正 令和4年9月6日付け4農産第2397号農産局長通知）</p> <p><b>第4章 政府所有米穀の販売</b>                      I 通常時の販売</p> <p>第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例</p> <p>1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備                      (略)                      (2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。                      ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。                      イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。                      ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。                      エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。                      (略)                      (イ) (1) のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。</p> <p>2 災害救助用米穀の引渡方法                      農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により 販売手続を行う。                      (1) 農政局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事 と売買契約書（案）様式 4-24）により契約を締結する。</p>	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（第4章I第11抜粋）                      （平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）                      （最終改正 令和5年12月8日付け5農産第3331号農産局長通知）</p> <p><b>第4章 政府所有米穀の販売</b>                      I 通常時の販売</p> <p>第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例</p> <p>1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備                      (略)                      (2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。                      ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。                      イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。                      ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。                      エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。                      (略)                      (イ) (1) のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。</p> <p>2 災害救助用米穀の引渡方法                      農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により 販売手続を行う。                      (1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事 と売買契約書（案）様式 4-24）により契約を締結する。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）等の一部改正に伴う修正（県福祉保健課）。																																																																													
ページ	現行計画	修正計画(案)																																																																												
287	<p>第6節 衣料品及び生活必需品供給計画</p> <p>5 国庫負担限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯構成員</th> <th>季節</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>円以内 18,700</td> <td>円以内 24,000</td> <td>円以内 35,600</td> <td>円以内 42,500</td> <td>円以内 53,900</td> <td>円以内 7,800</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,000</td> <td>40,100</td> <td>55,800</td> <td>65,300</td> <td>82,200</td> <td>11,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td>8,200</td> <td>12,300</td> <td>15,000</td> <td>18,900</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,900</td> <td>12,900</td> <td>18,300</td> <td>21,800</td> <td>27,400</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>	世帯構成員	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	円以内 18,700	円以内 24,000	円以内 35,600	円以内 42,500	円以内 53,900	円以内 7,800	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600	<p>第6節 衣料品及び生活必需品供給計画</p> <p>5 国庫負担限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯構成員</th> <th>季節</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>円以内 19,200</td> <td>円以内 24,600</td> <td>円以内 36,500</td> <td>円以内 43,600</td> <td>円以内 55,200</td> <td>円以内 8,000</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,800</td> <td>41,100</td> <td>57,200</td> <td>66,900</td> <td>84,300</td> <td>11,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> <td>12,600</td> <td>15,400</td> <td>19,400</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,100</td> <td>13,200</td> <td>18,800</td> <td>22,300</td> <td>28,100</td> <td>3,700</td> </tr> </tbody> </table>	世帯構成員	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	円以内 19,200	円以内 24,600	円以内 36,500	円以内 43,600	円以内 55,200	円以内 8,000	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
世帯構成員	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																																																							
全壊 全焼 流失	夏	円以内 18,700	円以内 24,000	円以内 35,600	円以内 42,500	円以内 53,900	円以内 7,800																																																																							
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300																																																																							
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600																																																																							
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600																																																																							
世帯構成員	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																																																							
全壊 全焼 流失	夏	円以内 19,200	円以内 24,600	円以内 36,500	円以内 43,600	円以内 55,200	円以内 8,000																																																																							
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600																																																																							
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700																																																																							
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700																																																																							
291	<p>第8節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画</p> <p>1 応急仮設住宅の設置 (略) (3) 供与の方法 (略) ア 建設型応急住宅 (略) (イ) 国庫負担限度額 設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、<u>6,285,000円以内</u>とする。 (略)</p>	<p>第8節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画</p> <p>1 応急仮設住宅の設置 (略) (3) 供与の方法 (略) ア 建設型応急住宅 (略) (イ) 国庫負担限度額 設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、<u>6,775,000円以内</u>とする。 (略)</p>																																																																												

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
293	<p>2 住宅の応急修理 (略) (5) 費用 国庫負担限度額 1世帯当たり次に掲げる額以内 ア イに掲げる世帯以外の世帯 <a href="#">655,000円</a> イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <a href="#">318,000円</a></p> <p>第9節 障害物の除去計画</p> <p>3 災害救助法による障害物の除去計画 (略) (4) 除去のための費用 (略) イ 国庫負担限度額 1世帯につき <a href="#">138,300円以内</a></p>	<p>2 住宅の応急修理 (略) (5) 費用 国庫負担限度額 1世帯当たり次に掲げる額以内 ア イに掲げる世帯以外の世帯 <a href="#">706,000円</a> イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <a href="#">343,000円</a></p> <p>第9節 障害物の除去計画</p> <p>3 災害救助法による障害物の除去計画 (略) (4) 除去のための費用 (略) イ 国庫負担限度額 1世帯につき <a href="#">138,700円以内</a></p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	組織改正による修正（県感染症対策室）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
298	第3編 災害応急計画 第11章 保健衛生計画 第2節 防疫計画  (医療政策課)	第3編 災害応急計画 第11章 保健衛生計画 第2節 防疫計画  (福祉保健課、感染症対策室)

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	制度の改正に伴う修正(警察本部交通規制課)	
ページ	現行計画	修正計画(案)
311	<p>第3編 災害応急対策計画 第13章 輸送及び交通対策計画 第2節 交通応急対策計画</p> <p>4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付</p> <p>(1) 緊急通行車両</p> <p>ア 道路交通法第39条第1項規定の緊急自動車</p> <p>イ その他災害応急対策に使用される車両</p> <p>(ア) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。</p> <p>なお、同項では、災害応急対策は次のa～iに掲げる事項について行うものとされている。</p> <p>a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>b 消防、水防その他の応急措置に関する事項</p> <p>c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項</p> <p>d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項</p> <p>f <a href="#">清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</a></p> <p>g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>h 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第13章 輸送及び交通対策計画 第2節 交通応急対策計画</p> <p>4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付</p> <p>(1) 緊急通行車両について</p> <p>ア 道路交通法第39条第1項規定の緊急自動車</p> <p>イ その他災害応急対策に使用される車両</p> <p>(ア) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。</p> <p>なお、同項では、災害応急対策は次のa～iに掲げる事項について行うものとされている。</p> <p>a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>b 消防、水防その他の応急措置に関する事項</p> <p>c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項</p> <p>d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項</p> <p>f <a href="#">廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項</a></p> <p>g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>h 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項</p> <p>(略)</p>

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(基本計画編)」修正案(新旧対照)

<p>(略)</p> <p>(2) <u>緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付事務(以下「確認等の事務」という。)</u>等</p> <p>ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、以下に規定する知事又は公安委員会における確認等の事務を必要としない。</p> <p>イ その他災害応急対策に使用される車両については、車両(追加)の使用者は、緊急通行車両であることの確認をうけるために、知事又は公安委員会に対し、<u>自動車検査証記録事項が記載された書面又は令和5年1月3日以前に交付された自動車検査証の提示並びに運送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、緊急通行車両確認申請書(別記様式第5)により申請し、確認標章及び緊急通行車両確認証明書(別記様式第4)の交付をうけるものとする。</u>なお、これらの確認等の事務は次の部局等で行う。</p> <p>(ア) 知事 地域振興部(交通政策課) 長崎振興局(総務課) 県央振興局(総務課) 島原振興局(総務課) 県北振興局(総務課)</p> <p>(イ) 公安委員会 県警察本部交通部交通規制課 各警察署(交通課)</p> <p><u>ウ 緊急通行車両の確認を実施したときは、その処理てん末を明確にした書類を整理保存する。</u></p> <p>エ 交付を受けた確認標章は、使用する緊急通行車両の前面の見えやすい箇所に掲示するとともに、確認証明書は当該車両に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>(2) <u>災害発生前における緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付事務(以下「確認等の事務という。」)</u>等</p> <p>ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、以下に規定する知事又は公安委員会における確認等の事務を必要としない。</p> <p>イ その他災害応急対策に使用される車両については、車両の使用者<u>又は管理責任者は</u>、緊急通行車両であることの確認をうけるために、知事又は公安委員会に対し、<u>自動車検査証又は軽自動車届出済証の写しの提示並びに災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類(防災業務計画、輸送協定書の写し等)を添付の上、基本法施行規則別記様式第3の緊急通行車両確認申出書により申請し、確認標章(基本法施行規則別記様式第4)及び緊急通行車両確認証明書(基本法施行規則別記様式第5)の交付を受けるものとする。</u>なお、これらの確認等の事務は、次の部局等で行う。</p> <p>(ア) 知事 地域振興部(交通政策課) 長崎振興局(総務課) 県央振興局(総務課) 島原振興局(総務課) 県北振興局(総務課)</p> <p>(イ) 公安委員会 県警察本部交通部交通規制課 各警察署(交通課)</p> <p>(削除)</p> <p><u>ウ 交付を受けた確認標章は、使用する緊急通行車両の前面の見えやすい箇所に掲示するとともに、確認証明書は当該車両に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。</u></p> <p><u>エ 標章及び証明書の交付を受けた後に記載事項の変更が生じた場合は、受領した標章及び証明書とともに、緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書(基本法施行規則別記様式第6)及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出する。</u></p> <p><u>オ 標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した場合は、残存する標章又は証明書とともに、緊急通行車両確認標章・証明書再交付申請書(基本法施行規則別記様式第7)を提</u></p>
---	--

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

	<p><u>オ 緊急通行車両の使用者は、緊急通行を終了したときは、ただちに確認標章及び確認証明書を返納する。</u></p> <p><u>(3) 緊急通行車両の事前届出</u></p> <p><u>ア 上記(1)イに規定される車両については、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。</u></p> <p><u>イ 届出については、申請者の車両使用の本拠の位置を管轄する警察本部及び警察署に、輸送協定書等の疎明書類を添付の上、緊急通行車両等事前届出書（別記様式第1）に必要事項を記載して申請する。</u>  <u>なお、新規の事前届出については、警察庁が整備する行政手続サイトを使用する方法により行うことができる。</u></p> <p><u>ウ 県公安委員会は、緊急通行車両に該当するか審査を行い、該当すると認められるものについては、届出済証を発行する。</u></p> <p><u>エ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署、又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両である旨の確認を受けることができる。</u>  <u>この場合は、確認審査を省略して、確認申請書に必要事項を記載させるとともに緊急通行車両の確認標章の交付をする。</u></p>	<p><u>出する。</u></p> <p><u>カ 次の場合は標章及び証明書を返納する。</u>  <u>(ア) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき</u>  <u>(イ) 標章及び証明書の有効期限が到来したとき</u>  <u>(ウ) 標章及び証明書の再交付の場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
--	---	---

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)															
314	<p><u>別記様式第1</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <p>災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用</p> <p>緊急通行車両等事前届出書</p> <p>_____年 _____月 日</p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p>届出書住所 (電話) 氏名 _____</p> </td> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> <p>災 害 _____ 第 _____ 号</p> <p>地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用</p> <p>緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p>_____年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会 印</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <p>番号標に表示 されている番号 _____</p> </td> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> <p>(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検閲所等に提出して所要の手続きを受けてください。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">住 所</td> <td style="width: 20%;">( ) 局 番 _____</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">使 用 者 氏 名</td> <td style="width: 20%;">_____</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> <p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署等経由）に届け出て再交付を受けてください。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <p>出 発 地 _____</p> </td> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。</p> </td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>	<p>災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用</p> <p>緊急通行車両等事前届出書</p> <p>_____年 _____月 日</p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p>届出書住所 (電話) 氏名 _____</p>	<p>災 害 _____ 第 _____ 号</p> <p>地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用</p> <p>緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p>_____年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会 印</p>	<p>番号標に表示 されている番号 _____</p>	<p>(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検閲所等に提出して所要の手続きを受けてください。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">住 所</td> <td style="width: 20%;">( ) 局 番 _____</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">使 用 者 氏 名</td> <td style="width: 20%;">_____</td> </tr> </table>	住 所	( ) 局 番 _____	使 用 者 氏 名	_____	<p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署等経由）に届け出て再交付を受けてください。</p>	<p>出 発 地 _____</p>	<p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p>	<p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。</p>			
<p>災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用</p> <p>緊急通行車両等事前届出書</p> <p>_____年 _____月 日</p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p>届出書住所 (電話) 氏名 _____</p>	<p>災 害 _____ 第 _____ 号</p> <p>地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用</p> <p>緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p>_____年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会 印</p>																
<p>番号標に表示 されている番号 _____</p>	<p>(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検閲所等に提出して所要の手続きを受けてください。</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">住 所</td> <td style="width: 20%;">( ) 局 番 _____</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">使 用 者 氏 名</td> <td style="width: 20%;">_____</td> </tr> </table>	住 所	( ) 局 番 _____	使 用 者 氏 名	_____	<p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署等経由）に届け出て再交付を受けてください。</p>												
住 所	( ) 局 番 _____																
使 用 者 氏 名	_____																
<p>出 発 地 _____</p>	<p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p>																
<p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。</p>																	

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)																								
314	(追加)	<p data-bbox="1214 276 1413 300"><u>別記様式第3(第6条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1214 308 2110 1385"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1214 308 2110 379" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1214 379 2110 435" style="text-align: center;">知事・公安委員会 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1214 435 2110 491" style="text-align: center;">緊急通行車両確認申出書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1214 491 2110 547" style="text-align: center;">申出者 住 所</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1214 547 2110 603" style="text-align: center;">氏 名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 603 1444 683">番号標に表示されている番号</td> <td data-bbox="1444 603 2110 683"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 683 1444 834">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td> <td data-bbox="1444 683 2110 834"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1214 834 2110 906" style="text-align: center;">活 動 地 域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 906 1350 1010" rowspan="2">車 両 の 使 用 者</td> <td data-bbox="1350 906 2110 1010">住 所  ( ) 局 番</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1010 2110 1121">氏名又は名称</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 1121 1350 1313" rowspan="2">緊 急 連 絡 先</td> <td data-bbox="1350 1121 2110 1233">住 所  ( ) 局 番</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1233 2110 1313">氏 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1214 1313 2110 1385">備 考</td> </tr> </table> <p data-bbox="1214 1409 1559 1433"><u>備考 用紙は、日本産業規格A4とする。</u></p>	年 月 日		知事・公安委員会 殿		緊急通行車両確認申出書		申出者 住 所		氏 名		番号標に表示されている番号		車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		活 動 地 域		車 両 の 使 用 者	住 所  ( ) 局 番	氏名又は名称	緊 急 連 絡 先	住 所  ( ) 局 番	氏 名	備 考	
年 月 日																										
知事・公安委員会 殿																										
緊急通行車両確認申出書																										
申出者 住 所																										
氏 名																										
番号標に表示されている番号																										
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）																										
活 動 地 域																										
車 両 の 使 用 者	住 所  ( ) 局 番																									
	氏名又は名称																									
緊 急 連 絡 先	住 所  ( ) 局 番																									
	氏 名																									
備 考																										

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
		<p data-bbox="1332 311 1444 343">確認標章</p> 

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)																												
315	<p>別記様式第5</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第 _____ 号 _____ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">緊急通行車両確認申請書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">長崎県公安委員会 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">申請者住所</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(電話)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">氏名 _____</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">番号標に表示されている番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名 _____）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用者</td> <td>住 所 _____ ( _____ ) 局 番 _____</td> </tr> <tr> <td>氏 名 _____</td> </tr> <tr> <td>通 行 日 時</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通 行 経 路</td> <td style="text-align: center;">出 発 地</td> <td style="text-align: center;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。</p>	第 _____ 号 _____ 年 月 日		緊急通行車両確認申請書		長崎県公安委員会 殿		申請者住所		(電話)		氏名 _____		番号標に表示されている番号		車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名 _____）		使用者	住 所 _____ ( _____ ) 局 番 _____	氏 名 _____	通 行 日 時		通 行 経 路	出 発 地	目 的 地			備 考		(削除)
第 _____ 号 _____ 年 月 日																														
緊急通行車両確認申請書																														
長崎県公安委員会 殿																														
申請者住所																														
(電話)																														
氏名 _____																														
番号標に表示されている番号																														
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名 _____）																														
使用者	住 所 _____ ( _____ ) 局 番 _____																													
	氏 名 _____																													
通 行 日 時																														
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地																												
備 考																														

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)																																																												
316	<p><a href="#">別記様式第4（第6条関係）</a></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第 号</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">長崎県公安委員会 印</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">番号標に表示されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;"><a href="#">使用者</a></td> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td style="text-align: center;">( ) 局 番</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><a href="#">氏 名</a></td> <td></td> </tr> <tr> <td><a href="#">通 行 日 時</a></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><a href="#">通 行 経 路</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">出 発 地</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">目 的 地</a></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。</p>	第 号		年 月 日	緊急通行車両確認証明書			長崎県公安委員会 印			番号標に表示されている番号			車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			<a href="#">使用者</a>	住 所	( ) 局 番	<a href="#">氏 名</a>		<a href="#">通 行 日 時</a>			<a href="#">通 行 経 路</a>	<a href="#">出 発 地</a>	<a href="#">目 的 地</a>			備 考			<p><a href="#">別記様式第5（第6条の2関係）</a></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第 号</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;"><a href="#">知事・公安委員会</a> 印</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">番号標に表示されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><a href="#">活動地域</a></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;"><a href="#">車両の使用者</a></td> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td style="text-align: center;">( ) 局 番</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><a href="#">氏 名 又 は名称</a></td> <td></td> </tr> <tr> <td><a href="#">有 効 期 限</a></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 用紙は、日本産業規格A4とする。</p>	第 号		年 月 日	緊急通行車両確認証明書			<a href="#">知事・公安委員会</a> 印			番号標に表示されている番号			車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			<a href="#">活動地域</a>			<a href="#">車両の使用者</a>	住 所	( ) 局 番	<a href="#">氏 名 又 は名称</a>		<a href="#">有 効 期 限</a>			備 考		
第 号		年 月 日																																																												
緊急通行車両確認証明書																																																														
長崎県公安委員会 印																																																														
番号標に表示されている番号																																																														
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）																																																														
<a href="#">使用者</a>	住 所	( ) 局 番																																																												
	<a href="#">氏 名</a>																																																													
<a href="#">通 行 日 時</a>																																																														
<a href="#">通 行 経 路</a>	<a href="#">出 発 地</a>	<a href="#">目 的 地</a>																																																												
備 考																																																														
第 号		年 月 日																																																												
緊急通行車両確認証明書																																																														
<a href="#">知事・公安委員会</a> 印																																																														
番号標に表示されている番号																																																														
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）																																																														
<a href="#">活動地域</a>																																																														
<a href="#">車両の使用者</a>	住 所	( ) 局 番																																																												
	<a href="#">氏 名 又 は名称</a>																																																													
<a href="#">有 効 期 限</a>																																																														
備 考																																																														

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)												
316	(追加)	<p>別記様式第6(第6条の3関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>知事・公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書</p> <p style="text-align: right;">申出者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">番号標に表示されている番号</td> <td style="width: 30%;">—</td> </tr> <tr> <td>標章・証明書番号</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>交 付 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 の 内 容</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>変 更 の 理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 用紙は、日本産業規格A4とする。</p>	番号標に表示されている番号	—	標章・証明書番号	—	交 付 年 月 日		変 更 の 内 容	—	変 更 の 理 由		備 考	
番号標に表示されている番号	—													
標章・証明書番号	—													
交 付 年 月 日														
変 更 の 内 容	—													
変 更 の 理 由														
備 考														

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)										
316	(追加)	<p data-bbox="1214 316 1458 339"><a href="#">別記様式第7(第6条の4関係)</a></p> <div data-bbox="1223 387 2110 679" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;"><a href="#">年 月 日</a></p> <p><a href="#">知事・公安委員会 殿</a></p> <p style="text-align: center;"><a href="#">緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書</a></p> <p style="text-align: center;"><a href="#">申出者 住 所</a></p> <p style="text-align: center;"><a href="#">氏 名</a></p> </div> <table border="1" data-bbox="1223 679 2110 1217"> <tr> <td data-bbox="1223 679 1496 778"><a href="#">番号標に表示されている番号</a></td> <td data-bbox="1496 679 2110 778">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 778 1496 892"><a href="#">標章・証明書番号</a></td> <td data-bbox="1496 778 2110 892">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 892 1496 1005"><a href="#">交 付 年 月 日</a></td> <td data-bbox="1496 892 2110 1005"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 1005 1496 1102"><a href="#">再 交 付 申 出 の 理 由</a></td> <td data-bbox="1496 1005 2110 1102">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 1102 1496 1217"><a href="#">備 考</a></td> <td data-bbox="1496 1102 2110 1217"></td> </tr> </table> <p data-bbox="1214 1241 1559 1265"><a href="#">備考 用紙は、日本産業規格A4とする。</a></p>	<a href="#">番号標に表示されている番号</a>	—	<a href="#">標章・証明書番号</a>	—	<a href="#">交 付 年 月 日</a>		<a href="#">再 交 付 申 出 の 理 由</a>	—	<a href="#">備 考</a>	
<a href="#">番号標に表示されている番号</a>	—											
<a href="#">標章・証明書番号</a>	—											
<a href="#">交 付 年 月 日</a>												
<a href="#">再 交 付 申 出 の 理 由</a>	—											
<a href="#">備 考</a>												

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
317	<p>6 基本法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い (略)</p> <p>(4) 事前届出車両の確認事務 (略)</p> <p>イ この場合は、確認審査を省略して、<a href="#">規制除外車両確認申請書（別記様式第6）</a> <a href="#">に必要事項を記載させるとともに、規制除外車両確認証明書（別記様式第7）</a> 及び確認標章を交付する。</p> <p>(略)</p>	<p>6 基本法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い (略)</p> <p>(4) 事前届出車両の確認事務 (略)</p> <p>イ この場合は、確認審査を省略して、<a href="#">規制除外車両確認申出書（別記様式第5）</a> <a href="#">に必要事項を記載させるとともに規制除外車両確認証明書（別記様式第6）</a>及び確認標章を交付する。</p> <p>(略)</p>
318	<p>9 迂回路等 (略)</p>	<p>9 迂回路等</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)																																																												
320	<p>別記様式第<u>6</u></p> <p>第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: center;"><b>規制除外車両確認申請書</b></p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p>申請者住所 _____ (電話) 氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">番号標に表示されている番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">使用 者</td> <td style="width: 10%;">住所</td> <td style="width: 40%;">( )</td> <td style="width: 10%;">局 番</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>通行日時</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通行経路</td> <td style="text-align: center;">出 発 地</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="3">備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列<u>5番</u>とする。</td> </tr> </table>	番号標に表示されている番号				車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				使用 者	住所	( )	局 番	氏名			通行日時				通行経路	出 発 地	目 的 地					備 考	備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列 <u>5番</u> とする。			<p>別記様式第<u>5</u></p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: center;"><b>規制除外車両確認申出書</b></p> <p>申出者 住所 _____ 氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">番号標に表示されている番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><u>活動地域</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">車両の 使用者</td> <td style="width: 10%;">住所</td> <td style="width: 40%;">( )</td> <td style="width: 10%;">局 番</td> </tr> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">緊急連 絡先</td> <td style="width: 10%;">住所</td> <td style="width: 40%;">_____ ( ) _____</td> <td style="width: 10%;">局 番</td> </tr> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="3">備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列<u>4番</u>とする。</td> </tr> </table>	番号標に表示されている番号				車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				<u>活動地域</u>				車両の 使用者	住所	( )	局 番	氏名又は名称			緊急連 絡先	住所	_____ ( ) _____	局 番	氏名又は名称			備 考	備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列 <u>4番</u> とする。		
番号標に表示されている番号																																																														
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）																																																														
使用 者	住所	( )	局 番																																																											
	氏名																																																													
通行日時																																																														
通行経路	出 発 地	目 的 地																																																												
備 考	備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列 <u>5番</u> とする。																																																													
番号標に表示されている番号																																																														
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）																																																														
<u>活動地域</u>																																																														
車両の 使用者	住所	( )	局 番																																																											
	氏名又は名称																																																													
緊急連 絡先	住所	_____ ( ) _____	局 番																																																											
	氏名又は名称																																																													
備 考	備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列 <u>4番</u> とする。																																																													

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)																																																																																	
320	<p>別記様式第7</p> <table border="1" data-bbox="259 347 1184 1131"> <tr> <td colspan="2">第 号</td> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">規制除外車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">長崎県公安委員会 印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">番号標に表示されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用者</td> <td>住所</td> <td colspan="2">( ) 局 番</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">通行日時</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通行経路</td> <td>出発地</td> <td colspan="2">目的地</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。</p>	第 号		年 月 日		規制除外車両確認証明書				長崎県公安委員会 印				番号標に表示されている番号				車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				使用者	住所	( ) 局 番		氏名			通行日時				通行経路	出発地	目的地					備考				<p>別記様式第6</p> <table border="1" data-bbox="1223 347 2103 1256"> <tr> <td colspan="2">第 号</td> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">規制除外車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">長崎県公安委員会 印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">番号標に表示されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">活動地域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">車両の使用者</td> <td>住所</td> <td colspan="2">( ) 局 番</td> </tr> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">有効期限</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>	第 号		年 月 日		規制除外車両確認証明書				長崎県公安委員会 印				番号標に表示されている番号				車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				活動地域				車両の使用者	住所	( ) 局 番		氏名又は名称			有効期限				備考			
第 号		年 月 日																																																																																	
規制除外車両確認証明書																																																																																			
長崎県公安委員会 印																																																																																			
番号標に表示されている番号																																																																																			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）																																																																																			
使用者	住所	( ) 局 番																																																																																	
	氏名																																																																																		
通行日時																																																																																			
通行経路	出発地	目的地																																																																																	
備考																																																																																			
第 号		年 月 日																																																																																	
規制除外車両確認証明書																																																																																			
長崎県公安委員会 印																																																																																			
番号標に表示されている番号																																																																																			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）																																																																																			
活動地域																																																																																			
車両の使用者	住所	( ) 局 番																																																																																	
	氏名又は名称																																																																																		
有効期限																																																																																			
備考																																																																																			

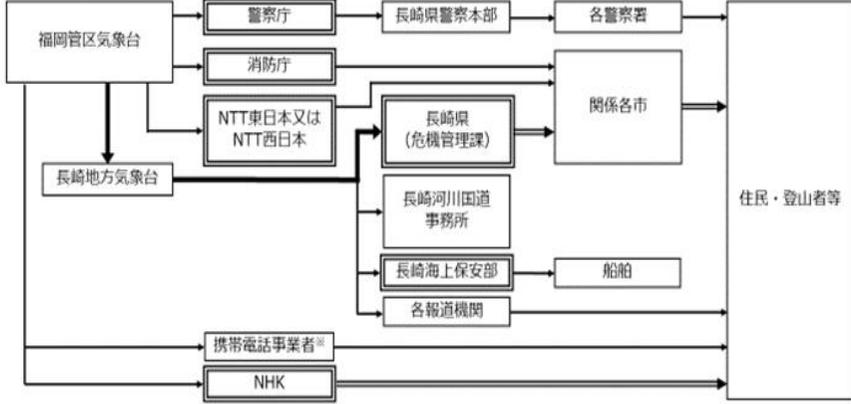
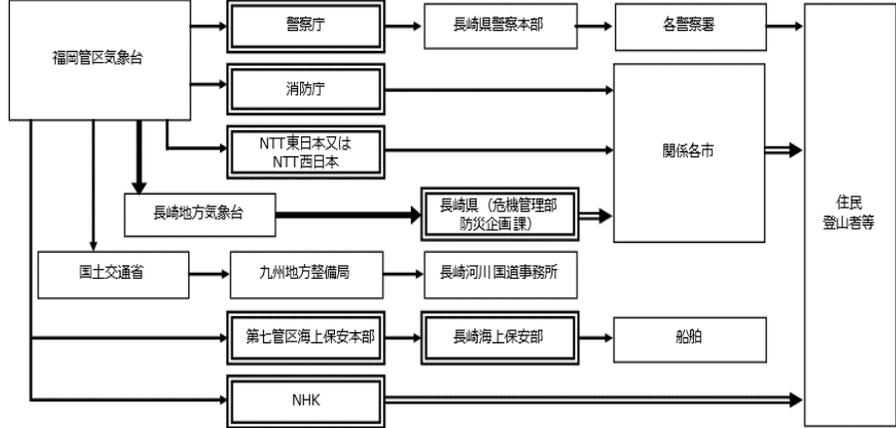
令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）等の一部改正に伴う修正（県福祉保健課）。																			
ページ	現行計画	修正計画(案)																		
323	<p>第14節 文教応急対策計画</p> <p>9 災害救助法による学用品の給与 (略)</p> <p>(4) 費用 (略)</p> <p>イ 文房具及び通学用品</p> <table border="0"> <tr> <td>小学校児童</td> <td>1人当たり</td> <td><u>4,700円</u></td> </tr> <tr> <td>中学校生徒</td> <td>1人当たり</td> <td><u>5,000円</u></td> </tr> <tr> <td>高等学校等生徒</td> <td>1人当たり</td> <td><u>5,500円</u></td> </tr> </table>	小学校児童	1人当たり	<u>4,700円</u>	中学校生徒	1人当たり	<u>5,000円</u>	高等学校等生徒	1人当たり	<u>5,500円</u>	<p>第14節 文教応急対策計画</p> <p>9 災害救助法による学用品の給与 (略)</p> <p>(4) 費用 (略)</p> <p>イ 文房具及び通学用品</p> <table border="0"> <tr> <td>小学校児童</td> <td>1人当たり</td> <td><u>4,800円</u></td> </tr> <tr> <td>中学校生徒</td> <td>1人当たり</td> <td><u>5,100円</u></td> </tr> <tr> <td>高等学校等生徒</td> <td>1人当たり</td> <td><u>5,600円</u></td> </tr> </table>	小学校児童	1人当たり	<u>4,800円</u>	中学校生徒	1人当たり	<u>5,100円</u>	高等学校等生徒	1人当たり	<u>5,600円</u>
小学校児童	1人当たり	<u>4,700円</u>																		
中学校生徒	1人当たり	<u>5,000円</u>																		
高等学校等生徒	1人当たり	<u>5,500円</u>																		
小学校児童	1人当たり	<u>4,800円</u>																		
中学校生徒	1人当たり	<u>5,100円</u>																		
高等学校等生徒	1人当たり	<u>5,600円</u>																		

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	本文の体裁整備のための修正（県水産経営課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
359	<p>第3編 災害応急対策計画 第18章 農林水産物災害応急対策計画 第10節 貝類養殖</p> <p>3 冷害、干害等対策</p> <p>恒常的に異常海況が発生する海域においては、毎年相当量の貝類が異常へい死しているが、かかる海域には漁業権を設定すべきでないが、</p> <p>(1) 冷害、干害等の被害を未然に防止するための避難漁場（避寒、避暑漁場）の設定を積極的に進める。</p> <p>(2) 安全な海域に一時避難させる。</p> <p><u>(3)</u> 被害が生じた場合は、稚貝購入資金のあっせん等を行う。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第18章 農林水産物災害応急対策計画 第10節 貝類養殖</p> <p>3 冷害、干害等対策</p> <p>恒常的に異常海況が発生する海域においては、毎年相当量の貝類が異常へい死しているが、かかる海域には漁業権を設定すべきでないが、</p> <p>(1) 冷害、干害等の被害を未然に防止するための避難漁場（避寒、避暑漁場）の設定を積極的に進める。</p> <p>(2) 安全な海域に一時避難させる。</p> <p><u>(3)</u> 被害が生じた場合は、稚貝購入資金のあっせん等を行う。 ※文字位置を揃える</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	組織改正に伴う修正（長崎地方気象台）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
387	<p style="text-align: center;">長崎地方気象台に関わる噴火予報・警報等の伝達系統図</p>  <p>注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。          注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。          注3) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。          ※緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p>	<p style="text-align: center;">長崎地方気象台に関わる噴火予報・警報等の伝達系統図</p>  <p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先          (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路          (注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画を踏まえた修正（県男女参画・女性活躍推進室）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
406	<p>第5編 災害復旧計画 第1章 災害復旧事業の促進 第3節 都市災害復旧事業計画</p> <p>◎ 都市の復興に関して定める事項 1 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止により快適な都市環境を目指し、計画的に都市の復興を進めるものとする。<u>(追加)</u> 2～4 (略)</p>	<p>第5編 災害復旧計画 第1章 災害復旧事業の促進 第3節 都市災害復旧事業計画</p> <p>◎ 都市の復興に関して定める事項 1 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止により快適な都市環境を目指し、計画的に都市の復興を進めるものとする。<u>その際、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。</u> 2～4 (略)</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	監視・観測機器の更新に伴う修正（長崎河川国道事務所）									
ページ	現行計画					修正計画(案)				
383	第4編 活動火山「雲仙岳」災害対策計画 第2章 各種情報の収集連絡等 第2節 その他の火山関係情報					第4編 活動火山「雲仙岳」災害対策計画 第2章 各種情報の収集連絡等 第2節 その他の火山関係				
391	3 観測体制  (1) 観測機器及び監視装置					3 観測体制  (2) 観測機器及び監視装置				
	令和5年 <u>4</u> 月1日現在					令和5年 <u>10</u> 月1日現在				
	観測機関 (略)	雲仙砂防 管理セン ター	長崎森林 管理署	(略)	計	観測機関 (略)	雲仙砂防 管理セン ター	長崎森林 管理署	(略)	計
	機器・装置					機器・装置				
	地震計	<u>6</u>			<u>23</u>	地震計	<u>-</u>			<u>17</u>
	傾斜計	<u>0</u>	1		<u>4</u>	傾斜計	<u>6</u>	1		<u>10</u>
	遠望監視装置				2	遠望監視装置				2
	熱映像装置				1	熱映像装置				1
	空振計				1	空振計				1
	水温計		1		2	水温計		1		2
	水圧式水位計		<u>1</u>		<u>1</u>	水圧式水位計		<u>-</u>		<u>-</u>
	地下水位計		<u>-</u>		<u>1</u>	地下水位計		<u>1</u>		<u>2</u>
	地震・傾斜・温度計				4	地震・傾斜・温度計				4
	水位計	<u>7</u>			<u>7</u>	水位計	<u>-</u>			<u>-</u>
	雨量計	<u>19</u>	3		<u>26</u>	雨量計	<u>-</u>	3		<u>7</u>
	伸縮計					伸縮計				
	歪計					歪計				
	加速度計					加速度計				

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画				修正計画(案)					
391	レーダー雨量計	(略)	<u>1</u>	(略)	<u>1</u>	レーダー雨量計	(略)	<u>-</u>	(略)	<u>-</u>
	流速計	(略)	<u>7</u>	(略)	<u>7</u>	流速計	(略)	<u>-</u>	(略)	<u>-</u>
	ワイヤーセンサー	(略)	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	ワイヤーセンサー	(略)	<u>2</u>	<u>4</u>	<u>8</u>
	投下型センサー	(略)				投下型センサー	(略)			
	監視カメラ	(略)		<u>-</u>		監視カメラ	(略)	<u>10</u>	<u>2</u>	<u>12</u>
	超高感度カメラ	(略)	<u>2</u>		<u>2</u>	超高感度カメラ	(略)	<u>3</u>		<u>3</u>
	土石流予警報装置	(略)				土石流予警報装置	(略)			
	震動センサー	(略)	<u>9</u>		<u>11</u>	震動センサー	(略)	<u>6</u>		<u>8</u>
	赤外線カメラ	(略)	<u>1</u>		<u>1</u>	赤外線カメラ	(略)			<u>-</u>
	外気温度計	(略)		<u>1</u>	<u>1</u>	外気温度計	(略)		<u>1</u>	<u>1</u>
	湧水量計	(略)				湧水量計	(略)			
	GNSS観測装置	(略)		<u>3</u>	<u>6</u>	GPS観測装置	(略)		<u>4</u>	<u>7</u>
	地温計	(略)		<u>1</u>	<u>1</u>	地温計	(略)		<u>1</u>	<u>1</u>
	計	(略)	<u>51</u>	<u>12</u>	<u>104</u>	計	(略)	<u>27</u>	<u>18</u>	<u>86</u>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画をふまえた修正（県男女参画・女性活躍推進室）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
406	<p>第5編 災害復旧計画 第1章 災害復旧事業の促進 第3節 都市災害復旧事業計画</p> <p>◎ 都市の復興に関して定める事項 1 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止により快適な都市環境を目指し、計画的に都市の復興を進めるものとする。<u>(追加)</u> 2～4 (略)</p>	<p>第5編 災害復旧計画 第1章 災害復旧事業の促進 第3節 都市災害復旧事業計画</p> <p>◎ 都市の復興に関して定める事項 1 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止により快適な都市環境を目指し、計画的に都市の復興を進めるものとする。<u>その際、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。</u> 2～4 (略)</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	金融制度の金利改定等に伴う修正（県水産経営課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
419	<p>第5編 災害復旧計画 第3章 金融その他の資金対策 第1節 農林水産業に関する金融の確保</p> <p>2 農林漁業資金の貸付（株式会社日本政策金融公庫法）（利率は令和4年3月18日現在） （略） （1）農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設の災害復旧資金）（日本政策金融公庫資金） （略） ○貸付条件等     利率 年0.50% （略） （2）農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金） （略）</p>	<p>第5編 災害復旧計画 第3章 金融その他の資金対策 第1節 農林水産業に関する金融の確保</p> <p>2 農林漁業資金の貸付（株式会社日本政策金融公庫法）（利率は令和5年10月1日現在） （略） （1）農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設の災害復旧資金）（日本政策金融公庫資金） （略） ○貸付条件等     利率 年0.45～1.00% （略） （2）農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金） （略）</p>
420	<p>○貸付条件     ア 貸付利率 年0.17～0.45%     イ 貸付限度額 (略)     ウ 償還期限 10年以内（内据置期間3年以内） （略）</p>	<p>○貸付条件     ア 貸付利率 年0.45～0.85%     イ 貸付限度額 (略)     ウ 償還期限 15年以内（内据置期間3年以内） （略）</p>
422	<p>3 その他の災害資金 以上のほか、農地、漁船等の災害に対するものとして次表のものがある。</p>	<p>3 その他の災害資金 以上のほか、農地、漁船等の災害に対するものとして次表のものがある。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)																																																																																						
	<p>(1) 日本政策金融公庫資金 (令和4年3月18日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>利率(年)</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> <th>貸付の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁業基盤整備資金</td> <td>0.17～ 0.50%</td> <td>20年以内</td> <td>うち3年以内</td> <td>事業費の80%</td> </tr> <tr> <td>農林漁業セーフティネット資金</td> <td>0.17～ 0.45%</td> <td>10年以内</td> <td>うち3年以内</td> <td>600万円 (特認枠経費等の12分の6以内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 農協系統資金 (略)</p> <p><b>4 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金</b>                      県単独の制度資金であるこれらの制度資金でも災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるため、下記の条件で融資を行うこととし、対象災害については知事が定める。                      (令和4年3月18日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資金の種類</th> <th colspan="2">貸付限度額</th> <th colspan="3">貸付条件</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>法人</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金</td> <td>1,000万円</td> <td>2,000万円</td> <td>年0.50%</td> <td>10年以内</td> <td>2年以内</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額	(略)					漁業基盤整備資金	0.17～ 0.50%	20年以内	うち3年以内	事業費の80%	農林漁業セーフティネット資金	0.17～ 0.45%	10年以内	うち3年以内	600万円 (特認枠経費等の12分の6以内)	資金の種類	貸付限度額		貸付条件			個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間	(略)						漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金	1,000万円	2,000万円	年0.50%	10年以内	2年以内	<p>(1) 日本政策金融公庫資金 (令和5年10月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>利率(年)</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> <th>貸付の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁業基盤整備資金</td> <td>0.45～ 1.00%</td> <td>20年以内</td> <td>うち3年以内</td> <td>事業費の80%</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 農協系統資金 (略)</p> <p><b>4 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金</b>                      県単独の制度資金であるこれらの制度資金でも災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるため、下記の条件で融資を行うこととし、対象災害については知事が定める。                      (令和5年10月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資金の種類</th> <th colspan="2">貸付限度額</th> <th colspan="3">貸付条件</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>法人</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金</td> <td>1,000万円</td> <td>2,000万円</td> <td>年1.00%</td> <td>10年以内</td> <td>2年以内</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額	(略)					漁業基盤整備資金	0.45～ 1.00%	20年以内	うち3年以内	事業費の80%	(削除)					資金の種類	貸付限度額		貸付条件			個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間	(略)						漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金	1,000万円	2,000万円	年1.00%	10年以内	2年以内
資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額																																																																																				
(略)																																																																																								
漁業基盤整備資金	0.17～ 0.50%	20年以内	うち3年以内	事業費の80%																																																																																				
農林漁業セーフティネット資金	0.17～ 0.45%	10年以内	うち3年以内	600万円 (特認枠経費等の12分の6以内)																																																																																				
資金の種類	貸付限度額		貸付条件																																																																																					
	個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間																																																																																			
(略)																																																																																								
漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金	1,000万円	2,000万円	年0.50%	10年以内	2年以内																																																																																			
資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額																																																																																				
(略)																																																																																								
漁業基盤整備資金	0.45～ 1.00%	20年以内	うち3年以内	事業費の80%																																																																																				
(削除)																																																																																								
資金の種類	貸付限度額		貸付条件																																																																																					
	個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間																																																																																			
(略)																																																																																								
漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金	1,000万円	2,000万円	年1.00%	10年以内	2年以内																																																																																			

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	説明の見直しに伴う修正（長崎労働局）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
426	<p>第5編 災害復旧計画 第4章 被災者の生活確保に関する計画 第1節 被災者に対する職業のあっせんに関する計画</p> <p>1 職業あっせんの対象者 災害のための転職又は一時的に就職を希望し、本人の有している技能、経験、<u>健康</u>その他の状況から就職あっせんが可能な者</p>	<p>第5編 災害復旧計画 第4章 被災者の生活確保に関する計画 第1節 被災者に対する職業のあっせんに関する計画</p> <p>1 職業あっせんの対象者 災害のための転職又は一時的に就職を希望し、本人の有している技能、経験 (<u>削除</u>) その他の状況から就職あっせんが可能な者</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画の見直しに伴う修正（県福祉保健課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
439	<p>第5章 被災者の生活再建等の支援</p> <p>県及び市町体は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、<u>(追加)</u> コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>2 被災者台帳の作成</p> <p>市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする <u>(追加)</u>。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</p>	<p>第5章 被災者の生活再建等の支援</p> <p>県及び市町体は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>2 被災者台帳の作成</p> <p>市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</p>

# 長崎県地域防災計画（震災対策編）

令和5年度（第2回）修正（案）

令和6年2月

長崎県防災会議

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(震災対策編)」修正案(新旧対照)

改正理由 (機関)	熊本地震の被害情報追記(防災企画課)				
ページ	現行計画		修正計画		
6	第1章 総則 第2節 長崎県における地震の想定  (6) 地震津波 (略)		第1章 総則 第2節 長崎県における地震の想定  (6) 地震津波 (略)		
	表一1 長崎県における主な被害地震		表一1 長崎県における主な被害地震		
	西 暦 (和 暦)	地域名	地震規模M	被害中心地	被害の概要
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	2016. 4. 14-16 (平成28. 4. 14-16)	熊本県 熊本地 方	最大7.3 (01時25分)	南島原・島 原・雲仙・ 諫早	<a href="#">住家一部破 損1棟、が け崩れ1箇 所、水道断 水50戸</a>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国交省通知による修正（砂防課）	
ページ	現行計画	修正計画
24	<p><b>第1章 総則</b> <b>第2節 長崎県における地震の想定</b></p> <p>3) 斜面对策の強化 山地が海岸に迫り、斜面に多くの住宅や施設が存在する本県においては、1982年（昭和57年）の長崎大水害の経験も踏まえて、<a href="#">急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等</a>だけでなく、一般斜面の地震防災対策を進めることが課題である。 ハード面の対策として、擁壁、水抜きなどの対策があるが、費用的、時間的、景観上の制約があるので、ソフト面の対策として避難場所、経路の周知や情報の伝達体制整備など、両面から実施していくことが必要である。</p>	<p><b>第1章 総則</b> <b>第2節 長崎県における地震の想定</b></p> <p>3) 斜面对策の強化 山地が海岸に迫り、斜面に多くの住宅や施設が存在する本県においては、1982年（昭和57年）の長崎大水害の経験も踏まえて、<a href="#">土砂災害警戒区域等</a>だけでなく、一般斜面の地震防災対策を進めることが課題である。 ハード面の対策として、擁壁、水抜きなどの対策があるが、費用的、時間的、景観上の制約があるので、ソフト面の対策として避難場所、経路の周知や情報の伝達体制整備など、両面から実施していくことが必要である。</p>
26	<p>6) 防災体制と行動計画 (略)</p> <p>③外部空間における安全確保 <a href="#">急傾斜地崩壊危険箇所等</a>の対策</p>	<p>6) 防災体制と行動計画 (略)</p> <p>③外部空間における安全確保 <a href="#">土砂災害警戒区域等</a>の対策</p>

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(震災対策編)」修正案(新旧対照)

改正理由 (機関)	所掌事務の追記(長崎財務事務所)			
ページ	現行計画		修正計画	
137	<b>第1章 総則</b> <b>第3節 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱</b>  <b>2 処理すべき事務または業務の大綱</b> <b>(3) 指定地方行政機関</b>		<b>第1章 総則</b> <b>第3節 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱</b>  <b>2 処理すべき事務または業務の大綱</b> <b>(3) 指定地方行政機関</b>	
	機関の名称	事務または業務の大綱	機関の名称	事務または業務の大綱
	〔九州管区警察局〕	1 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整 2 広域的な交通規制の指導調整 3 災害時における他管区警察局との連携 4 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整 5 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整 6 災害時における警察通信 7 津波警報の伝達	〔九州管区警察局〕	1 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整 2 広域的な交通規制の指導調整 3 災害時における他管区警察局との連携 4 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整 5 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整 6 災害時における警察通信 7 津波警報の伝達
	〔九州総合通信局〕	1 非常通信体制の整備に関すること。 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 3 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること。 4 災害時における電気通信の確保に関すること。 5 非常通信の統制、監理に関すること。 6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。	〔九州総合通信局〕	1 非常通信体制の整備に関すること。 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 3 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること。 4 災害時における電気通信の確保に関すること。 5 非常通信の統制、監理に関すること。 6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
	〔福岡財務支局長崎財務事務所〕	1 災害時における財政金融の適切な措置並びに、関係機関との連絡調整	〔福岡財務支局長崎財務事務所〕	1 災害時における財政金融の適切な措置並びに、関係機関との連絡調整 2 <a href="#">国有財産の無償貸付等の措置</a>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国交省通知による修正（砂防課）	
ページ	現行計画	修正計画
152	<p>第2章 地震災害予防計画 第5節 防災都市・地域づくり計画</p> <p>5 急傾斜地等対策 (1) 目的 ①地震により、災害の発生が予想される<u>地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所等のうち、土砂災害警戒区域等に指定している地区</u>について防災施設の整備を図る。 また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、整備補強を行う。なお、市町事業について整備促進を図る。</p>	<p>第2章 地震災害予防計画 第5節 防災都市・地域づくり計画</p> <p>5 急傾斜地等対策 (1) 目的 ①地震により、災害の発生が予想される<u>土砂災害警戒区域等</u>について防災施設の整備を図る。 また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、整備補強を行う。なお、市町事業について整備促進を図る。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	脱字の修正のため（スマート県庁推進課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画
161	(2) ーバ等及び付帯設備に関すること	(2) <u>サ</u> ーバ等及び付帯設備に関すること

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	組織改正による所管事務の変更（感染症対策室）	
ページ	現行計画	修正計画
170	<p><b>第13節 医療・保健に係る災害予防対策</b>                      (医療政策課：薬務行政室)</p>	<p>第13節 医療・保健に係る災害予防対策                      (医療政策課：薬務行政室：<a href="#">感染症対策室</a>)</p>
173	<p><b>第14節 応急救助等における防災体制の整備</b>                      (防災企画課：福祉保健課：医療政策課：薬務行政室：農産園芸課：住宅課：農                      林水産省)</p>	<p>第14節 応急救助等における防災体制の整備                      (防災企画課：福祉保健課：医療政策課：薬務行政室：<a href="#">感染症対策室</a>：農産園                      芸課：住宅課：農林水産省)</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	関係課であるため。(観光振興課)	
ページ	現行計画	修正計画
175	<p><b>第2章 第15節 生活福祉に係る災害予防計画</b></p> <p>(国際課：県民生活環境課：福祉保健課：医療政策課：長寿社会課： 障害福祉課：原爆被爆者援護課：こども未来課：こども家庭課)</p>	<p><b>第2章 第15節 生活福祉に係る災害予防計画</b></p> <p>(国際課：県民生活環境課：福祉保健課：医療政策課：長寿社会課： 障害福祉課：原爆被爆者援護課：こども未来課：こども家庭課：<a href="#">観光振興課</a>)</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	(長崎地方気象台) 調整中	
ページ	現行計画	修正計画
196	<p>第3章 地震災害応急対策                      応急 第2節 情報活動</p> <p>(2) 緊急地震速報                      ア 緊急地震速報の発表等                      気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。                      なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</p>	<p>第3章 地震災害応急対策                      応急 第2節 情報活動</p> <p>(2) 緊急地震速報                      ア 緊急地震速報の発表等                      気象庁は、最大震度5弱以上<u>または長周期地震動階級3以上</u>の揺れが予想された場合に、震度4以上<u>または長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。                      また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上<u>若しくは長周期地震動階級1以上</u>等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。                      なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上<u>または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合</u>のものを特別警報に位置付けている。</p>
197	<p>注) <u>緊急地震速報（警報）は、地震（追加）発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析（追加）することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報（追加）である。</u>  <u>このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合（追加）、震源に近い場所では（追加）強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。</u></p> <p>イ（省略）</p> <p>ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動                      緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、<u>（追加）</u>緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある</p>	<p>注) <u>緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。</u>  <u>解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない（削除）。</u></p> <p>イ（省略）</p> <p>ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動                      緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、<u>震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず</u>、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

198	(3) 地震情報の種類、発表基準と内容			(3) 地震情報の種類、発表基準と内容		
	地震情報の種類	発表基準	内容	地震情報の種類	発表基準	内容
	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を <del>約</del> 188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
	震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
	<u>震源・震度に関する情報</u> <u>(注)</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報） <u>を発表した場合</u>	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 <u>震度3以上の地域名と市町村毎の</u> 観測した震度を発表。 <u>(追加)</u> 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村 <u>(追加)</u> 名を発表	<u>震源・震度情報</u>	<del>(削除)</del> ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報） <u>発表時</u>	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 <u>それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・ <u>地点</u> 名を発表
<u>各地の震度に関する情報</u> <u>(注)</u>	<u>震度1以上</u>	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震については、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

			<a href="#">の情報（地震回数に関する情報）</a> で発表。			
	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <a href="#">1km</a> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <a href="#">250m</a> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
	長周期地震動に関する観測情報	<a href="#">震度3以上</a>	<a href="#">高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）</a>	長周期地震動に関する観測情報	<a href="#">震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</a>	<a href="#">地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。</a>
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等（追加） ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等（追加）著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（追加）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を（追加）概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表（追加）  （追加）	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <a href="#">※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を<a href="#">地震発生から概ね30分以内</a>に発表</li> <li>・日本や国外への津波の影響についても記述して発表※</li> </ul> <a href="#">※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</a>
<p><a href="#">（削除）</a></p>						
<p>（注）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している</p>						

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(震災対策編)」修正案(新旧対照)

199

る。  
[気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。](#)

(4) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料(全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報、注意報発表時(遠地地震による発表時除く) ・(担当地域で)震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度(追加)に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。

(4) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料(全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報、注意報発表時(遠地地震による発表時除く) ・(長崎県で)震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

200	地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(長崎県で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある)。	地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(長崎県で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況やに応じて、単独で提供されることもある)。
	地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、長崎県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。	地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、長崎県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
	週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた資料。	週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

(5) 津波警報等の種類とその内容  
(略)

津波警報等の種類と発表される津波の高さ<sup>(注)</sup>等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	

(5) 津波警報等の種類とその内容  
(略)

津波警報等の種類と発表される津波の高さ<sup>(注)</sup>等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(震災対策編)」修正案(新旧対照)

201	大津波 警報	(略)	10m超 (10m<予想 <u>(追加)</u> 高さ)	巨大	<u>(追加)</u> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。(略)		大津波 警報	(略)	10m超 (10m<予想 <u>される</u> 津波の最大波の高さ)	巨大	<u>巨大な津波が襲い</u> 、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。(略)
			10m (5m<予想 <u>(追加)</u> 高さ≤10m)						10m (5m<予想 <u>される</u> 津波の最大波の高さ≤10m)		
			5m (3m<予想 <u>(追加)</u> 高さ≤5m)						5m (3m<予想 <u>される</u> 津波の最大波の高さ≤5m)		
	津波警報	(略)	3m (1m<予想 <u>(追加)</u> 高さ≤3m)	高い	(略)		津波警報	(略)	3m (1m<予想 <u>される</u> 津波の最大波の高さ≤3m)	高い	(略)
	津波注意報	(略)	1m (0.2m≤予想 <u>(追加)</u> 高さ≤1m)	(表記しない)	(略)		津波注意報	(略)	1m (0.2m≤予想 <u>される</u> 津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	(略)
	イ 津波情報 (ア) 津波情報の発表等 (略)		イ 津波情報 (ア) 津波情報の発表等 (略)								

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

津波情報の種類と発表内容		津波情報の種類と発表内容	
情報の種類	発表内容	情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <sup>(注1)</sup>	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>(注2)</sup> や予想される津波の高さ（発表内容は「 <a href="#">津波警報・注意報の種類</a> 」の表に記載）を発表	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <sup>(注1)</sup>	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>(注2)</sup> や予想される津波の高さ（発表内容は「 <a href="#">津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</a> 」の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <sup>(注3)</sup>	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <sup>(注3)</sup>
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <sup>(注4)</sup>	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <sup>(注4)</sup>
202	<p>(イ) 津波情報の留意事項</p> <p>①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <p>・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ（追加）予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p>		<p>(イ) 津波情報の留意事項</p> <p>①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <p>・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p>

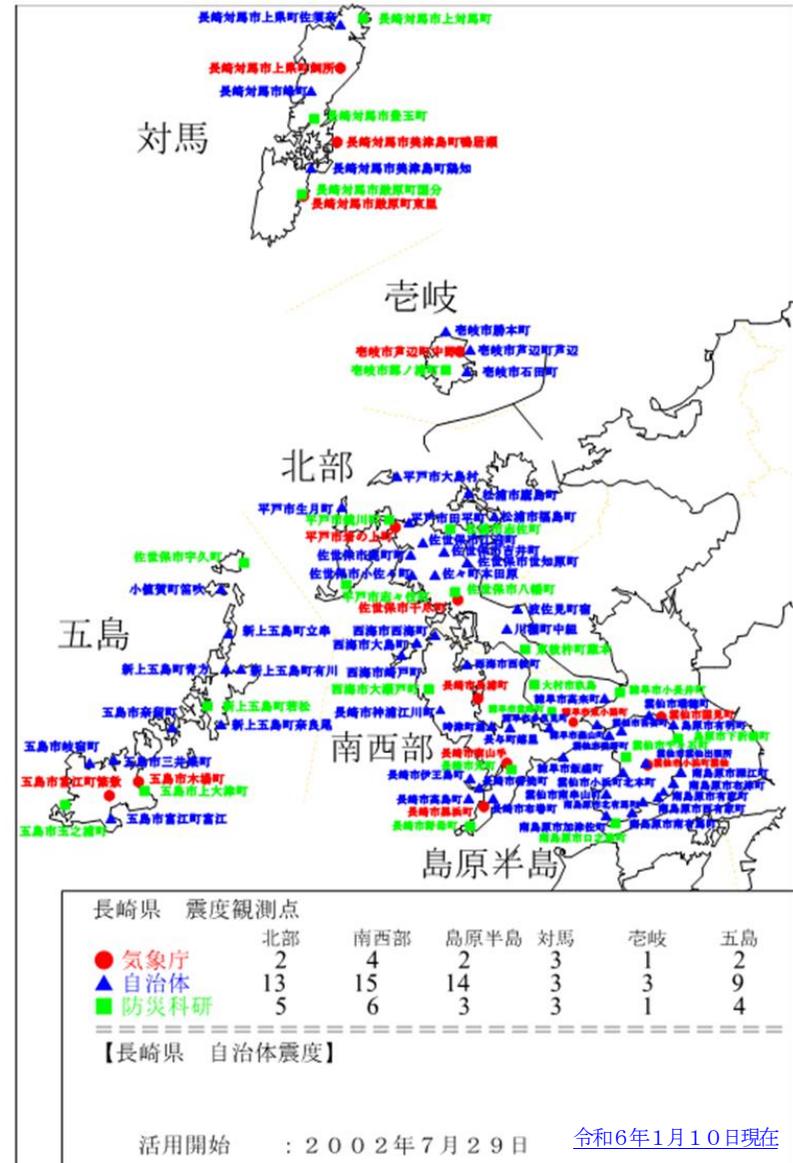
令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(震災対策編)」修正案(新旧対照)

204

気象庁の震度情報で発表される長崎県内の震度観測点



気象庁の震度情報で発表される長崎県内の震度観測点 [\(差し替え\)](#)

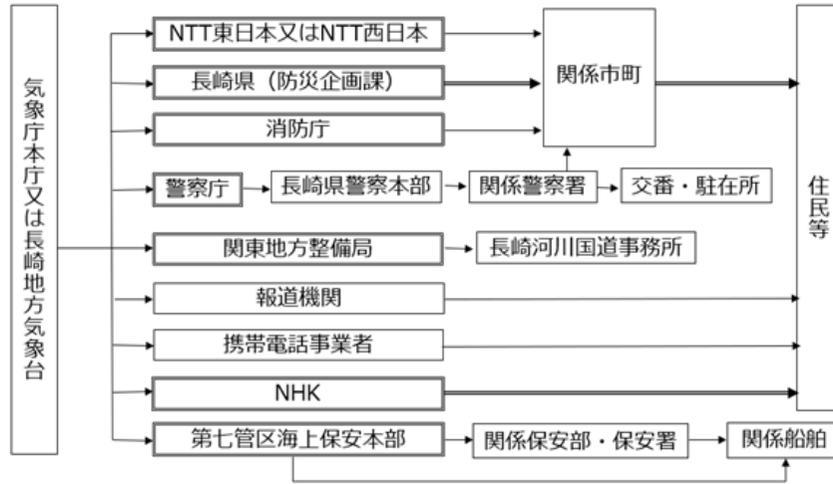


217

津波警報等の伝達系統図

津波警報等の伝達系統図

別紙6



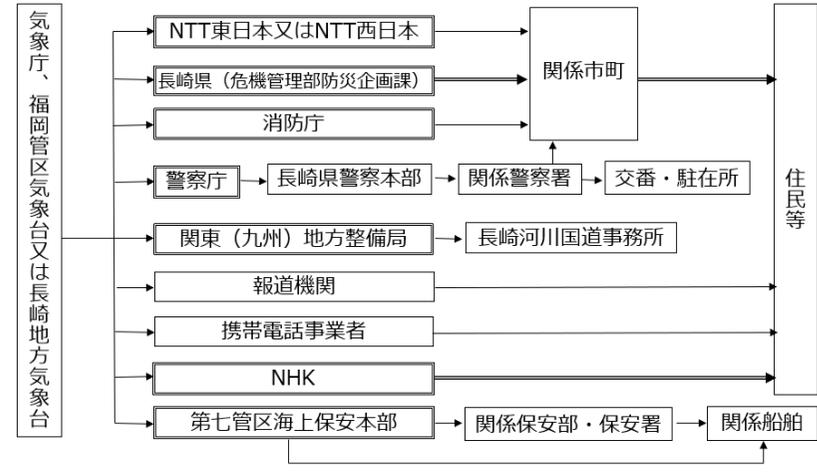
- 注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 注3) 長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表された場合。
- 注4) 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。

津波警報等の伝達系統図

(差し替え)

津波警報等の伝達系統図

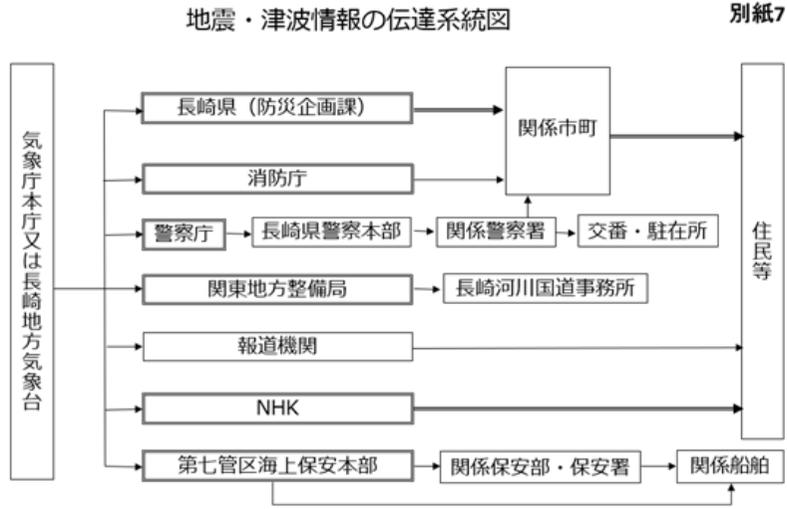
別紙6



- 注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 注3) 長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表された場合。
- 注4) 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。

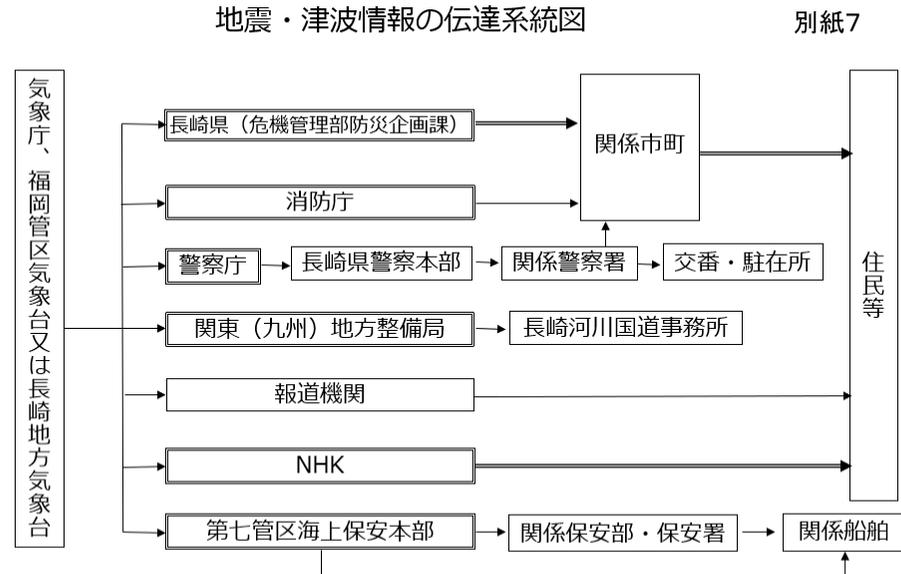
217

地震・津波情報の伝達系統図



注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。  
 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

地震・津波情報の伝達系統図 （差し替え）



注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。  
 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	関係課であるため。(観光振興課)											
ページ	現行計画					修正計画						
228	別表1 災害報告事務の状況一覧(報告者 市町長)					別表1 災害報告事務の状況一覧(報告者 市町長)						
	区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等	区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
	総合被害報告	防災企画課	振興局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本 本法	総合被害報告	防災企画課	振興局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本 本法
	事業別 被害報告	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		医療政策課	保健所	<a href="#">防疫</a>	被害状況報告	<a href="#">※注1</a>	医療政策課	保健所	<a href="#">医療</a>	被害状況報告	<a href="#">(削除)</a>	<a href="#">(削除)</a>
		<a href="#">〃</a>	〃	<a href="#">〃</a>	防疫活動報告書	<a href="#">〃</a>	<a href="#">感染症対策室</a>	〃	<a href="#">防疫</a>	防疫活動報告書	<a href="#">※注1</a>	<a href="#">※注1</a>
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<a href="#">道路維持課</a>	〃	都市施設	都市施設被害報告 (公園・街路・都市 排水施設等)	公共土木国庫 負担法	<a href="#">都市政策課</a>	〃	都市施設	都市施設被害報告 (公園・街路・都市 排水施設等)	公共土木国 庫負担法	公共土木国 庫負担法
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
229	報告時期	報告内容			主管省庁	報告時期	報告内容			主管省庁		
	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)			(略)		
	確定	街路・都市水利・ <a href="#">防潮施設</a> ・公園緑地			国土交通省 <a href="#">都市地域整備局</a>	確定	街路・都市水利・ <a href="#">(削除)</a> ・公園緑地			国土交通省 <a href="#">都市局</a>		
	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)			(略)		

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	組織改正による所管事務の変更(感染症対策室)	
ページ	現行計画	修正計画
254	<p><b>第9節 避難活動</b>                      (防災企画課：観光振興課：福祉保健課：医療政策課：国保・健康増進課：産業政策課：県警察本部)</p>	<p><b>第9節 避難活動</b>                      (防災企画課：観光振興課：福祉保健課：医療政策課：<a href="#">感染症対策室</a>：国保・健康増進課：産業政策課：県警察本部)</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）等の一部改正に伴う修正。（福祉保健課）									
ページ	現行計画				修正計画					
260	<b>第10節 災害救助法の適用</b> 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について 〔災害救助法施工細則（昭和35年6月15日長崎県規則第42号）〕 最終改正 令和4年2月15日施行、令和3年8月1日適用				<b>第10節 災害救助法の適用</b> 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について 災害救助法施工細則（昭和35年6月15日長崎県規則第42号）〕 最終改正 令和4年2月15日施行、令和3年8月1日適用					
	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	応急仮設住宅の供与	(略)	○建設型応急住宅 1 (略) 2 限度額 1戸当たり <a href="#">6,285,000 円以内</a> 3 (略)	(略)	(略)	応急仮設住宅の供与	(略)	○建設型応急住宅 1 (略) 2 限度額 1戸当たり <a href="#">6,775,000 円以内</a> 3 (略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	炊き出しその他による食品の給与	(略)	限度額 1人当たり <a href="#">1,180 円以内</a>	(略)	(略)	炊き出しその他による食品の給与	(略)	限度額 1人当たり <a href="#">1,230 円以内</a>	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

261	救助の種類	対象	費用の限度額					期間	備考	262	救助の種類	対象	費用の限度額					期間	備考																	
	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)		(略)	(略)	(略)					(略)	(略)																	
	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上一人増すごとに加算			被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上一人増すごとに加算																		
																					全壊	夏	<a href="#">円以内 18,700</a>	<a href="#">円以内 24,000</a>	<a href="#">円以内 35,600</a>	<a href="#">円以内 42,500</a>	<a href="#">円以内 53,900</a>	<a href="#">円以内 7,800</a>	全壊	夏	<a href="#">円以内 19,200</a>	<a href="#">円以内 24,600</a>	<a href="#">円以内 36,500</a>	<a href="#">円以内 43,600</a>	<a href="#">円以内 55,200</a>	<a href="#">円以内 8,000</a>
																					全焼	冬	<a href="#">31,000</a>	<a href="#">40,100</a>	<a href="#">55,800</a>	<a href="#">65,300</a>	<a href="#">82,200</a>	<a href="#">11,300</a>	全焼	冬	<a href="#">31,800</a>	<a href="#">41,100</a>	<a href="#">57,200</a>	<a href="#">66,900</a>	<a href="#">84,300</a>	<a href="#">11,600</a>
																					流失		<a href="#">6,100</a>	<a href="#">8,200</a>	<a href="#">12,300</a>	<a href="#">15,000</a>	<a href="#">18,900</a>	<a href="#">2,600</a>	流失		夏	<a href="#">6,300</a>	<a href="#">8,400</a>	<a href="#">12,600</a>	<a href="#">15,400</a>	<a href="#">19,400</a>
																					全壊	夏	<a href="#">9,900</a>	<a href="#">12,900</a>	<a href="#">18,300</a>	<a href="#">21,800</a>	<a href="#">27,400</a>	<a href="#">3,600</a>	全壊	冬	<a href="#">10,100</a>	<a href="#">13,200</a>	<a href="#">18,800</a>	<a href="#">22,300</a>	<a href="#">28,100</a>	<a href="#">3,700</a>
																					全焼	冬	<a href="#">9,900</a>	<a href="#">12,900</a>	<a href="#">18,300</a>	<a href="#">21,800</a>	<a href="#">27,400</a>	<a href="#">3,600</a>	全焼	冬	<a href="#">10,100</a>	<a href="#">13,200</a>	<a href="#">18,800</a>	<a href="#">22,300</a>	<a href="#">28,100</a>	<a href="#">3,700</a>
流失	<a href="#">9,900</a>	<a href="#">12,900</a>	<a href="#">18,300</a>	<a href="#">21,800</a>	<a href="#">27,400</a>	<a href="#">3,600</a>	流失	夏	<a href="#">6,300</a>	<a href="#">8,400</a>	<a href="#">12,600</a>	<a href="#">15,400</a>	<a href="#">19,400</a>	<a href="#">2,700</a>																						
(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)																		
(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)																		
(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)																		
262	被災した住宅の応急修理	(略)	限度額 1世帯当たり次に掲げる額以内 ア イに掲げる世帯以外の世帯 <a href="#">655,000 円</a> イ 半壊又は半焼に準ずる程度の 損傷により被害を受けた世帯 <a href="#">318,000 円</a>					(略)	(略)	被災した住宅の応急修理	(略)	限度額 1世帯当たり次に掲げる額以内 ア イに掲げる世帯以外の世帯 <a href="#">706,000 円</a> イ 半壊又は半焼に準ずる程度の 損傷により被害を受けた世帯 <a href="#">343,000 円</a>					(略)	(略)																		

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

262	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	学用品の給与	(略)	(略) 2 文房具及び通学用品 (ア) 小学校児童 1人当たり <a href="#">4,700円以内</a> (イ) 中学校生徒 1人当たり <a href="#">5,000円以内</a> (ウ) 高等学校生徒 1人当たり <a href="#">5,500円以内</a>	(略)	(略)	学用品の給与	(略)	(略) 2 文房具及び通学用品 (ア) 小学校児童 1人当たり <a href="#">4,800円以内</a> (イ) 中学校生徒 1人当たり <a href="#">5,100円以内</a> (ウ) 高等学校生徒 1人当たり <a href="#">5,600円以内</a>	(略)	(略)
	埋 葬	(略)	限度額 1体当たり (ア) 大人(12歳以上) <a href="#">213,300円以内</a> (イ) 小人(12歳未満) <a href="#">170,900円以内</a>	(略)	(略)	埋 葬	(略)	限度額 1体当たり (ア) 大人(12歳以上) <a href="#">219,100円以内</a> (イ) 小人(12歳未満) <a href="#">175,200円以内</a>	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	障害物の除去	(略)	1世帯当たりの平均額 <a href="#">138,300円以内</a>	(略)	(略)	障害物の除去	(略)	1世帯当たりの平均額 <a href="#">138,700円以内</a>	(略)	(略)

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	簡易な語句の修正（生活安全企画課）	
ページ	現行計画	修正計画
264	<p>第3章 第11節 2 県警察 (1) 被災地等におけるパトロール活動 ① 無人店舗、家屋等の防犯対策 県警察は、被災後の住宅街、商店街等における各種犯罪を防止するため、無人店舗、家屋等のパトロールを<u>推進し</u>、防犯対策を徹底する。</p>	<p>第3章 第11節 2 県警察 (1) 被災地等におけるパトロール活動 ① 無人店舗、家屋等の防犯対策 県警察は、被災後の住宅街、商店街等における各種犯罪を防止するため、無人店舗、家屋等のパトロールを<u>推進するなど</u>防犯対策を徹底する。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画修正に伴う修正（福祉保健課） 組織改正による所管事務の変更（感染症対策室）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画
274	<p><b>第3章 地震災害応急対策</b>  <b>第13節 医療・保健に係る対策</b>  <b>2 県における保健医療福祉活動の総合調整の実施</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整として、災害派遣医療チーム（DMAT*1）・災害派遣精神医療チーム（DPAT*2）や保健師等の保健医療活動従事者の派遣調整、保健医療福祉活動の連携や情報の整理及び分析を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保健医療福祉調整班に統括DHEAT（*3）、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター（*4）を配置し、助言及び支援を受けて保健医療活動の総合調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>*3統括DHEATとは      専門的な研修・訓練を受けた者（公衆衛生医師等）で、保健医療福祉調整班の機能強化ならびに被災地保健所との連携強化を行う。</p>	<p><b>第3章 地震災害応急対策</b>  <b>第13節 医療・保健に係る対策</b>  <b>2 県における保健医療福祉活動の総合調整の実施</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整として、災害派遣医療チーム（DMAT*1）・災害派遣精神医療チーム（DPAT*2）や保健師等の保健医療福祉活動従事者の派遣調整、保健医療福祉活動の連携や情報の整理及び分析を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保健医療福祉調整班に統括DHEAT（*3）、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター（*4）を配置し、助言及び支援を受けて保健医療福祉活動の総合調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>*3統括DHEATとは      専門的な研修・訓練を受けた者（公衆衛生医師等）で、保健医療福祉調整班の機能強化ならびに被災地域保健所との連携強化を行う。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

<p>275</p>	<p><b>3 被災地における指揮調整機能の維持</b></p> <p>(略)</p> <p>*5 DHEATとは          専門的研修・訓練を受けた都道府県等の医師、保健師等により構成するチームで、災害が発生した際に、被災都道府県及び被災地域保健所が行う<a href="#">保健医療行政</a>の指揮調整機能を支援する。</p> <p>(2) <b>健康危機管理支援チーム（DHEAT）の活動</b>          被災地域に派遣される健康危機管理支援チーム（DHEAT）は、災害時<a href="#">保健医療対策</a>に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、<a href="#">県</a>及び<a href="#">被災地地域保健所</a>を支援する。</p>	<p><b>3 被災地における指揮調整機能の維持</b></p> <p>(略)</p> <p>*5 DHEATとは          専門的研修・訓練を受けた都道府県等の医師、保健師等により構成するチームで、災害が発生した際に、被災都道府県及び被災地域保健所が行う<a href="#">保健医療福祉行政</a>の指揮調整機能を支援する。</p> <p>(2) <b>健康危機管理支援チーム（DHEAT）の活動</b>          被災地域に派遣される健康危機管理支援チーム（DHEAT）は、災害時<a href="#">保健医療福祉対策</a>に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、<a href="#">県保健医療福祉調整班</a>及び<a href="#">被災地域保健所</a>を支援する。</p>
------------	---	---

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	制度改正による修正（長崎運輸支局） 正しい記載に修正（長崎労働局）	
ページ	現行計画	修正計画
291	<p><b>第4章 地震災害復旧計画</b>  <b>第1節 被災者の生活確保</b>            1 職業安定に関する計画            (1) 職業斡旋計画            地震により、離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、長崎労働局及び公共職業安定所 <u>(追加)</u> は、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じて次措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行う。</p> <p>(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置            ① 証明書による失業の認定            被災地域を管轄する公共職業安定所長 <u>(追加)</u> は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。            ② 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給            被災地域を管轄する公共職業安定所長 <u>(追加)</u> は、地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助 <u>(追加)</u> に関する法律第25条に定める <u>(追加)</u> 措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。</p>	<p><b>第4章 地震災害復旧計画</b>  <b>第1節 被災者の生活確保</b>            1 職業安定に関する計画            (1) 職業斡旋計画            地震により、離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、長崎労働局及び公共職業安定所 <u>(船員は長崎運輸支局)</u> は、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じて次措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行う。</p> <p>(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置            ① 証明書による失業の認定            被災地域を管轄する公共職業安定所長 <u>(船員は長崎運輸支局)</u> は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。            ② 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給            被災地域を管轄する公共職業安定所長 <u>(船員は長崎運輸支局)</u> は、地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める <u>特例</u> 措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。</p>
292	<p>3 社会保険に係る計画            (3) 国の業務            ① 船員保険関係  <u>船舶所有者の事業所等が被災したことにより、休業し、報酬を受けることができない被保険者について、失業保険金の支給の特例等の立法措置を行われる場合には関係機関との連絡調整を図りながら、法律の運用方針に沿って実施する。</u></p>	<p>3 社会保険に係る計画            (3) 国の業務  <u>(削除)</u></p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

# 長崎県地域防災計画（資料編）

令和5年度（第2回）修正（案）

令和6年2月

長崎県防災会議

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	時点更新 (防災企画課)							
ページ	現行計画				修正計画			
5	<b>③ 長崎県防災会議委員名簿</b> 長崎県防災会議委員名簿 (68名) <u>(令和5年4月1日現在)</u>				<b>③ 長崎県防災会議委員名簿</b> 長崎県防災会議委員名簿 (68名) <u>(令和6年2月19日現在)</u>			
	機 関 名	職 名	機 関 名	職 名	機 関 名	職 名	機 関 名	職 名
	(略)				(略)			
	指定公共機関又は指定地方公共機関 (災害対策基本法第15条第5項7号委員) 26名				指定公共機関又は指定地方公共機関 (災害対策基本法第15条第5項7号委員) 26名			
	日本銀行長崎支店	支 店 長	(一社)長崎県LP ガス協会	会 長	日本銀行長崎支店	支 店 長	(一社)長崎県LP ガス協会	会 長
	日本赤十字社長崎県 支部	事 務 局 長	(一社)長崎県バス 協会	会 長	日本赤十字社長崎県 支部	事 務 局 長	(一社)長崎県バス 協会	会 長
	日本放送協会長崎放 送局	局 長	(公社)長崎県トラ ック協会	会 長	日本放送協会長崎放 送局	局 長	(公社)長崎県トラ ック協会	会 長
	西日本高速道路株九 州支社 長崎高速道路事務所	所 長	島原鉄道株	代 表 取 締 役	西日本高速道路株九 州支社 長崎高速道路事務所	所 長	島原鉄道株	代 表 取 締 役
	九州旅客鉄道株長崎 支社	執行役員長崎支社長	松浦鉄道株	<u>代 表 取 締 役 社 長</u>	九州旅客鉄道株長崎 支社	執行役員長崎支社長	松浦鉄道株	<u>代 表 取 締 役</u>
	西日本電信電話株長 崎支店	支 店 長	九州旅客船協会連 合会	副 会 長	西日本電信電話株長 崎支店	支 店 長	九州旅客船協会連 合会	副 会 長
	日本郵便株長崎中央 郵便局	局 長	長崎放送株	取締役報道メディア局長	日本郵便株長崎中央 郵便局	局 長	長崎放送株	取締役報道メディア局長
	西部ガス株供給本部	長 崎 供 給 部 長	株テレビ長崎	<u>報 道 制 作 局 長</u>	西部ガス株供給本部	長 崎 供 給 部 長	株テレビ長崎	<u>報 道 部 長</u>
	日本通運株長崎支店	支 店 長	株長崎文化放送株	<u>報 道 局 長</u>	日本通運株長崎支店	支 店 長	株長崎文化放送株	<u>報 道 制 作 局 長</u>
	九州電力株	執行役員長崎支店長	株長崎国際テレビ	<u>常務取締役報道制作局長</u>	九州電力株	執行役員長崎支店長	株長崎国際テレビ	<u>取 締 役 報 道 制 作 局 長</u>
	(一社)長崎県医師会	常 任 理 事	株エフエム長崎	放 送 部 長	(一社)長崎県医師会	常 任 理 事	株エフエム長崎	放 送 部 長
	(一社)長崎県歯科医 師会	専 務 理 事	株長崎新聞社	編 集 局 長	(一社)長崎県歯科医 師会	専 務 理 事	株長崎新聞社	編 集 局 長
	(公社)長崎県看護協 会	専 務 理 事	(一社)長崎県建設 業協会	会 長	(公社)長崎県看護協 会	専 務 理 事	(一社)長崎県建設 業協会	会 長

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

自主防災組織及び学識経験者（災害対策基本法第15条第5項8号委員） 9名				自主防災組織及び学識経験者（災害対策基本法第15条第5項8号委員） 9名					
長崎県女性防火防災クラブ 連絡協議会	会	長	(公社)長崎県栄養 士会	<u>副 会 長</u>	長崎県女性防火防災クラブ 連絡協議会	会	長	(公社)長崎県栄養 士会	<u>会 長</u>
長崎県地域婦人団体 連絡協議会	会	長	(一社)長崎県助産 師会	災 害 対 策 担 当 理 事	長崎県地域婦人団体 連絡協議会	会	長	(一社)長崎県助産 師会	災 害 対 策 担 当 理 事
長崎大学	名 誉 教 授		( <u>特</u> )日本防災士会 長崎県支部	支 部 長	長崎大学	名 誉 教 授		( <u>特非</u> )日本防災士 会長崎県支部	支 部 長
(福)長崎県社会福祉 協議会	事 務 局 長		長崎県病院企業団	<u>看 護 指 導 監</u>	(福)長崎県社会福祉 協議会	事 務 局 長		長崎県病院企業団	<u>看 護 管 理 監</u>
(一社)長崎県薬剤師 会	会	長			(一社)長崎県薬剤師 会	会	長		

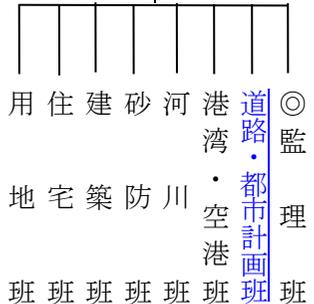
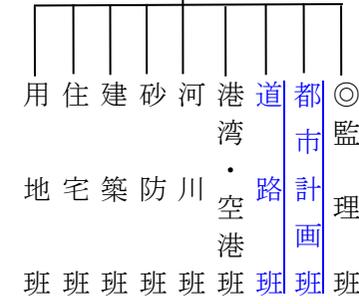
令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	「災害対策本部、災害警戒本部体制」の見直し（防災企画課）													
ページ	現行計画					修正計画								
1 1	<p>1 防災組織 (2) 災害対策本部 ③ 長崎県災害対策本部事務処理要領 (略) 6 配備要員の招集 (略) 災害対策本部、災害警戒本部体制</p>					<p>1 防災組織 (2) 災害対策本部 ③ 長崎県災害対策本部事務処理要領 (略) 6 配備要員の招集 (略) 災害対策本部、災害警戒本部体制</p>								
	設置本部	配備区分	配備基準			配備内容	指定職員等	設置本部	配備区分	配備基準			配備内容	指定職員等
			風水害	地震・津波	噴火					風水害	地震・津波	噴火		
	長崎県災害警戒本部	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生の恐れのある各種気象情報の発表時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度4発生・津波注意報発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報（火口周辺）レベル3（入山規制）発表</li> <li>・噴火警報（火口周辺）レベル2（火口周辺規制）発表時で、本部長が必要と認めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災企画課、基地対策・国民保護課、消防保安室の指定された職員</li> <li>・防災関係課で指定された職員</li> <li>・各部情報員</li> </ul>		長崎県災害警戒本部	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生の恐れのある各種気象情報の発表時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報（火口周辺）レベル2（火口周辺規制）発表時で、本部長が必要と認めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度4発生・津波注意報発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報（火口周辺）レベル3（入山規制）発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理部の指定された職員（別途通知）</li> <li>・防災関係課で指定された職員</li> <li>・危機管理部の指定された全職員</li> <li>・防災関係課で指定された職員</li> <li>・各部情報員</li> </ul>
	長崎県災害対	第1配備	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報（居住地域）レベル4（避難準備）発表</li> <li>・噴火警報（火口周辺）レベル3（入山規制）発表時で、本部</li> </ul>	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災企画課、基地対策・国民保護課、消防保安室の指定された職員</li> <li>・各部署等で指定された職員</li> <li>・各部連絡員</li> </ul>	長崎県災害対	第1配備	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報（居住地域）レベル4（高齢者等避難）発表</li> <li>・噴火警報（火口周辺）レベル3（入山規制）発表時で、本部</li> </ul>	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理部の指定された全職員</li> <li>・各部署等で指定された職員</li> <li>・各部連絡員及び情報員</li> </ul>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

策本部							策本部						
				長が必要と認めるとき		及び情報員					長が必要と認めるとき		
策本部	第2配備	(略)	(略)	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">防災企画課、基地対策・国民保護課、消防保安室の全職員</a></li> <li>・各部局等で指定された職員</li> <li>・各部連絡員及び情報員</li> </ul>	策本部	第2配備	(略)	(略)	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">危機管理部の全職員</a></li> <li>・各部局等で指定された職員</li> <li>・各部連絡員及び情報員</li> </ul>
		(略)							(略)				
(略)							(略)						

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	時点更新 (防災企画課)	
ページ	現行計画	修正計画
14 ～18	<p>1 防災組織 (2) 災害対策本部 ③ 長崎県災害対策本部組織図</p> <p style="text-align: center;">土 木 部</p> 	<p>1 防災組織 (2) 災害対策本部 ③ 長崎県災害対策本部組織図</p> <p style="text-align: center;">土 木 部</p> 

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

1 防災組織  
 (2) 災害対策本部  
 ⑤ 災害対策本部組織及び事務分掌  
 (長崎県災害対策本部規程 別表第1)

部名	部長・ 副部長 担当職	班名	班長担当職	事務分掌
(略)				
土木部	(部長) 土木部長	監理班	(略)	
		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
	(副部長) 土木部技監 土木部次長 <u>(追加)</u>	<u>道路・都市 計画班</u>	<u>都市政策 課長</u> 道路建設 課長 道路維持 課長	<u>1 屋外広告物、連続立体交差 事業の災害対策に関するこ と。</u> <u>2 災害時における道路及び 橋梁の使用及び災害対策に関 すること。</u>
		港湾・ 空港班	(略)	
		河川班	(略)	
	砂防班	(略)		
	建築班	建築課長 営繕課長	建築物及び宅地の <u>災害対策</u> に 関すること。	
	住宅班	(略)		
	用地班	(略)		
	(略)			

1 防災組織  
 (2) 災害対策本部  
 ⑤ 災害対策本部組織及び事務分掌  
 (長崎県災害対策本部規程 別表第1)

部名	部長・ 副部長 担当職	班名	班長担当職	事務分掌
(略)				
土木部	(部長) 土木部長	監理班	(略)	
		<u>都市計画班</u>	<u>都市政策 課長</u>	<u>1 連続立体交差事業や土地区 画整理事業等の災害対策に関 すること。</u> <u>2 都市公園その他都市施設の 災害対策に関すること。</u> <u>3 市街地での堆積土砂による 災害対策に関すること。</u>
	(副部長) 土木部技監 土木部次長 <u>土木部参事監</u>	<u>道路班</u>	<u>(削除)</u> 道路建設 課長 道路維持 課長	<u>災害時における道路及び橋梁 の使用及び災害対策に関する こと。</u>
		港湾・ 空港班	(略)	
		河川班	(略)	
	砂防班	(略)		
	建築班	建築課長 営繕課長	建築物及び宅地の <u>災害防止</u> に 関すること。	
	住宅班	(略)		
	用地班	(略)		
	(略)			

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	災害警戒本部の構成について、気象警報の発表等時の構成及び地震、津波注意報等の構成に分けて記載 情報員に関する記載を追加、「災害警戒本部での警戒体制」から「初動対応」を切り離して明示（防災企画課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画
21、22	<p>1 防災組織 (3) 災害警戒本部 (県防災企画課)</p> <p>長崎県災害警戒本部設置要領</p> <p>1 目 的 災害発生のおそれがある各種の<a href="#">気象警報の発表</a>、長雨時に発表される大雨注意報などにより、各種災害の発生が予測される時及び震度4の地震が発生または津波注意報が発表されたときは、「長崎県災害警戒本部」（以下、「災害警戒本部」という。）を設置し、関係機関及び民間の協力を得て、災害対策にあたるものとする。</p> <p>2 災害警戒本部の構成</p> <p>(1) <a href="#">災害警戒本部の構成は、次のとおりとする。</a></p> <p><a href="#">本部長</a> 危機管理対策監 <a href="#">副本部長</a> 防災企画課長、河川課長 <a href="#">本部員</a> 防災企画課、基地対策・国民保護課、消防保安室、管財課、福祉保健課、農政課、河川課、道絡維持課の各課員</p>	<p>1 防災組織 (3) 災害警戒本部 (県防災企画課)</p> <p>長崎県災害警戒本部設置要領</p> <p>1 目 的 災害発生のおそれがある各種の<a href="#">気象警報及び噴火警報の発表</a>、長雨時に発表される大雨注意報などにより、各種災害の発生が予測される時及び震度4の地震が発生または津波注意報が発表されたときは、「長崎県災害警戒本部」（以下、「災害警戒本部」という。）を設置し、関係機関及び民間の協力を得て、災害対策にあたるものとする。</p> <p>2 災害警戒本部の構成</p> <p><a href="#">災害警戒本部の構成は、次のとおりとする。</a></p> <p>(1) <a href="#">災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報、噴火警報レベル2（本部長が必要と認めるとき）などにより各種災害の発生が予測される時</a></p> <p><a href="#">ア 本部長</a> 危機管理対策監 <a href="#">イ 副本部長</a> 防災企画課長、河川課長 <a href="#">ウ 本部員</a> 防災企画課、基地対策・国民保護課、消防保安室、管財課、福祉保健課、農政課、河川課、道絡維持課の各課員</p> <p>(2) <a href="#">震度4の地震が発生、津波注意報及び噴火警報レベル3が発表されたとき</a></p> <p><a href="#">ア 本部長</a> 危機管理対策監 <a href="#">イ 副本部長</a> 防災企画課長、河川課長 <a href="#">ウ 本部員</a> 防災企画課、基地対策・国民保護課、消防保安室、管</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

	<p><u>(2)</u> 振興局で構成する「災害警戒地方本部」においては、管内地域が対象となる場合には本庁の「災害警戒本部」と同時または気象警報等の発表と同時に「災害警戒地方本部」を設置するものとする。</p> <p>3 災害警戒本部での警戒体制</p> <p>(1) 原則として、本部員は各課2名以上とし常時当該課において警戒任務にあたるものとする。ただし、管財課員にあっては、状況により電気及び有線電話要員を配置するものとする。</p> <p>(2) 本部員は、あらかじめ各課長が勤務要員を定めておくものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(3)</u> 本部長は、勤務時間中に気象警報の発表等、災害の発生が予見される場合には、その都度、庁内放送により、災害対策の速やかな初動体制の立ち上げに寄与するために職員に情報を提供するものとする。</p> <p><u>(4)</u> 本部長は、災害警戒本部を設置したときは、勤務時間中にある場合は庁内放送をもって連絡し、勤務時間外にある場合は、本部員である課長に連絡するとともに課長の指示によりあらかじめ指名された本部員は速やかに本部勤務に服するものとする。</p> <p><u>(5)</u> 本部長は災害警戒本部を設置したときは、ただちに警察本部、自衛隊長崎地方協力本部、陸上自衛隊第16普通科連隊、海上自衛隊佐世保地方総監部、長崎海上保安部、日本赤十字社長崎県支部及び長崎地方気象台に連絡し、協力体制を確立するものとする。</p> <p><u>(6)</u> <u>副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その事務を代行する。</u></p>	<p><u>財課、福祉保健課、農政課、河川課、道絡維持課の各課員</u></p> <p><u>エ 情報員 各部情報員（長崎県災害対策本部規程第7条関係）</u></p> <p><u>(3)</u> 振興局で構成する「災害警戒地方本部」においては、管内地域が対象となる場合には本庁の「災害警戒本部」と同時または気象警報等の発表と同時に「災害警戒地方本部」を設置するものとする。</p> <p>3 災害警戒本部での警戒体制</p> <p>(1) 原則として、本部員は各課2名以上とし常時当該課において警戒任務にあたるものとする。ただし、管財課員にあっては、状況により電気及び有線電話要員を配置するものとする。</p> <p>(2) 本部員は、あらかじめ各課長が勤務要員を定めておくものとする。</p> <p><u>(3)</u> <u>各部情報員のうち1名を危機管理部の「災害警戒本部（防災室）」に常駐するものとする。なお、「災害警戒本部」が継続している場合でも、状況により常駐を解く場合がある。その時は各所管部の業務に従事するものとする。</u></p> <p><u>4 初動対応</u></p> <p><u>(1)</u> 本部長は、勤務時間中に気象警報の発表等、災害の発生が予見される場合には、その都度、庁内放送により、災害対策の速やかな初動体制の立ち上げに寄与するために職員に情報を提供するものとする。</p> <p><u>(2)</u> 本部長は、災害警戒本部を設置したときは、勤務時間中にある場合は庁内放送をもって連絡し、勤務時間外にある場合は、本部員である課長に連絡するとともに課長の指示によりあらかじめ指名された本部員は速やかに本部勤務に服するものとする。</p> <p><u>(3)</u> 本部長は災害警戒本部を設置したときは、ただちに警察本部、自衛隊長崎地方協力本部、陸上自衛隊第16普通科連隊、海上自衛隊佐世保地方総監部、長崎海上保安部、日本赤十字社長崎県支部及び長崎地方気象台に連絡し、協力体制を確立するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>
--	---	--

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(資料編)」修正案(新旧対照)

<p><u>(7)</u> 災害警戒本部の総括的な連絡調整は、防災企画課において行うものとする。</p> <p>各本部員の所属課並びにその他の各部課で災害対策本部の「被害報告処理系統図」に準じて収集、把握した災害に関する情報は、各部課の所定の様式等により、速やかに防災企画課に報告するものとする。</p> <p>また、災害警戒本部解散後、被害の状況、被害の種別、被害額等が判明または変動した場合には防災企画課へ報告を行うものとする。</p> <p>なお、被害を被った県民の民生の安定のため、各部課で実施しようとする各種の対策については、その内容を防災企画課に報告するとともに、必要に応じ、その施策の内容を秘書課を通じて知事及び副知事等に報告するものとする。</p> <p><u>(8)</u> 本部長は、気象警報発表中、及び解除後においても被害情報等を取りまとめた場合は、臨時報を随時作成し、庁内各部主管課(出納局・教育庁を含む)、各災害警戒地方本部並びに各報道機関に提供するとともに、必要に応じ、秘書課を通じて知事及び副知事等に報告するものとする。</p> <p><u>4</u> 広報及び情報の収集、伝達 (略)</p> <p><u>5</u> 災害警戒本部の解散又は災害対策本部への切替の時期 (略)</p> <p>附則</p> <table border="0"> <tr> <td>平成11年9月17日改正</td> <td>平成18年4月1日改正</td> </tr> <tr> <td>平成12年4月1日改正</td> <td>平成19年4月1日改正</td> </tr> <tr> <td>平成13年4月1日改正</td> <td>平成21年4月1日改正</td> </tr> <tr> <td>平成15年4月1日改正</td> <td>平成22年4月1日改正</td> </tr> <tr> <td>平成16年4月1日改正</td> <td>平成23年4月1日改正</td> </tr> <tr> <td>令和5年4月1日改正</td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </table>	平成11年9月17日改正	平成18年4月1日改正	平成12年4月1日改正	平成19年4月1日改正	平成13年4月1日改正	平成21年4月1日改正	平成15年4月1日改正	平成22年4月1日改正	平成16年4月1日改正	平成23年4月1日改正	令和5年4月1日改正	<u>(追加)</u>	<p><u>(4)</u> 災害警戒本部の総括的な連絡調整は、防災企画課において行うものとする。</p> <p>各本部員の所属課並びにその他の各部課で災害対策本部の「被害報告処理系統図」に準じて収集、把握した災害に関する情報は、各部課の所定の様式等により、速やかに防災企画課に報告するものとする。</p> <p>また、災害警戒本部解散後、被害の状況、被害の種別、被害額等が判明または変動した場合には防災企画課へ報告を行うものとする。</p> <p>なお、被害を被った県民の民生の安定のため、各部課で実施しようとする各種の対策については、その内容を防災企画課に報告するとともに、必要に応じ、その施策の内容を秘書課を通じて知事及び副知事等に報告するものとする。</p> <p><u>(5)</u> 本部長は、気象警報発表中、及び解除後においても被害情報等を取りまとめた場合は、臨時報を随時作成し、庁内各部主管課(出納局・教育庁を含む)、各災害警戒地方本部並びに各報道機関に提供するとともに、必要に応じ、秘書課を通じて知事及び副知事等に報告するものとする。</p> <p><u>5</u> 広報及び情報の収集、伝達 (略)</p> <p><u>6</u> 災害警戒本部の解散又は災害対策本部への切替の時期 (略)</p> <p>附則</p> <table border="0"> <tr> <td>平成11年9月17日改正</td> <td>平成19年4月1日改正</td> </tr> <tr> <td>平成12年4月1日改正</td> <td>平成21年4月1日改正</td> </tr> <tr> <td>平成13年4月1日改正</td> <td>平成22年4月1日改正</td> </tr> <tr> <td>平成15年4月1日改正</td> <td>平成23年4月1日改正</td> </tr> <tr> <td>平成16年4月1日改正</td> <td>令和5年4月1日改正</td> </tr> <tr> <td>平成18年4月1日改正</td> <td><u>令和6年2月1日改正</u></td> </tr> </table>	平成11年9月17日改正	平成19年4月1日改正	平成12年4月1日改正	平成21年4月1日改正	平成13年4月1日改正	平成22年4月1日改正	平成15年4月1日改正	平成23年4月1日改正	平成16年4月1日改正	令和5年4月1日改正	平成18年4月1日改正	<u>令和6年2月1日改正</u>
平成11年9月17日改正	平成18年4月1日改正																								
平成12年4月1日改正	平成19年4月1日改正																								
平成13年4月1日改正	平成21年4月1日改正																								
平成15年4月1日改正	平成22年4月1日改正																								
平成16年4月1日改正	平成23年4月1日改正																								
令和5年4月1日改正	<u>(追加)</u>																								
平成11年9月17日改正	平成19年4月1日改正																								
平成12年4月1日改正	平成21年4月1日改正																								
平成13年4月1日改正	平成22年4月1日改正																								
平成15年4月1日改正	平成23年4月1日改正																								
平成16年4月1日改正	令和5年4月1日改正																								
平成18年4月1日改正	<u>令和6年2月1日改正</u>																								

令和5年度(第2回)「長崎県地域防災計画(資料編)」修正案(新旧対照)

改正理由 (機関)	日本DMAT活動要領改正を受けて、変更協定または再協定を行ったことに伴う協定書の差替え(医療政策課)	
ページ	現行計画	修正計画
163～ 172	<p><b>3 各種協定等</b>  <b>(18) 長崎DMATの派遣に関する協定</b>  (県医療政策課：長崎大学病院：長崎みなとメディカルセンター：  長崎原爆病院：済生会長崎病院：佐世保市総合医療センター：  長崎労災病院：北松中央病院：長崎医療センター：諫早総合病院：  島原病院：五島中央病院：上五島病院：壱岐病院：対馬病院)</p> <p><u>長崎県知事 中村 法道(以下「甲」という。)</u>と、<u>独立行政法人国立病院機構 長崎川棚医療センター 院長 宮下 光世(以下「乙」という。)</u>とは、<u>地震などの自然災害や大規模な交通事故等の災害発生時における災害派遣医療チーム(以下「長崎DMAT」という。)</u>の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。</p> <p><u>(目的)</u>  第1条 この協定は、災害の急性期に、日本DMAT隊員養成研修等の専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が災害現場に出動し、迅速な救命処置等を行うことにより、被災者の救命率の向上や後遺症の軽減を図ることを目的とする。</p> <p><u>(派遣要請等)</u>  第2条 甲は、長崎DMAT運営要綱に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合には、乙に対し、長崎DMATの派遣を要請するものとする。  2 消防機関の長は、現場に出場している救急隊員等からの情報により、被災状況が長崎DMATの派遣要請基準を満たし、かつ時間経過に伴う救命処置の遅れが被災者の生命に重大な影響を及ぼすと判断される場合には、指定病院の長に対して、直接、長崎DMATの派遣を要請することができる。  3 乙は、前2項の規定により要請を受けた場合は、直ちに長崎DMATを派遣するものとする。  4 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により派遣する必要</p>	<p><b>3 各種協定等</b>  <b>(18) 長崎DMATの派遣に関する協定</b>  (県医療政策課：長崎大学病院：長崎みなとメディカルセンター：  長崎原爆病院：済生会長崎病院：佐世保市総合医療センター：  長崎労災病院：北松中央病院：長崎医療センター：諫早総合病院：  島原病院：五島中央病院：上五島病院：壱岐病院：対馬病院)</p> <p><u>長崎県知事大石賢吾(以下「甲」という。)</u>と、<u>〇〇〇〇(以下「乙」という。)</u>とは、<u>地震などの自然災害や大規模な交通事故等の災害発生時における災害派遣医療チーム(以下「長崎DMAT」という。)</u>の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。</p> <p><u>(目的)</u>  第1条 この協定は、災害の急性期に、日本DMAT隊員養成研修等の専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が災害現場に出動し、迅速な救命処置等や新興感染症等のまん延時の地域において必要な医療提供体制の支援等により、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減を図ることを目的とする。</p> <p><u>(派遣要請等)</u>  第2条 甲は、長崎DMAT運営要綱に基づき、医療救護活動等を行う必要が生じた場合には、乙に対し、長崎DMATの派遣を要請するものとする。  2 消防機関の長は、現場に出場している救急隊員等からの情報により、被災状況が長崎DMATの派遣要請基準を満たし、かつ時間経過に伴う救命処置の遅れが被災者の生命に重大な影響を及ぼすと判断される場合には、指定病院の長に対して、直接、長崎DMATの派遣を要請することができる。  3 乙は、前2項の規定により要請を受けた場合は、直ちに長崎DMATを派遣するものとする。  4 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により派遣する必要があ</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

<p><u>があると認めたときは、乙の判断により長崎DMATを派遣することができるものとする。</u></p> <p><u>5 乙は、前項の規定により長崎DMATを派遣した場合には、「長崎DMAT派遣に係る報告書」（様式第1号）により速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、乙が派遣した長崎DMATは、甲の要請に基づく派遣とみなす。</u></p> <p><u>（長崎DMATの活動内容）</u></p> <p><u>第3条 乙が派遣する長崎DMATは、災害現場等において次の医療救護活動を行う。</u></p> <p><u>(1) 災害現場における医療情報の収集及び伝達</u></p> <p><u>(2) 災害現場におけるトリアージ、救命処置、搬送支援</u></p> <p><u>(3) 被災地内の病院におけるトリアージ、診療支援</u></p> <p><u>(4) 広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援</u></p> <p><u>(5) その他災害現場における救命活動に必要な措置</u></p> <p><u>（派遣先）</u></p> <p><u>第4条 乙が派遣する長崎DMATは、原則として、県内において前条に定める活動を行う。ただし、甲が必要と認めた場合には、県外において活動を行うことができる。</u></p> <p><u>（指揮命令等）</u></p> <p><u>第5条 乙が派遣する長崎DMATに対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。</u></p> <p><u>（身 分）</u></p> <p><u>第6条 乙が派遣する長崎DMATの隊員（以下「隊員」という。）は、派遣元である乙の職員として医療救護活動に従事する。</u></p> <p><u>（現地までの移動手段）</u></p> <p><u>第7条 乙が派遣する長崎DMATの現場までの移動手段は、原則として乙が確</u></p>	<p><u>ると認めたときは、乙の判断により長崎DMATを派遣することができるものとする。</u></p> <p><u>5 乙は、前項の規定により長崎DMATを派遣した場合には、「長崎DMAT派遣に係る報告書」（様式第1号）により速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、乙が派遣した長崎DMATは、甲の要請に基づく派遣とみなす。</u></p> <p><u>（長崎DMATの活動内容）</u></p> <p><u>第3条 乙が派遣する長崎DMATは、災害現場等において次の医療救護活動を行う。</u></p> <p><u>(1) 長崎DMAT 調整本部及びDMAT 活動拠点本部における指揮及び調整</u></p> <p><u>(2) 災害現場における医療情報の収集及び伝達</u></p> <p><u>(3) 災害現場におけるトリアージ、救命処置、搬送支援</u></p> <p><u>(4) 被災地内の病院におけるトリアージ、診療支援</u></p> <p><u>(5) 広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援</u></p> <p><u>(6) 新興感染症等のまん延時に、患者受入等を調整する機能を有する組織・部門での入院等調整</u></p> <p><u>(7) 施設内で新興感染症等の感染が拡大した介護施設等の感染対策、業務継続支援、診療応援</u></p> <p><u>(8) その他災害現場における救命活動に必要な措置</u></p> <p><u>（派遣先）</u></p> <p><u>第4条 乙が派遣する長崎DMATは、原則として、県内において前条に定める活動を行う。ただし、甲が必要と認めた場合には、県外において活動を行うことができる。</u></p> <p><u>（指揮命令等）</u></p> <p><u>第5条 乙が派遣する長崎DMATに対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。</u></p> <p><u>（身 分）</u></p>
--	--

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

<p><u>保するものとする。</u></p> <p><u>（搬送先医療機関の確保）</u></p> <p><u>第8条 甲は、災害時における医療救護活動が円滑に行えるよう、県内の災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関に対して協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等を把握しておくものとする。</u></p> <p><u>（装備品等）</u></p> <p><u>第9条 甲は、乙が長崎DMATが装備する携行用医療資器材を購入するにあたっては、応分の負担を検討するものとする。</u></p> <p><u>2 乙が、前項に規定する携行用医療資器材の購入を希望する場合は、事前に甲に協議するものとし、協議の時期及び提出する申請様式等については、甲の指示に従うものとする。</u></p> <p><u>3 長崎DMATが装備する携行用医療資器材の維持管理及び医薬品・衛生材料の更新に要する費用は、乙が負担する。</u></p> <p><u>4 甲は、長崎DMATのユニフォームを、乙に貸与する。</u></p> <p><u>（1）貸与するユニフォームは、災害医療用多機能ベスト及びキャップとする。</u></p> <p><u>（2）貸与するユニフォームの管理については、長崎DMAT運営要綱実施細則別記様式第10号により行う。</u></p> <p><u>（派遣費用負担）</u></p> <p><u>第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した長崎DMATの派遣に要する費用は、次の各号により甲が負担するものとする。</u></p> <p><u>（1）第3条に規定する長崎DMATの活動に従事した者に対する日当は、災害救助法施行細則（昭和35年6月15日長崎県規則第42号）で定める額とする。ただし、事務職員等については、職員の給与に関する条例（昭和32年11月12日長崎県条例第45号）による行政職給料表1級2号に当たる者の1日当たりの給与相当額（100円未満切り捨て）とする。</u></p> <p><u>（2）長崎DMATの派遣に係る旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和29年11月1日長崎県条例第47号）に準じて算定した額とする。</u></p> <p><u>（3）長崎DMATが移動のために使用したレンタカー等の使用料は、実費の額とする。ただし、事前に甲の了解を得たものに限る。</u></p>	<p><u>第6条 乙が派遣する長崎DMATの隊員（以下「隊員」という。）は、派遣元である乙の職員として医療救護活動等に従事する。</u></p> <p><u>（現地までの移動手段）</u></p> <p><u>第7条 乙が派遣する長崎DMATの現場までの移動手段は、原則として乙が確保するものとする。</u></p> <p><u>（搬送先医療機関の確保）</u></p> <p><u>第8条 甲は、災害時における医療救護活動が円滑に行えるよう、県内の災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関に対して協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等を把握しておくものとする。</u></p> <p><u>（装備品等）</u></p> <p><u>第9条 甲は、乙が長崎DMATが装備する携行用医療資器材を購入するにあたっては、応分の負担を検討するものとする。</u></p> <p><u>2 乙が、前項に規定する携行用医療資器材の購入を希望する場合は、事前に甲に協議するものとし、協議の時期及び提出する申請様式等については、甲の指示に従うものとする。</u></p> <p><u>3 長崎DMATが装備する携行用医療資器材の維持管理及び医薬品・衛生材料の更新に要する費用は、乙が負担する。</u></p> <p><u>4 甲は、長崎DMATのユニフォームを、乙に貸与する。</u></p> <p><u>（1）貸与するユニフォームは、災害医療用多機能ベスト及びキャップとする。</u></p> <p><u>（2）貸与するユニフォームの管理については、長崎DMAT運営要綱実施細則別記様式第10号により行う。</u></p> <p><u>（派遣費用負担）</u></p> <p><u>第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した長崎DMATの派遣に要する費用は、次の各号により甲が負担するものとする。</u></p> <p><u>（1）第3条に規定する長崎DMATの活動に従事した者に対する日当は、災害救助法施行細則（昭和35年6月15日長崎県規則第42号）で定める額とする。ただし、事務職員等については、職員の給与に関する条例（昭和32年11月12日長崎県条例第45号）による行政職給料表1級2号に当たる者の1日当</u></p>
---	---

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

<p><u>(4)長崎DMATが携行した医薬品、衛生材料を使用した場合は、使用した医薬品等の実費弁償の額とする。</u></p> <p><u>(災害救助法が適用された場合の費用弁償)</u></p> <p><u>第11条 甲の要請に基づき、乙が派遣した長崎DMATが、災害救助法第7条（従事命令）又は第8条（協力命令）の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力した場合は、甲は、災害救助法第18条（費用の支弁区分）及び同法施行令第5条（実費弁償）の定めるところにより費用を弁償する。</u></p> <p><u>(派遣費用負担の例外)</u></p> <p><u>第12条 前2条のいずれにも該当しないDMATの派遣に要する費用は、乙が負担するものとする。</u></p> <p><u>(派遣費用の請求)</u></p> <p><u>第13条 乙は、第10条の定めによる派遣費用を請求するときは、「費用弁償請求書」（様式第2号）に次の各号に定める書類を添えて、甲に請求するものとする。</u></p> <p><u>(1)第10条第1号の請求をする場合は、「長崎DMAT活動報告書」（長崎DMAT運営要綱実施細則別記様式第8号）</u></p> <p><u>(2)第10条第2号の請求をする場合は、「旅費計算書」（様式第3号）</u></p> <p><u>(3)第10条第3号の請求をする場合は、当該費用に係る請求書の写し</u></p> <p><u>(4)第10条第4号の請求をする場合は、「医薬品、衛生材料使用報告書」（様式第4号）</u></p> <p><u>(補償)</u></p> <p><u>第14条 甲は、乙が派遣する長崎DMATの医療救護活動における事故等に対応するため、隊員を傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。</u></p> <p><u>(災害救助法が適用された場合の扶助金の支給)</u></p> <p><u>第15条 甲の要請に基づき、乙が派遣した長崎DMATが、災害救助法第7条（救助命令）又は第8条（協力命令）の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、</u></p>	<p><u>たりの給与相当額（100円未満切り捨て）とする。</u></p> <p><u>(2)長崎DMATの派遣に係る旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和29年1月1日長崎県条例第47号）に準じて算定した額とする。</u></p> <p><u>(3)長崎DMATが移動のために使用したレンタカー等の使用料は、実費の額とする。ただし、事前に甲の了解を得たものに限る。</u></p> <p><u>(4)長崎DMATが携行した医薬品、衛生材料を使用した場合は、使用した医薬品等の実費弁償の額とする。</u></p> <p><u>(災害救助法が適用された場合の費用弁償)</u></p> <p><u>第11条 甲の要請に基づき、乙が派遣した長崎DMATが、災害救助法第7条（従事命令）又は第8条（協力命令）の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力した場合は、甲は、災害救助法第18条（費用の支弁区分）及び同法施行令第5条（実費弁償）の定めるところにより費用を弁償する。</u></p> <p><u>(派遣費用負担の例外)</u></p> <p><u>第12条 前2条のいずれにも該当しないDMATの派遣に要する費用は、乙が負担するものとする。</u></p> <p><u>(派遣費用の請求)</u></p> <p><u>第13条 乙は、第10条の定めによる派遣費用を請求するときは、「費用弁償請求書」（様式第2号）に次の各号に定める書類を添えて、甲に請求するものとする。</u></p> <p><u>(1)第10条第1号の請求をする場合は、「長崎DMAT活動報告書」（長崎DMAT運営要綱実施細則別記様式第8号）</u></p> <p><u>(2)第10条第2号の請求をする場合は、「旅費計算書」（様式第3号）</u></p> <p><u>(3)第10条第3号の請求をする場合は、当該費用に係る請求書の写し</u></p> <p><u>(4)第10条第4号の請求をする場合は、「医薬品、衛生材料使用報告書」（様式第4号）</u></p> <p><u>(補償)</u></p> <p><u>第14条 甲は、乙が派遣する長崎DMATの医療救護活動における事故等に対応するため、隊員を傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。</u></p>
--	--

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

<p><u>災害救助法第12条（扶助金の支給）及び同法施行令第7条（扶助金の種目）から第15条（打切扶助金）までの定めるところにより扶助金を支給する。</u></p> <p><u>（負傷等の報告）</u>  <u>第16条 長崎DMATの活動に従事した者が、そのために負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに「事故報告書」（様式第5号）により報告するものとする。</u></p> <p><u>（待機に係る費用）</u>  <u>第17条 長崎DMAT派遣のための待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とする。</u></p> <p><u>（定めのない事項）</u>  <u>第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。</u></p> <p><u>（有効期間）</u>  <u>第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。</u></p> <p><u>この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。</u></p> <p>平成26年7月1日</p> <p style="text-align: right;">甲 長崎市江戸町2番13号 長崎県知事 中村 法道</p>	<p><u>（災害救助法が適用された場合の扶助金の支給）</u>  <u>第15条 甲の要請に基づき、乙が派遣した長崎DMATが、災害救助法第7条（救助命令）又は第8条（協力命令）の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、災害救助法第12条（扶助金の支給）及び同法施行令第7条（扶助金の種目）から第15条（打切扶助金）までの定めるところにより扶助金を支給する。</u></p> <p><u>（負傷等の報告）</u>  <u>第16条 長崎DMATの活動に従事した者が、そのために負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに「事故報告書」（様式第5号）により報告するものとする。</u></p> <p><u>（待機に係る費用）</u>  <u>第17条 長崎DMAT派遣のための待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とする。</u></p> <p><u>（定めのない事項）</u>  <u>第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。</u></p> <p><u>（有効期間）</u>  <u>第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。</u></p> <p><u>この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。</u></p> <p style="text-align: right;">令和5年9月1日</p>
---	--

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

	<p><u>乙 東彼杵郡川棚町下組郷2005番地1</u> <u>独立行政法人国立病院機構</u> <u>長崎川棚医療センター</u> <u>院長 宮下 光世</u></p> <p><u>(様式第1号) 第2条第5項関係</u> <u>(略)</u></p> <p><u>(様式第2号) 第13条関係</u> <u>(略)</u></p> <p><u>(様式第3号) 第13条関係</u> <u>(略)</u></p> <p><u>(様式第4号) 第13条関係</u> <u>(略)</u></p> <p><u>(様式第5号) 第16条関係</u> <u>(略)</u></p>	<p><u>甲 長崎市江戸町2番13号</u> <u>長崎県知事 大石 賢吾</u> <u>乙 〇〇市〇〇町〇〇番〇号</u> <u>〇〇病院</u> <u>院長 〇〇 〇〇</u></p>
--	---	---

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	締結先（（一社）日本ムービングハウス協会）の追加（住宅課）	
ページ	現行計画	修正計画
208～ 209	<p><b>3 各種協定等</b>  <u>(33) 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書</u>  <u>(県住宅課：（一社）日本木造住宅産業協会)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>3 各種協定等</b>  <u>(33) ① 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書</u>  <u>(県住宅課：（一社）日本木造住宅産業協会：（一社）日本ムービングハウス協会)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(33) ② 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書</u>  <u>(県住宅課：（一社）日本木造住宅産業協会：（一社）日本ムービングハウス協会)</u></p> <p><u>(趣旨)</u>  <u>第1条 この協定は長崎県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設木造住宅の建設（以下「住宅建設」という。）の実施に関して、長崎県（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(対象)</u>  <u>第2条 この協定における対象は、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅で、乙が認証した移動式木造住宅（ムービングハウス）とする。</u></p> <p><u>(協力要請)</u>  <u>第3条 甲は、県内の被災状況等を勘案して住宅建設の協力要請を行う。協力要請を行うに当たっては、工事場所、工事内容、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認められる事項を文書により乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話などによることができる。この場合において、甲は前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(協力)</u>  <u>第4条 乙は、第3条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下</u></p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

		<p><u>「業者」という。）の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。</u></p> <p><u>(住宅建設)</u></p> <p><u>第5条 乙の斡旋を受けた業者は、甲（甲が住宅建設を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。</u></p> <p><u>(費用の負担及び支払い)</u></p> <p><u>第6条 業者が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。</u></p> <p><u>2 甲は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。</u></p> <p><u>(連絡窓口)</u></p> <p><u>第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては長崎県土木部住宅課、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会事務局とする。</u></p> <p><u>(報告)</u></p> <p><u>第8条 乙は、住宅建設について、協力できる生産能力及び建設能力などの状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。</u></p> <p><u>(会員名簿の提供)</u></p> <p><u>第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、担当者及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。</u></p> <p><u>(協議)</u></p> <p><u>第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。</u></p> <p><u>(有効期限)</u></p> <p><u>第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。</u></p>
--	--	--

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年6月30日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号  
長崎県知事 大石 賢吾

乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号  
一般社団法人日本ムービングハウス協会  
代表理事 佐々木 信博

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	大規模災害支援協定の締結状況の更新（港湾課）																																												
ページ	現行計画		修正計画																																										
284～ 289	<p><b>3 各種協定等</b>  <b>(54) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書</b>                  (県土木部：九州地方整備局)</p> <p>(略)</p> <p>&lt;大規模災害支援協定の締結状況&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>住所</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上部</td> <td colspan="3" rowspan="10">(略)</td> </tr> <tr> <td>測量 (陸上)</td> </tr> <tr> <td>海上部</td> </tr> <tr> <td>地質</td> </tr> <tr> <td>造園</td> </tr> <tr> <td>電気</td> </tr> <tr> <td>内線</td> </tr> <tr> <td>水道</td> </tr> <tr> <td>建屋外壁</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>			住所	電話	FAX	陸上部	(略)			測量 (陸上)	海上部	地質	造園	電気	内線	水道	建屋外壁	<u>(追加)</u>				<p><b>3 各種協定等</b>  <b>(54) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書</b>                  (県土木部：九州地方整備局)</p> <p>(略)</p> <p>&lt;大規模災害支援協定の締結状況&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>住所</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上部</td> <td colspan="3" rowspan="10">(略)</td> </tr> <tr> <td>測量 (陸上)</td> </tr> <tr> <td>海上部</td> </tr> <tr> <td>地質</td> </tr> <tr> <td>造園</td> </tr> <tr> <td>電気</td> </tr> <tr> <td>内線</td> </tr> <tr> <td>水道</td> </tr> <tr> <td>建屋外壁</td> </tr> <tr> <td><u>設計 (海上)</u></td> <td><u>長崎県港湾 漁港建設コンサ ルタント協議会</u></td> <td><u>長崎市栄町 5-5</u></td> <td><u>095-821-5503</u></td> <td><u>095-821-5768</u></td> </tr> </tbody> </table>			住所	電話	FAX	陸上部	(略)			測量 (陸上)	海上部	地質	造園	電気	内線	水道	建屋外壁	<u>設計 (海上)</u>	<u>長崎県港湾 漁港建設コンサ ルタント協議会</u>	<u>長崎市栄町 5-5</u>	<u>095-821-5503</u>	<u>095-821-5768</u>
	住所	電話	FAX																																										
陸上部	(略)																																												
測量 (陸上)																																													
海上部																																													
地質																																													
造園																																													
電気																																													
内線																																													
水道																																													
建屋外壁																																													
<u>(追加)</u>																																													
	住所	電話	FAX																																										
陸上部	(略)																																												
測量 (陸上)																																													
海上部																																													
地質																																													
造園																																													
電気																																													
内線																																													
水道																																													
建屋外壁																																													
<u>設計 (海上)</u>				<u>長崎県港湾 漁港建設コンサ ルタント協議会</u>	<u>長崎市栄町 5-5</u>	<u>095-821-5503</u>	<u>095-821-5768</u>																																						

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	市防災計画と整合をとるもの(防災企画課)															
ページ	現行計画							修正計画								
378～ 381	5 ヘリコプター離着陸場等 (2) 離着陸適地一覧表							5 ヘリコプター離着陸場等 (2) 離着陸適地一覧表								
	市町名	No.	名称	所在地	所有者	地積	障害物	市町名	No.	名称	所在地	所有者	地積	障害物		
	(略)							(略)								
	島原市	52	有明の森運動公園	島原市有明町湯江乙2524-30	島原市長	142×138	19,596 m <sup>2</sup>	樹木、照明、ポール、バックネット	島原市	52	有明の森運動公園	島原市有明町湯江乙2524-30	島原市長	142×138	19,596 m <sup>2</sup>	樹木、照明、ポール、バックネット
	<a href="#">(追加)</a>							<a href="#">(追加)</a>								
	<a href="#">(追加)</a>							<a href="#">(追加)</a>								
	諫早市	<a href="#">53</a>	小野島グラウンド	諫早市小野島町2233-1	諫早市長	100×100	193,400 m <sup>2</sup>	バックネット、土手、高圧線	<a href="#">〃</a>	<a href="#">53</a>	<a href="#">第五小学校</a>	<a href="#">〃大下町丙1049-18</a>	<a href="#">〃</a>	<a href="#">70×60</a>	<a href="#">4,200 m<sup>2</sup></a>	<a href="#">フェンス、校舎、体育館</a>
	諫早市	<a href="#">53</a>	小野島グラウンド	諫早市小野島町2233-1	諫早市長	100×100	193,400 m <sup>2</sup>	バックネット、土手、高圧線	<a href="#">〃</a>	<a href="#">54</a>	<a href="#">中尾川ヘリポート</a>	<a href="#">〃中尾町</a>	<a href="#">〃</a>	<a href="#">90×20</a>	<a href="#">1,800 m<sup>2</sup></a>	<a href="#">擁壁</a>
	(略)							(略)								
	新上五島町	<a href="#">167</a>	若松総合運動公園(多目的広場)	新上五島町若松郷無番地	新上五島町長	100×150	18,000 m <sup>2</sup>		新上五島町	<a href="#">169</a>	若松総合運動公園(多目的広場)	新上五島町若松郷無番地	新上五島町長	100×150	18,000 m <sup>2</sup>	

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	防疫用薬剤等調達先の事業所の名称、所在地の変更及び削除（薬務行政室）																																																																																																									
ページ	現行計画		修正計画																																																																																																							
405～ 406	<b>10 救急医療体制</b> <b>(3) 防疫用薬剤等調達先調</b> <a href="#">平成28年4月1日現在</a>		<b>10 救急医療体制</b> <b>(3) 防疫用薬剤等調達先調</b> <a href="#">令和5年11月1日現在</a>																																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><a href="#">(株)翔薬長崎営業所</a></td> <td><a href="#">長崎市弥生町8-18</a></td> <td><a href="#">095-823-2120</a></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><a href="#">(株)翔薬長崎北営業所</a></td> <td>長崎市葉山2-30-7</td> <td>095-856-1551</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><a href="#">藤村薬品(株)</a></td> <td>長崎市扇町12-23</td> <td>095-844-4161</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>(株)宮崎温仙堂商店 佐世保支店</td> <td><a href="#">佐世保市上原町5-1</a></td> <td><a href="#">0956-38-3600</a></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><a href="#">31</a></td> <td><a href="#">(株)翔薬島原営業所</a></td> <td><a href="#">島原市北門町1577-1</a></td> <td><a href="#">0957-62-7317</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">32</a></td> <td>富田薬品(株)島原営業所</td> <td><a href="#">島原市八幡町8427-1</a></td> <td>0957-63-1458</td> </tr> <tr> <td><a href="#">33</a></td> <td>(株)宮崎温仙堂商店 島原支店</td> <td>島原市上の町900</td> <td>0957-62-2201</td> </tr> <tr> <td><a href="#">34</a></td> <td><a href="#">藤村薬品(株)島原営業所</a></td> <td>島原市西八幡町</td> <td>0957-63-7890</td> </tr> </tbody> </table>	No.	名 称	所 在 地	電話番号	(略)	(略)	(略)	(略)	3	<a href="#">(株)翔薬長崎営業所</a>	<a href="#">長崎市弥生町8-18</a>	<a href="#">095-823-2120</a>	4	<a href="#">(株)翔薬長崎北営業所</a>	長崎市葉山2-30-7	095-856-1551	(略)	(略)	(略)	(略)	8	<a href="#">藤村薬品(株)</a>	長崎市扇町12-23	095-844-4161	(略)	(略)	(略)	(略)	21	(株)宮崎温仙堂商店 佐世保支店	<a href="#">佐世保市上原町5-1</a>	<a href="#">0956-38-3600</a>	(略)	(略)	(略)	(略)	<a href="#">31</a>	<a href="#">(株)翔薬島原営業所</a>	<a href="#">島原市北門町1577-1</a>	<a href="#">0957-62-7317</a>	<a href="#">32</a>	富田薬品(株)島原営業所	<a href="#">島原市八幡町8427-1</a>	0957-63-1458	<a href="#">33</a>	(株)宮崎温仙堂商店 島原支店	島原市上の町900	0957-62-2201	<a href="#">34</a>	<a href="#">藤村薬品(株)島原営業所</a>	島原市西八幡町	0957-63-7890	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><a href="#">(株)翔薬長崎支店</a></td> <td><a href="#">長崎市田中町587-2</a></td> <td><a href="#">095-815-0100</a></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><a href="#">(株)翔薬長崎北支店</a></td> <td>長崎市葉山2-30-7</td> <td>095-856-1551</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><a href="#">藤村薬品(株)浦川支店</a></td> <td>長崎市扇町12-23</td> <td>095-844-4161</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>(株)宮崎温仙堂商店 佐世保支店</td> <td><a href="#">佐世保市天神町</a> <a href="#">4-16-10</a></td> <td><a href="#">0956-37-8600</a></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><a href="#">(削除)</a></td> <td><a href="#">(削除)</a></td> <td><a href="#">(削除)</a></td> <td><a href="#">(削除)</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">31</a></td> <td>富田薬品(株)島原営業所</td> <td><a href="#">島原市西八幡町</a> <a href="#">8427-1</a></td> <td>0957-63-1458</td> </tr> <tr> <td><a href="#">32</a></td> <td>(株)宮崎温仙堂商店 島原支店</td> <td>島原市上の町900</td> <td>0957-62-2201</td> </tr> <tr> <td><a href="#">33</a></td> <td><a href="#">藤村薬品(株)島原支店</a></td> <td>島原市西八幡町</td> <td>0957-63-7890</td> </tr> </tbody> </table>	No.	名 称	所 在 地	電話番号	(略)	(略)	(略)	(略)	3	<a href="#">(株)翔薬長崎支店</a>	<a href="#">長崎市田中町587-2</a>	<a href="#">095-815-0100</a>	4	<a href="#">(株)翔薬長崎北支店</a>	長崎市葉山2-30-7	095-856-1551	(略)	(略)	(略)	(略)	8	<a href="#">藤村薬品(株)浦川支店</a>	長崎市扇町12-23	095-844-4161	(略)	(略)	(略)	(略)	21	(株)宮崎温仙堂商店 佐世保支店	<a href="#">佐世保市天神町</a> <a href="#">4-16-10</a>	<a href="#">0956-37-8600</a>	(略)	(略)	(略)	(略)	<a href="#">(削除)</a>	<a href="#">(削除)</a>	<a href="#">(削除)</a>	<a href="#">(削除)</a>	<a href="#">31</a>	富田薬品(株)島原営業所	<a href="#">島原市西八幡町</a> <a href="#">8427-1</a>	0957-63-1458	<a href="#">32</a>	(株)宮崎温仙堂商店 島原支店	島原市上の町900	0957-62-2201	<a href="#">33</a>	<a href="#">藤村薬品(株)島原支店</a>	島原市西八幡町	0957-63-7890
No.	名 称	所 在 地	電話番号																																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																							
3	<a href="#">(株)翔薬長崎営業所</a>	<a href="#">長崎市弥生町8-18</a>	<a href="#">095-823-2120</a>																																																																																																							
4	<a href="#">(株)翔薬長崎北営業所</a>	長崎市葉山2-30-7	095-856-1551																																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																							
8	<a href="#">藤村薬品(株)</a>	長崎市扇町12-23	095-844-4161																																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																							
21	(株)宮崎温仙堂商店 佐世保支店	<a href="#">佐世保市上原町5-1</a>	<a href="#">0956-38-3600</a>																																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																							
<a href="#">31</a>	<a href="#">(株)翔薬島原営業所</a>	<a href="#">島原市北門町1577-1</a>	<a href="#">0957-62-7317</a>																																																																																																							
<a href="#">32</a>	富田薬品(株)島原営業所	<a href="#">島原市八幡町8427-1</a>	0957-63-1458																																																																																																							
<a href="#">33</a>	(株)宮崎温仙堂商店 島原支店	島原市上の町900	0957-62-2201																																																																																																							
<a href="#">34</a>	<a href="#">藤村薬品(株)島原営業所</a>	島原市西八幡町	0957-63-7890																																																																																																							
No.	名 称	所 在 地	電話番号																																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																							
3	<a href="#">(株)翔薬長崎支店</a>	<a href="#">長崎市田中町587-2</a>	<a href="#">095-815-0100</a>																																																																																																							
4	<a href="#">(株)翔薬長崎北支店</a>	長崎市葉山2-30-7	095-856-1551																																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																							
8	<a href="#">藤村薬品(株)浦川支店</a>	長崎市扇町12-23	095-844-4161																																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																							
21	(株)宮崎温仙堂商店 佐世保支店	<a href="#">佐世保市天神町</a> <a href="#">4-16-10</a>	<a href="#">0956-37-8600</a>																																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																							
<a href="#">(削除)</a>	<a href="#">(削除)</a>	<a href="#">(削除)</a>	<a href="#">(削除)</a>																																																																																																							
<a href="#">31</a>	富田薬品(株)島原営業所	<a href="#">島原市西八幡町</a> <a href="#">8427-1</a>	0957-63-1458																																																																																																							
<a href="#">32</a>	(株)宮崎温仙堂商店 島原支店	島原市上の町900	0957-62-2201																																																																																																							
<a href="#">33</a>	<a href="#">藤村薬品(株)島原支店</a>	島原市西八幡町	0957-63-7890																																																																																																							

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

		8482-1				8482-1	
<a href="#">35</a>	東七(株)島原営業所	島原市下折橋町3802	0957-62-7766	<a href="#">34</a>	東七(株)島原営業所	島原市下折橋町3802	0957-62-7766
<a href="#">36</a>	東七(株)五島営業所	五島市末広町1	0959-72-4145	<a href="#">35</a>	東七(株)五島営業所	五島市末広町1	0959-72-4145
<a href="#">37</a>	藤村薬品(株)五島支店	五島市中央町2-10	0959-72-5155	<a href="#">36</a>	藤村薬品(株)五島支店	五島市中央町2-10	0959-72-5155
<a href="#">38</a>	(株)宮崎温泉仙堂商店 五島支店	五島市三尾町2-3-37	0959-72-5171	<a href="#">37</a>	(株)宮崎温泉仙堂商店 五島支店	五島市三尾町2-3-37	0959-72-5171
<a href="#">39</a>	(株)翔薬五島支店	五島市中央町2-9	0959-72-4365	<a href="#">38</a>	(株)翔薬五島支店	五島市中央町2-9	0959-72-4365
<a href="#">40</a>	(株)アトル対馬支店	対馬市厳原町東里 字野良 290-3	0920-52-0867	<a href="#">39</a>	(株)アトル対馬支店	対馬市厳原町東里 字野良 290-3	0920-52-0867
<a href="#">41</a>	九州東邦(株)対馬営業所	対馬市厳原町宮谷 83	0920-52-0034	<a href="#">41</a>	九州東邦(株)対馬営業所	対馬市厳原町宮谷 83	0920-52-0034
<a href="#">42</a>	(株)宮崎温泉堂商店 長崎北支店	西彼杵郡時津町本村郷 1107-2	095-865-8877	<a href="#">42</a>	(株)宮崎温泉堂商店 長崎北支店	西彼杵郡時津町本村郷 1107-2	095-865-8877

# 長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）

令和5年度（第2回）修正（案）

令和6年2月

長崎県防災会議

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	関係機関の名称修正（県医療政策課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画
20	<p>第2章 災害予防対策 第8節 災害応急体制の整備</p> <p>9. 原子力災害医療に係る医療チーム派遣要請体制 県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、<a href="#">放射線医学総合研究所</a>及び県内関係機関からなる原子力災害医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定め、</p>	<p>第2章 災害予防対策 第8節 災害応急体制の整備</p> <p>9. 原子力災害医療に係る医療チーム派遣要請体制 県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、<a href="#">国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</a>及び県内関係機関からなる原子力災害医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定め、</p>

改正理由 (機関)	避難先の修正（佐世保市） 1次避難所を削除（松浦市）	
ページ	現行計画	修正計画
24	<p>第2章 災害予防対策 第9節 避難受入れ体制の整備 2. 避難計画における避難先 ■ 避難計画対象地域別避難先の概要</p>	<p>第2章 災害予防対策 第9節 避難受入れ体制の整備 2. 避難計画における避難先 ■ 避難計画対象地域別避難先の概要</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	適切な表現への修正（県医療政策課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画
31	<p><b>第2章 災害予防対策</b> <b>第12節 避難退域時検査の実施体制の整備</b></p> <p>3. 検査の場所 車両の検査は、避難計画に定める避難先市町の広場や駐車場等において行う。また、避難者の検査は、<a href="#">救護所を設置する主な避難所</a>において行うものとする。 なお、車両の検査場所と避難者の検査場所の移動については、負担軽減のためシャトルバスを運行する等、県及び避難対象市は平時から関係機関との連携に努める。</p>	<p><b>第2章 災害予防対策</b> <b>第12節 避難退域時検査の実施体制の整備</b></p> <p>3. 検査の場所 車両の検査は、避難計画に定める避難先市町の広場や駐車場等において行う。また、避難者の検査は、<a href="#">救護所</a>において行うものとする。 なお、車両の検査場所と避難者の検査場所の移動については、負担軽減のためシャトルバスを運行する等、県及び避難対象市は平時から関係機関との連携に努める。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	(県医療政策課)					
ページ	現行計画		修正計画			
50	<b>第3章 災害応急対策</b> <b>【災害対策本部の配備体制、掌握事務】</b>		<b>第3章 災害応急対策</b> <b>【災害対策本部の配備体制、掌握事務】</b>			
	福祉保健部	救助班 (福祉保健課長)	(略)	福祉保健部	救助班 (福祉保健課長)	(略)
		医療保健班 (医療政策課長) (薬務行政室長)	・緊急医療本部の設置及び運営に関する こと。 ・医療関係機関の被害報告のとりまとめ 及び応急対策の連絡調整に関する こと。 ・安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関する こと。 ・医療対策の企画立案、関係機関への 指示・要請に関すること。 ・傷病者の緊急搬送に関すること（ <u>搬                  送手段の確保、受入先との連絡調整</u> 等）。		医療保健班 (医療政策課長) (薬務行政室長)	・緊急医療本部の設置及び運営に関する こと。 ・医療関係機関の被害報告のとりまとめ 及び応急対策の連絡調整に関する こと。 ・安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関する こと。 ・医療対策の企画立案、関係機関への 指示・要請に関すること。 ・傷病者の緊急搬送に関すること（ <u>削                  除</u> 受入先との連絡調整等）。
		高齢者福祉班 (長寿社会課長)	(略)		高齢者福祉班 (長寿社会課長)	(略)
		障害者福祉班 (障害福祉課長)	(略)		障害者福祉班 (障害福祉課長)	(略)
		こども政策班 (こども未来課長)	(略)		こども政策班 (こども未来課長)	(略)

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	適切な表現への修正（県医療政策課）	
ページ	現行計画	修正計画
73	<p><b>第3章 災害応急対策</b> <b>第11節 医療活動等</b></p> <p>1. 緊急医療本部等の役割 （1）緊急医療本部の設置・運営</p> <p>県は、住民が被ばく又は汚染の恐れがあるときには、県北振興局の現地災害対策本部に緊急医療本部を設置・運営するとともに、必要に応じて、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、避難退域時検査及び原子力災害医療措置を講ずるものとし、それらを実施する具体的な活動要領については、原子力災害医療マニュアルに定める。</p> <p>避難対象市は、緊急医療本部の設置・運営が円滑に図られるよう協力する。</p> <p>また、県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の<a href="#">放射線障害専門病院等</a>への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などを要請する。</p>	<p><b>第3章 災害応急対策</b> <b>第11節 医療活動等</b></p> <p>1. 緊急医療本部等の役割 （1）緊急医療本部の設置・運営</p> <p>県は、住民が被ばく又は汚染の恐れがあるときには、県北振興局の現地災害対策本部に緊急医療本部を設置・運営するとともに、必要に応じて、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、避難退域時検査及び原子力災害医療措置を講ずるものとし、それらを実施する具体的な活動要領については、原子力災害医療マニュアルに定める。</p> <p>避難対象市は、緊急医療本部の設置・運営が円滑に図られるよう協力する。</p> <p>また、県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の<a href="#">原子力災害医療拠点病院等</a>への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などを要請する。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	原子力災害医療協力機関の追記（県医療政策課）	
ページ	現行計画	修正計画
74	<p><b>第3章 災害応急対策</b> <b>第11節 医療活動等</b></p> <p>2. 原子力災害医療の実施          (1) 被ばく患者等の受け入れ          (略)          ① (略)          ② (略)          ③ (略)</p> <p>※原子力災害医療協力機関：JCHO 松浦中央病院（避難対象地域に該当する場合を除く）、佐世保市総合医療センター、長崎労災病院（佐世保市）、長崎川棚医療センター（川棚町）、平戸市民病院（平戸市）、長崎県壱岐病院（壱岐市）、日本赤十字社長崎原爆病院（長崎市）</p>	<p><b>第3章 災害応急対策</b> <b>第11節 医療活動等</b></p> <p>2. 原子力災害医療の実施          (1) 被ばく患者等の受け入れ          (略)          ① (略)          ② (略)          ③ (略)</p> <p>※原子力災害医療協力機関：JCHO 松浦中央病院（避難対象地域に該当する場合を除く）、佐世保市総合医療センター、長崎労災病院（佐世保市）、長崎川棚医療センター（川棚町）、平戸市民病院（平戸市）、長崎県壱岐病院（壱岐市）、日本赤十字社長崎原爆病院（長崎市）、<a href="#">長崎県医師会（長崎市）</a>、<a href="#">長崎県薬剤師会（長崎市）</a>、<a href="#">長崎県放射線技師会（長崎市）</a></p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	名称及び連絡先等の修正、追加（県医療政策課）					
ページ	現行計画			修正計画		
117	◎ 関係機関連絡先			◎ 関係機関連絡先		
	所属名	電話番号	FAX 番号	所属名	電話番号	FAX 番号
	長崎県防災企画課	095-895-2144	095-821-9202	長崎県防災企画課	095-895-2144	095-821-9202
	長崎県福祉保健部医療政策課	095-895-2461	095-895-2573	長崎県福祉保健部医療政策課	095-895-2461	095-895-2573
	長崎県福祉保健部薬務行政室	095-895-2469	095-895-2574	長崎県福祉保健部薬務行政室	095-895-2469	095-895-2574
	長崎県病院企業団	095-825-2255	095-828-4579	長崎県病院企業団	095-825-2255	095-828-4579
	県北保健所	0950-57-3933	0950-57-3666	県北保健所	0950-57-3933	0950-57-3666
	西彼保健所	095-856-0691	095-856-0692	西彼保健所	095-856-0691	095-856-0692
	県央保健所	0957-26-3304	0957-26-9870	県央保健所	0957-26-3304	0957-26-9870
	県南保健所	0957-62-3287	0957-64-6520	県南保健所	0957-62-3287	0957-64-6520
	壱岐保健所	0920-47-0260	0920-47-6357	壱岐保健所	0920-47-0260	0920-47-6357
	長崎子ども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	095-844-1849	長崎子ども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	095-844-1849
	松浦市	0956-72-1111	0956-72-1115	松浦市	0956-72-1111	0956-72-1115
	平戸市	0950-22-9101	0950-22-5178	平戸市	0950-22-9101	0950-22-5178
	佐世保市	0956-24-1111	0956-25-9684	佐世保市	0956-24-1111	0956-25-9684
	壱岐市	0920-48-1111	0920-48-1553	壱岐市	0920-48-1111	0920-48-1553
	松浦市鷹島支所	0955-48-3111	0955-48-3488	松浦市鷹島支所	0955-48-3111	0955-48-3488
	鷹島診療所	0955-48-2012	0955-48-2039	鷹島診療所	0955-48-2012	0955-48-2039
	北松浦医師会	<a href="tel:0956662161">0956-66-2161</a>	<a href="tel:0956662095">0956-66-2095</a>	北松浦医師会	<a href="tel:0956721110">0956-72-1110</a>	<a href="tel:0956721117">0956-72-1117</a>
	平戸市医師会	<a href="tel:0950211181">0950-21-1181</a>	<a href="tel:0950211182">0950-21-1182</a>	平戸市医師会	<a href="tel:0950200011">0950-20-0011</a>	<a href="tel:0950200011">0950-20-0011</a>
	佐世保市医師会	0956-22-5900	0956-22-5952	佐世保市医師会	0956-22-5900	0956-22-5952
	壱岐医師会	<a href="tel:0920473666">0920-47-3666</a>	<a href="tel:0920476806">0920-47-6806</a>	壱岐医師会	<a href="tel:0920445700">0920-44-5700</a>	<a href="tel:0920445733">0920-44-5733</a>
	北松中央病院	0956-65-3101	0956-65-2124	北松中央病院	0956-65-3101	0956-65-2124
	<a href="#">松浦市立中央診療所</a>	<a href="tel:0956722166">0956-72-2166</a>	<a href="tel:0956725259">0956-72-5259</a>	<a href="#">JCHO 松浦中央病院</a>	<a href="tel:0956723300">0956-72-3300</a>	<a href="tel:0956723310">0956-72-3310</a>
	日本赤十字社長崎県支部	095-846-0680	095-846-0681	日本赤十字社長崎県支部	095-846-0680	095-846-0681

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

(長崎原爆病院)	(095-847-1511)	(095-847-8036)	(長崎原爆病院)	(095-847-1511)	(095-847-8036)
佐世保市総合医療センター	0956-24-1515	0956-22-4641	佐世保市総合医療センター	0956-24-1515	0956-22-4641
独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	0957-52-3121	0957-54-0292	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	0957-52-3121	0957-54-0292
<a href="#">長崎大学病院</a>	<a href="#">095-819-7200</a>	<a href="#">095-819-7215</a>	<a href="#">長崎大学 原子力災害対策本部</a>	<a href="#">095-819-8535</a>	<a href="#">095-819-8537</a>
長崎県壱岐病院	0920-47-1131	0920-47-5607	<a href="#">[高度被ばく医療支援センター]</a>		
			<a href="#">[原子力災害医療・総合支援センター]</a>		
			長崎県壱岐病院	0920-47-1131	0920-47-5607
			<a href="#">長崎労災病院</a>	<a href="#">0956-49-2191</a>	<a href="#">0956-49-2358</a>
			<a href="#">長崎川棚医療センター</a>	<a href="#">0956-82-3121</a>	<a href="#">0956-83-3710</a>
			<a href="#">平戸市民病院</a>	<a href="#">0950-28-1113</a>	<a href="#">0950-28-0800</a>
			<a href="#">長崎県医師会</a>	<a href="#">095-844-1111</a>	<a href="#">085-844-1110</a>
			<a href="#">長崎県薬剤師会</a>	<a href="#">095-847-2600</a>	<a href="#">095-848-6160</a>
			<a href="#">長崎県放射線技師会</a>	<a href="#">095-819-7435</a>	<a href="#">095-819-7436</a>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	時点修正（佐世保市）																																																		
ページ	現行計画					修正計画																																													
162	資料編																																																		
	10. 安定ヨウ素剤の予防服用																																																		
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">佐世保市</td> <td>佐世保市保健所</td> <td>51</td> <td><u>4</u></td> <td><u>180</u></td> <td><u>600</u></td> <td rowspan="4">佐世保市</td> <td>佐世保市保健所</td> <td>51</td> <td><u>0</u></td> <td><u>280</u></td> <td><u>900</u></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>佐世保市計</td> <td>51</td> <td><u>4</u></td> <td><u>180</u></td> <td><u>600</u></td> <td>佐世保市計</td> <td>51</td> <td><u>0</u></td> <td><u>280</u></td> <td><u>900</u></td> </tr> </table>										佐世保市	佐世保市保健所	51	<u>4</u>	<u>180</u>	<u>600</u>	佐世保市	佐世保市保健所	51	<u>0</u>	<u>280</u>	<u>900</u>																					佐世保市計	51	<u>4</u>	<u>180</u>	<u>600</u>	佐世保市計	51	<u>0</u>	<u>280</u>
佐世保市	佐世保市保健所	51	<u>4</u>	<u>180</u>	<u>600</u>	佐世保市	佐世保市保健所	51	<u>0</u>	<u>280</u>		<u>900</u>																																							
	佐世保市計	51	<u>4</u>	<u>180</u>	<u>600</u>		佐世保市計	51	<u>0</u>	<u>280</u>	<u>900</u>																																								

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	名称、記載位置等の修正（松浦市）											
ページ	現行計画					修正計画						
166		避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積 (㎡)		避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積 (㎡)
	1	鷹島	<a href="#">波佐見町勤労福祉会館</a>	波佐見町	<a href="#">井石郷2255番地2号</a>	453	1	鷹島	<a href="#">波佐見町勤労福祉会館</a>	波佐見町	<a href="#">井石郷2255番地2号</a>	453
	2		<a href="#">波佐見町体育センター</a>	波佐見町	<a href="#">折敷瀬郷2078番地</a>	1,193	2		<a href="#">波佐見町体育センター</a>	波佐見町	<a href="#">折敷瀬郷2078番地</a>	1,193
	3		<a href="#">波佐見町立 中央小学校</a>	波佐見町	<a href="#">折敷瀬郷1986番地</a>	960	3		<a href="#">長崎県立波佐見高等学校</a>	波佐見町	<a href="#">長野郷312番地5号</a>	944
	4	福島	<a href="#">長崎県立 波佐見高等学校</a>	波佐見町	<a href="#">長野郷312番地5号</a>	944	4	福島	<a href="#">波佐見町立東小学校</a>	波佐見町	<a href="#">湯無田808番地</a>	518
	5		<a href="#">波佐見町総合文化会館</a>	波佐見町	<a href="#">折敷瀬郷2064番地</a>	690	5		<a href="#">宿コミュニティセンター</a>	波佐見町	<a href="#">宿郷517番地</a>	166
	6		<a href="#">波佐見町立 東小学校</a>	波佐見町	<a href="#">湯無田郷808番地</a>	518	6		<a href="#">井石郷公民館</a>	波佐見町	<a href="#">井石郷2061番地1号</a>	178
	7		<a href="#">波佐見中学校体育館</a>	波佐見町	<a href="#">折敷瀬郷1999番地</a>	1,004	7		<a href="#">折敷瀬集落センター</a>	波佐見町	<a href="#">折敷瀬郷1836番地1号</a>	254
	8		<a href="#">宿コミュニティセンター</a>	波佐見町	<a href="#">宿郷517番地</a>	166	8		<a href="#">波佐見町立中央小学校</a>	波佐見町	<a href="#">折敷瀬郷1986番地</a>	960
	9		<a href="#">波佐見町立 南小学校</a>	波佐見町	<a href="#">長野郷228番地</a>	805	9			<a href="#">波佐見町総合文化会館</a>	波佐見町	<a href="#">折敷瀬郷2064番地</a>
	10	今福	<a href="#">東彼杵町立 彼杵中学校</a>	東彼杵町	<a href="#">蔵本郷1666番地</a>	1,448	10	福島	<a href="#">波佐見町立波佐見中学校体育館</a>	波佐見町	<a href="#">折敷瀬郷1999番地</a>	1,004
			<a href="#">東彼杵町立 (旧)音琴小学校 (ながさき東そのぎ子どもの村小中学校)</a>	東彼杵町	<a href="#">大音琴郷1621番地</a>	591	11		<a href="#">波佐見町立南小学校</a>	波佐見町	<a href="#">長野郷228番地</a>	805
	12	調川	<a href="#">東彼杵町立 千綿中学校</a>	東彼杵町	<a href="#">平似田郷821番地1</a>	1,274	12		<a href="#">旧波佐見町立中央小学校 講堂兼公会堂</a>	波佐見町	<a href="#">井石郷2200番地</a>	834
	13		<a href="#">農村環境改善センター</a>	東彼杵町	<a href="#">駄地郷148番地</a>	682	13		今福	<a href="#">東彼杵町立東彼杵中学校</a>	東彼杵町	<a href="#">蔵本郷1666番地</a>
	14	志佐	<a href="#">東彼杵町立 東彼杵小学校</a>	東彼杵町	<a href="#">蔵本郷1881番地</a>	1,220	14	<a href="#">ながさき東そのぎこどもの村小・中学校</a>		東彼杵町	<a href="#">大音琴郷1621番地</a>	591
	15		<a href="#">東彼杵町総合会館</a>	東彼杵町	<a href="#">彼杵宿郷706番地4</a>	2,046	15	<a href="#">東彼杵町立千綿小学校</a>		東彼杵町	<a href="#">平似田郷821番地1</a>	1,274
	16		<a href="#">東彼杵町教育センター分室</a>	東彼杵町	<a href="#">彼杵宿郷483番地1</a>	340	16	<a href="#">東彼杵町農村環境改善センター</a>		東彼杵町	<a href="#">駄地郷148番地</a>	682
	17		<a href="#">彼杵児童体育館</a>	東彼杵町	<a href="#">彼杵宿郷501番地</a>	1,017	17	<a href="#">東彼杵町立彼杵小学校</a>		東彼杵町	<a href="#">蔵本郷1881番地</a>	1,220
	18		<a href="#">農民研修センター</a>	東彼杵町	<a href="#">彼杵宿郷483番地1</a>	248	18	<a href="#">東彼杵町総合会館</a>		東彼杵町	<a href="#">彼杵宿郷706番地4</a>	2,046
	19		<a href="#">東彼杵町立 (旧)大楠小学校</a>	東彼杵町	<a href="#">菅無田郷304番地</a>	791	19	<a href="#">東彼杵町教育センター分室</a>	東彼杵町	<a href="#">彼杵宿郷483番地1</a>	340	
	20		<a href="#">橋ノ詰公民館</a>	東彼杵町	<a href="#">彼杵宿郷590番地1</a>	72	20	<a href="#">彼杵児童体育館</a>	東彼杵町	<a href="#">彼杵宿郷501番地</a>	1,017	
	21		<a href="#">蔵本構造改善センター</a>	東彼杵町	<a href="#">蔵本郷880番地1</a>	50						
	22		<a href="#">東部地区コミュニティセンター</a>	東彼杵町	<a href="#">瀬戸郷726番地</a>	105						
23		<a href="#">千綿児童体育館</a>	東彼杵町	<a href="#">千綿宿郷1287番地1</a>	120							

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

24	志佐	<a href="#">東宿コミュニティセンター</a>	東彼杵町	<a href="#">千綿宿郷1287番地1</a>	120	21		<a href="#">農民研修センター</a>	東彼杵町	<a href="#">彼杵宿郷483番地1</a>	248
25						22	調川	<a href="#">蔵本構造改善センター</a>	東彼杵町	<a href="#">蔵本郷880番地1</a>	50
26	上志佐	<a href="#">東彼杵町立（旧）千綿小学校</a>	東彼杵町	<a href="#">平似田郷740番地</a>	1,290	23		<a href="#">東宿コミュニティセンター</a>	東彼杵町	<a href="#">千綿宿郷1287番地1</a>	120
27		<a href="#">川棚町勤労青少年ホーム</a>	川棚町	<a href="#">中組郷1506番地</a>	436	24	上志佐	<a href="#">東彼杵町立（旧）大桶小学校</a>	東彼杵町	<a href="#">菅無田郷304番地</a>	791
28		<a href="#">川棚町公会堂</a>	川棚町	<a href="#">中組郷1506番地</a>	—	25		<a href="#">東彼杵町立（旧）千綿小学校</a>	東彼杵町	<a href="#">平似田郷740番地</a>	1,290
29		<a href="#">川棚町中央公民館</a>	川棚町	<a href="#">中組郷1506番地</a>	445	26		<a href="#">大村市体育文化センター</a>	大村市	<a href="#">幸町25番地33</a>	4,428
30		<a href="#">川棚町柔剣道場</a>	川棚町	<a href="#">中組郷1533番地1</a>	373	27		<a href="#">大村市立大村中学校</a>	大村市	<a href="#">赤佐古町78番地</a>	1,428
31	御厨	<a href="#">川棚町立 石木小学校体育館</a>	川棚町	<a href="#">石木郷120番地2</a>	540	28		<a href="#">長崎県立大村高等学校</a>	大村市	<a href="#">久原1丁目591番地</a>	2,000
32		<a href="#">川棚町立 小串小学校体育館</a>	川棚町	<a href="#">小串郷1207番地</a>	540	29	志佐	<a href="#">大村市立西大村中学校</a>	大村市	<a href="#">松並1丁目116番地3</a>	1,285
33		<a href="#">川棚町立 川棚小学校体育館</a>	川棚町	<a href="#">中組郷1555番地</a>	535	30		<a href="#">大村市立桜が原中学校</a>	大村市	<a href="#">桜馬場2丁目487番地1</a>	1,428
34		<a href="#">川棚町立 川棚中学校体育館</a>	川棚町	<a href="#">中組郷1370番地3</a>	986	31		<a href="#">長崎県立大村工業学校</a>	大村市	<a href="#">森園町1079番地3</a>	1,000
35		<a href="#">川棚町いきがいセンター</a>	川棚町	<a href="#">下組郷338番地57</a>	594	32		<a href="#">大村市立郡中学校</a>	大村市	<a href="#">沖田町69番地</a>	1,285
36		<a href="#">波佐見町農村環境改善センター</a>	波佐見町	<a href="#">長野郷173番地2号</a>	528	33		<a href="#">川棚町勤労青少年ホーム</a>	川棚町	<a href="#">中組郷1506番地</a>	436
37	大崎					34		<a href="#">川棚町柔剣道場</a>	川棚町	<a href="#">中組郷1533番地1</a>	373
38		<a href="#">長崎県立川棚高等学校体育館</a>	川棚町	<a href="#">白石郷64番1号</a>	1,400	35		<a href="#">川棚町立石木小学校体育館、教室</a>	川棚町	<a href="#">石木郷120番地2</a>	840
39	星鹿	<a href="#">川棚町中央公園体育館</a>	川棚町	<a href="#">下組郷344番地1</a>	1,252	36		<a href="#">川棚町立川棚小学校体育館、教室</a>	川棚町	<a href="#">中組郷1555番地</a>	835
40		<a href="#">川棚町いきがいセンター</a>	川棚町	<a href="#">下組郷338番地57</a>	594	37		<a href="#">川棚町中央公園体育館</a>	川棚町	<a href="#">下組郷344番地1</a>	1,252
41		<a href="#">東部地区コミュニティセンター</a>	川棚町	<a href="#">石木郷204番地</a>	27	38	御厨	<a href="#">東部地区コミュニティセンター</a>	川棚町	<a href="#">石木郷204番地</a>	127
42		<a href="#">川棚町いきがいセンター</a>	川棚町	<a href="#">下組郷338番地57</a>	594	39		<a href="#">川棚町中央公民館</a>	川棚町	<a href="#">中組郷1506番地</a>	445
43	田代	<a href="#">内海産業会館</a>	波佐見町	<a href="#">湯無田郷1240番地2</a>	209	40		<a href="#">川棚町立川棚中学校体育館、教室</a>	川棚町	<a href="#">中組郷1370番地3</a>	1,586
44		<a href="#">金屋コミュニティセンター</a>	波佐見町	<a href="#">金屋郷1165番地1号</a>	143	41		<a href="#">川棚町いきがいセンター</a>	川棚町	<a href="#">下組郷338番地57</a>	594
45		<a href="#">井石郷公民館</a>	波佐見町	<a href="#">井石郷2061番地1号</a>	178	42		<a href="#">川棚町立小串小学校体育館、教室</a>	川棚町	<a href="#">小串郷1207番地</a>	840
46	青島	<a href="#">折敷瀬集落センター</a>	波佐見町	<a href="#">折敷瀬郷1836番地1号</a>	254	43		<a href="#">波佐見町農村環境改善センター</a>	波佐見町	<a href="#">長野郷173番地2号</a>	528
						44		<a href="#">内海産業会館</a>	波佐見町	<a href="#">湯無田郷1240番地2</a>	209
						45		<a href="#">金屋コミュニティセンター</a>	波佐見町	<a href="#">金屋郷1165番地1号</a>	143
						46	星鹿	<a href="#">長崎県立川棚高等学校体育館、教室</a>	川棚町	<a href="#">白石郷64番地1</a>	2,117
						47		<a href="#">川棚町公会堂</a>	川棚町	<a href="#">中組郷1506番地</a>	836

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

		48	<a href="#">青島</a>	<a href="#">千綿児童体育館</a>	<a href="#">東彼杵町</a>	<a href="#">駄地郷182番地</a>	550
--	--	----	--------------------	-------------------------	----------------------	--------------------------	-----

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	時点修正 (佐世保市)							
ページ	現行計画			修正計画				
171	13. 避難対象範囲にある施設 (2) 保育所・幼稚園			13. 避難対象範囲にある施設 (2) 保育所・幼稚園				
		名称	所在地	児童数		名称	所在地	児童数
	6	潜竜徳田病院のりみ園	江迎町田ノ元467-2	12	6	削除	削除	削除

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	時点修正 (佐世保市)									
ページ	現行計画				修正計画					
175	<b>(5) 高齢者グループホーム等</b>				<b>(5) 高齢者グループホーム等</b>					
		名称	種別	所在地	定員		名称	種別	所在地	定員
	5	<a href="#">サンフラワー別館</a>	<a href="#">認知症対応型 グループホーム</a>	<a href="#">吉井町橋川内 486-5</a>	<a href="#">9</a>	5	<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>
	<b>(6) 障害者支援施設</b>				<b>6) 障害者支援施設</b>					
		名称	種別	所在地	定員		名称	種別	所在地	定員
	2	白岳学園	施設入所支援	江迎町奥川内 300 番地 1	<a href="#">60</a>	2	白岳学園	施設入所支援	江迎町奥川内 300 番地 1	<a href="#">40</a>
	<b>(7) 障害者グループホーム</b>				<b>(7) 障害者グループホーム</b>					
		名称	種別	所在地	定員		名称	種別	所在地	定員
	3	アシタバ	共同生活援助	吉井町直谷 1249-4	<a href="#">19</a>	3	アシタバ	共同生活援助	吉井町直谷 1249-4	<a href="#">17</a>
	4	北松事業所	共同生活援助	江迎町小川内 15-3	<a href="#">73</a>	4	北松事業所	共同生活援助	江迎町小川内 15-3	<a href="#">72</a>
	5	グループホームや なせ	共同生活援助	世知原町箭瀬 778-3	18	5	グループホームや なせ	共同生活援助	世知原町箭瀬 778-3	18
	6	<a href="#">江迎事業所</a>	共同生活援助	<a href="#">江迎町奥川内 326-2</a>	<a href="#">19</a>	6	<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>
	7	<a href="#">ケアホーム「サン」</a>	共同生活援助	<a href="#">江迎町栗越 199</a>	<a href="#">24</a>	7	<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>
						6	<a href="#">ダイバーズホーム</a>	共同生活援助	<a href="#">江迎町長坂 164-29</a>	<a href="#">7</a>
						7	<a href="#">サンライフ長坂</a>	共同生活援助	<a href="#">江迎町長坂 189-1</a>	<a href="#">7</a>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	時点修正（佐世保市）											
ページ	現行計画					修正計画						
177	15. 車両及び船舶の状況 (1) 乗合自動車、貸切旅客自動車 (佐世保市)					15. 車両及び船舶の状況 (1) 乗合自動車、貸切旅客自動車 (佐世保市)						
	事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先	事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先
	西肥自動車 (株)	佐世保市潮見町 16-10	小型	<u>7</u>	<u>238</u>	0956-31-8118	西肥自動車 (株)	佐世保市潮見町 16-10	小型	<u>5</u>	<u>170</u>	0956-31-8118
中型			<u>68</u>	<u>3,672</u>	中型				<u>56</u>	<u>3,024</u>		
大型			<u>191</u>	<u>14,400</u>	大型				<u>137</u>	<u>10,275</u>		
	させぼバス (株)	佐世保市白南風町 7-38	小型	<u>3</u>	<u>84</u>	0956-28-2822	させぼバス (株)	佐世保市白南風町 7-38	小型	<u>3</u>	<u>102</u>	0956-28-2822
中型					中型				<u>8</u>	<u>432</u>		
大型					大型				<u>10</u>	<u>750</u>		

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	追記修正（佐世保市）									
ページ	現行計画				修正計画					
178	(3) 船舶				(3) 船舶					
	事業者名	所在地	船名	旅客定員	連絡先	事業者名	所在地	船名	旅客定員	連絡先
	九州商船 (株) 佐世保営業 所	佐世保市万津町 3-5	フェリーなみじ	432	0956-22-2161	九州商船 (株)	佐世保市万津町 3-5	フェリーなみじ	432	0956-22-2161
			フェリーいのり	432		フェリーいのり		432		
シークイーン			140	シーエンジェル		140				
					佐世保営業 所		シークイーン	140		

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	佐世保市の地域防災計画、国の防災基本計画との整合による文言の修正（基地対策・国民保護課）	
ページ	現行計画	修正計画
122	<p>第2部 原子力艦の原子力災害対策</p> <p>第1章 総則</p> <p>第5節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>3 関係市（佐世保市）</p> <p><u>(16) 緊急被ばく医療活動の実施</u></p>	<p>第2部 原子力艦の原子力災害対策</p> <p>第1章 総則</p> <p>第5節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>3 関係市（佐世保市）</p> <p><u>(16) 原子力災害医療活動の実施</u></p>
130	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第6節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備</p> <p>3. <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 資機材</p> <p>県及び関係市は、国と協力し、応急対策を行う<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のための資機材の整備に努める。</p> <p>(2) 情報交換</p> <p>県は、応急対策を行う<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のため、平常時より、国、関係市と相互に密接な情報交換を行う。</p>	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第6節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備</p> <p>3. <u>防災業務関係者</u>の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 資機材</p> <p>県及び関係市は、国と協力し、応急対策を行う<u>防災業務関係者</u>の安全確保のための資機材の整備に努める。</p> <p>(2) 情報交換</p> <p>県は、応急対策を行う<u>防災業務関係者</u>の安全確保のため、平常時より、国、関係市と相互に密接な情報交換を行う。</p>
139	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>4. <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保</p> <p>県、県警察、関係市、消防機関及びその他防災関係機関は、原子力艦の原子力災害発生時の応急対策に係る<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保を図る。</p> <p>(1) 防護対策</p> <p>県は、必要に応じその管轄する<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、県警察、関係市、消防機関及びその他防災関係機関に対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。</p>	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>4. <u>防災業務関係者</u>の安全確保</p> <p>県、県警察、関係市、消防機関及びその他防災関係機関は、原子力艦の原子力災害発生時の応急対策に係る<u>防災業務関係者</u>の安全確保を図る。</p> <p>(1) 防護対策</p> <p>県は、必要に応じその管轄する<u>防災業務関係者</u>に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、県警察、関係市、消防機関及びその他防災関係機関に対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。</p>

令和5年度（第2回）「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

140	<p>(2) <a href="#">緊急事態応急対策に従事する者</a>の被ばく管理</p> <p>① <a href="#">緊急事態応急対策に従事する者</a>の被ばく管理については、次の指標を基準とし、各関係機関独自で行う。</p>	<p>(2) <a href="#">防災業務関係者</a>の被ばく管理</p> <p>① <a href="#">防災業務関係者</a>の被ばく管理については、次の指標を基準とし、各関係機関独自で行う。</p>
-----	--	--